

令和2年度
教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価
(令和元年度対象)

令和2年9月
福岡県教育委員会

目 次

はじめに	1
点検及び評価の概要について	1
○ 教育委員会の活動状況について	3
○ 教育施策の推進状況について	5
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	
1 学力の向上	
(1) 確かな学力向上のための取組の推進	7
2 体力の向上	
(1) 体力向上のための取組の推進	11
(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	13
(3) 健康教育の充実	15
3 豊かな心の醸成	
(1) 道徳性を養う心の教育の充実	17
(2) 実体験を重視した教育の推進	19
(3) いじめや不登校等への対応	21
(4) 少年の非行防止と健全育成	24
(5) 幼児教育の充実	26
(6) 読書活動の充実	28
4 学校、家庭、地域の連携・協働	
(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	30
(2) 家庭教育支援の充実	32
5 教育環境づくり	
(1) 多様な教育ニーズへの対応	34
(2) I C Tを活用した教育活動の推進	36
(3) 児童生徒の安全確保	39
(4) 学校施設の整備・充実	41
(5) 教育機会の確保	43
(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	45
II 「社会にはばたく力」を育成する	
1 多様で特色のある能力や個性の伸長	
(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	49
(2) 特別支援教育の推進	52

2	キャリア教育の充実	
	(1) キャリア教育・職業教育の推進	54
III	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	
1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	
	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	56
IV	生涯学習社会をつくる	
1	生涯学習・社会教育の総合的推進	
	(1) 社会教育活動の推進	59
2	生涯学習・社会教育環境の整備	
	(1) 社会教育施設の充実	61
V	県民の文化活動を盛んにする	
1	文化の振興	
	(1) 県民文化芸術活動の振興	63
	(2) 文化財の保存・活用及び継承	65
VI	県民のスポーツ活動を盛んにする	
1	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	
	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	67
VII	人権が尊重される心豊かな社会をつくる	
1	人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	
	(1) 人権教育・人権啓発の推進	69
	(参考) 指標の達成状況一覧	71
○	学識経験者意見	74
○	資料等	
	関係法令	
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	86
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）	
	（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）	87
	現在の福岡県教育行政の仕組み	88
	福岡県内学校数等一覧	89

はじめに

このたび、県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

この点検及び評価は、令和元年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に関して実施したものであり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たすことを目的としています。

県教育委員会は、この報告書を議会に提出するとともに、県民に公表することとしています。

また、この点検及び評価の結果を今後の教育委員会活動や教育施策に十分に反映させることで、本県における教育施策が、県民の皆様方の御理解の下に、適切・円滑に推進できますよう、取組の強化を図ってまいります。

点検及び評価の概要について

1 点検及び評価の対象並びに実施方法

本報告書では、「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」についての点検・評価の結果を掲載しています。

このうち、「教育施策の推進状況」についての点検及び評価の実施方法は、次のとおりです。

(1) 取組・事業評価

「令和元年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた施策を構成する主な取組・事業等について、点検及び評価を実施します。

(2) 施策評価

(1) の結果を踏まえ、令和元年度の施策の取組状況について点検及び評価を実施します。

2 点検及び評価の方法並びに評価の観点

点検及び評価に際しては、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう配慮しています。

また、対象となる施策を構成する主な取組・事業等の推進状況についての点検及び評価を通じて、施策自体に関する点検及び評価を実施することとしています。

3 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用について

次の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項が規定している「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、大学等の専門家からの意見書を求める方式を取っています。

- ・ 教育委員会が行うこととなる点検及び評価については、専門的かつ継続的な見地が求められていること。
- ・ 本報告書で実施した教育委員会の活動状況及び教育施策の推進状況についての点検及び評価については、自己評価となることから、大学等の専門家による意見書をもって、客観性を担保する必要があること。

なお、今回の意見書については、次の3名の方に執筆をお願いしました。

九州大学大学院教授 元兼 正浩 氏
福岡教育大学教授 石丸 哲史 氏
九州女子大学教授 大島 まな 氏

4 本報告書の構成

本報告書は、「教育委員会の活動状況」、「教育施策の推進状況」及び「学識経験者意見」の3部で構成しています。

このうち、「教育委員会の活動状況」については、(1)教育委員会の概要、(2)主な活動、(3)成果、(4)課題、(5)対応の5項目で構成しています。

「教育施策の推進状況」については、「令和元年度福岡県教育施策実施計画」が定める教育施策の7つの柱ごとにこれを構成する施策の点検及び評価を行っています。施策ごとの具体的な項目は、(1)施策の基本的なねらい、(2)主な取組・事業、(3)指標、(4)成果、(5)課題、(6)対応としています。「指標」については、「令和元年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた目標値に向けての状況を次の4段階の基準で評価しています。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

なお、「課題」と「対応」については、文頭に番号を付して、それぞれの対応関係を示しています。

※ 関係法令等の資料については、巻末にまとめています。

点検・評価結果

—教育委員会の活動状況について—

○ 教育委員会の活動状況について

教育委員会の概要

1 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置づけられ、本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した教育長及び5人の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に、教育委員会の事務局等（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行しています。

2 教育委員会の所管事務

教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

3 教育長及び委員の職務

教育長及び委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項等を審議しており、そのために教育現場の視察、意見・要望等聴取、教育関係の各種行事への出席、委員協議会（勉強会）等を行っています。

こうした活動を通じて、教育における政治的中立性及び継続性・安定性を確保するとともに、いわゆるレイマンコントロール^{注1)}により、広く県民の意向を反映した責任ある教育行政の実現を図っています。

4 教育長及び委員の構成

教育長及び委員は次の6人です。委員には保護者も含まれています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年であり、再任されることができます。

（令和2年3月31日現在）

職名	氏名	委員としての任期	職業
教育長	城戸 秀明	H26. 4. 1～R3. 3. 31（2期目）	
委員 (教育長職務代理者)	久保田 誠二	H24. 7. 16～R2. 7. 15（2期目）	農業
委員	宮本 美代子	H25. 7. 8～R3. 7. 7（2期目）	建築士
委員	前田 恵理	H28. 10. 17～R2. 10. 16（1期目）	会社役員
委員	木下 比奈子	H29. 8. 1～R3. 7. 31（1期目）	弁護士
委員	堤 康博	R1. 10. 17～R5. 10. 16（1期目）	医師

令和元年度 主な活動

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開催実績 計23回 <ul style="list-style-type: none"> ①定例会：12回、②臨時会：11回 ※うち移動教育委員会1回（県立小郡高等学校） ○ 議決事項 64件 <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針・計画の策定：5件、②人事案件：28件、 ③審議会委員等任命・委嘱：12件、④規則の制定・改廃：13件、 ⑤文化財の指定：2件、⑥その他：4件 ○ 協議事項 11件（人事案件等） ○ 報告事項 22件（条例改正、予算関係等） 定例会、臨時会の傍聴者数 23人（報道関係者を除く）
委員協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等 開催実績 14回、協議等件数 30件
学校訪問（学校行事・式典への出席、視察、懇談等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校行事・式典（創立記念式典、卒業式）への出席 ○ 校内視察、学校関係者との懇談、意見交換等（県立小郡高等学校） 訪問回数 延べ12回

学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事への出席（福岡県教育文化表彰式、とびうめ教育表彰式、茨城国体等） ○ 公安委員会、人事委員会との意見交換 <p style="text-align: right;">出席等回数 延べ6回</p>
総合教育会議 ^{注2)} への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「文化芸術振興」、「スポーツ振興」についての協議 <p style="text-align: right;">会議回数 1回</p>
他の都道府県との連携、情報交換の場への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策や予算の要望等のほか、「特別支援教育について」、「学校と家庭・地域社会の役割について」をテーマとした協議等 <p style="text-align: center;">九州地方教育委員協議会、教育委員総会 全国都道府県教育委員協議会、教育委員会連合会総会</p> <p style="text-align: right;">出席回数 延べ7回</p>

成 果

- ・ 教育委員会会議の開催については、定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行いました。会議の議題については、前年度と同様に、事前に送付された会議資料等により議題への理解を深めた上で会議に臨んでおり、事務局提案の原案についても県民の視点に立った議論を行いました。議案を承認する場合も、施策の改善点や要望等を明確に示しました。
- ・ 教育施策などの重要案件や条例・規則の制定、懸案事項等について、委員協議会において継続的に協議した上で、会議の議題として十分な議論を行うとともに、他県との研究協議事項や各種調査結果の報告などについても委員協議会で積極的に議論を行いました。
- ・ 教育現場の実情に応じた施策を展開できるように、移動教育委員会の実施や、県立学校における授業視察や教職員との意見交換を行うことで教育現場の実態把握や情報収集に努めるとともに、公安委員会、人事委員会との意見交換会を行うことで教育行政について共通理解、相互の連携を図りました。
- ・ 総合教育会議では、「文化芸術振興」、「スポーツ振興」について協議し、知事と意思疎通及び連携を図りました。
- ・ 教育委員会の情報発信について、移動教育委員会の様子を県のホームページに掲載して充実を図るとともに、速やかな情報発信を行いました。

課 題

- ① 教育委員会会議のさらなる活性化を図るとともに、県民の意向を反映した教育行政を実現するために、今後も教職員をはじめとした関係者との意見交換に努め、教育現場の実態把握等を継続して行う必要があります。
- ② 教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうために、今後も継続して積極的な情報発信等に努めていく必要があります。

対 応

- ① 教育現場の実態把握や関係者との意見交換の拡充を図るため、視察や、情報交換を充実するほか、関係団体が主催する協議会や研修会等に積極的に参加します。
- ② 教育委員会会議の議事録について、原則としてホームページで公開します。また、県民に分かりやすいホームページとなるよう構成や内容を整理し、速やかな情報更新を行い、今後も継続して教育委員会活動について積極的に情報を発信します。

注釈

注1) レイマンコントロール：住民による意思決定。専門家の判断のみによらずに、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督し、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現すること。

注2) 総合教育会議：①大綱（各地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。）の策定、②教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童、生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整するための会議。知事と教育委員会で構成され、知事が招集するもの。

点検・評価結果

—教育施策の推進状況について—

○ 教育施策の推進状況について

県教育委員会は、教育基本法の目標を基本に据えながら、本県における、教育の基本目標を次のように定めています。

【教育の基本目標】

- ・ 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
- ・ 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- ・ 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- ・ 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- ・ 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
- ・ 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

令和元年度は、これらの「教育の基本目標」や「学校教育の目標」に掲げる理念、総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成するために、学校教育、社会教育、文化、スポーツ及び人権教育などの分野において、28の具体的な施策を掲げました。

そして、これらを体系化し、効果的かつ効率的に推進するため、次ページで示すように、教育施策を7つの柱に整理しました。

以下では、28の施策ごとに、教育施策の推進状況について点検及び評価を行っています。

今後とも、県教育委員会では、学力や体力の向上を本県教育の最重要課題として位置づけ、教育施策の更なる改善、充実に向けて取り組んでまいります。

柱	項目	施策	No
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	1
		(1) 体力向上のための取組の推進	2
	2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	3
		(3) 健康教育の充実	4
		(1) 道徳性を養う心の教育の充実	5
	3 豊かな心の醸成	(2) 実体験を重視した教育の推進	6
		(3) いじめや不登校等への対応	7
		(4) 少年の非行防止と健全育成	8
		(5) 幼児教育の充実	9
		(6) 読書活動の充実	10
		4 学校、家庭、地域の連携・協働	(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備
	(2) 家庭教育支援の充実		12
	5 教育環境づくり	(1) 多様な教育ニーズへの対応	13
		(2) ICTを活用した教育活動の推進	14
		(3) 児童生徒の安全確保	15
		(4) 学校施設の整備・充実	16
		(5) 教育機会の確保	17
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	18
II 「社会にはばたく力」を育成する	1 多様で特色のある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	19
		(2) 特別支援教育の推進	20
	2 キャリア教育の充実	(1) キャリア教育・職業教育の推進	21
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	22
IV 生涯学習社会をつくる	1 生涯学習・社会教育の総合的推進	(1) 社会教育活動の推進	23
	2 生涯学習・社会教育環境の整備	(1) 社会教育施設の充実	24
V 県民の文化活動を盛んにする	1 文化の振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	25
		(2) 文化財の保存・活用及び継承	26
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	27
VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	28

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 < 施策 1 > 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◇ 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。
- ◇ 高等学校においては、生徒や地域の実態に応じて学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。
- ◇ 教員研修の実施や各種研究機関との協力により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。
- ◇ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

令和元年度 主な取組・事業

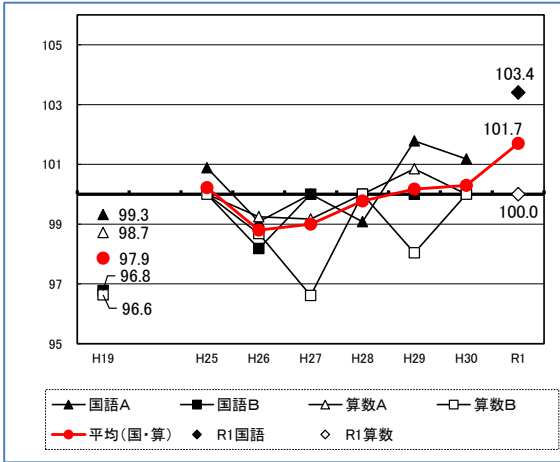
取組・事業名	実績
福岡県学力向上推進計画に基づく 学力向上総合推進事業の実施 < 重点事業 1 >	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか学力アップ推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力調査の実施 平成29年度以降、小5、中1、中2を調査対象学年とし、児童生徒の途切れない実態把握を実現 ・ 学力向上推進強化市町村の指定及び非常勤講師の派遣 21市町村及び1学校組合を学力向上推進強化市町村として指定し、非常勤講師118名を派遣 ・ 基礎・基本を含む活用力を育む教材集の配布及び診断テストの実施 県内全ての小中学校（政令市を除く。）の小4～中3の全学級に教材集を配布。小4～小6を対象に年2回診断テストを実施し、Webシステムによる分析結果を活用 ○ 学力向上推進拠点校指定事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力向上推進拠点校の指定 県内中学校から基礎学力型（6校）と発展学力型（1校）を指定し、学力向上に向けた学習支援員（2名）の派遣や学力向上に係る経費の1/2以内の額を予算の範囲内で補助
「主体的・対話的で深い学び」 推進事業の実施 < 重点事業 2 >	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区講座受講者数 小：国 553 人、社 473 人、算 570 人、理 409 人 中：国 340 人、社 286 人、数 318 人、理 193 人、英 332 人 ○ 福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の大学や県教育センター等と連携を図り、研究開発校11校が学校の特色や教育目標に応じて授業改善や評価に関する実践研究を進め、主体的・対話的で深い学びを推進 ・ プロジェクトの成果を公開授業や実践発表会等にて全県に普及
地域学校協働活動事業における 放課後の学習支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内39市町村275教室で実施

指 標

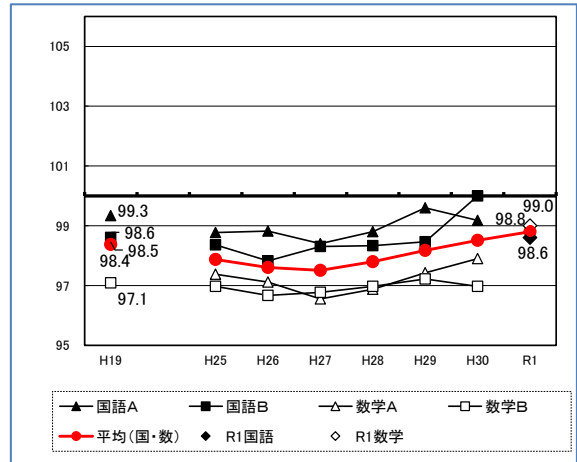
指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	<p>全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値</p> <p>〔小：国語、算数〕 〔中：国語、数学〕</p> <p>※標準化得点= (本県の正答数) / (全国の正答数) ×100</p>	<p>小 国語 103.4 算数 100.0</p> <p>中 国語 98.6 数学 99.0 (R1 年度)</p>	<p>小 国語 100 以上 算数 100 以上</p> <p>中 国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (R3 年度)</p>	○
課題解決に向けた取組	<p>授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合</p>	<p>小 75.7% (全国 77.7%) 中 73.7% (全国 74.8%) (R1 年度)</p>	<p>全国平均以上 (R3 年度)</p>	○
家庭での学習習慣の定着	<p>学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合</p>	<p>小 35.2% (全国 34.0%) 中 34.7% (全国 30.0%) (R1 年度)</p>	<p>全国平均以下 (R3 年度)</p>	○
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	<p>教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合</p>	<p>小 36.3% (全国 37.3%) 中 33.5% (全国 33.9%) (R1 年度)</p>	<p>全国平均以上 (R3 年度)</p>	○

全国学力・学習状況調査標準化得点の県と全国の差

小学校

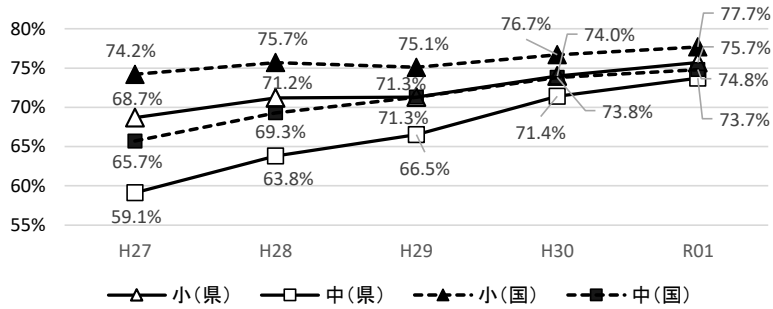


中学校

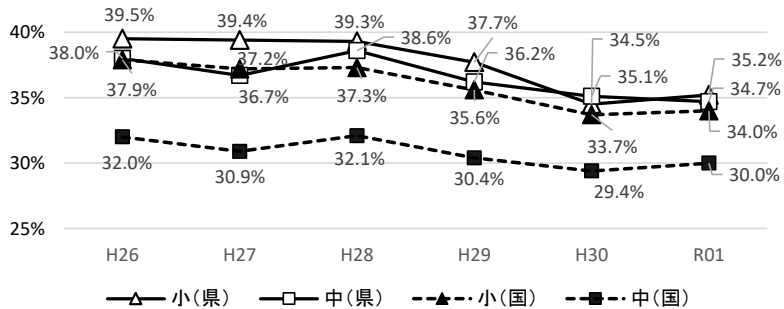


※A問題：主として知識に関する問題、B問題：主として活用に関する問題
 ※「平均」は、国語と算数（数学）の標準化得点を平均した値
 ※R1は、知識と活用を一体的に問う調査問題

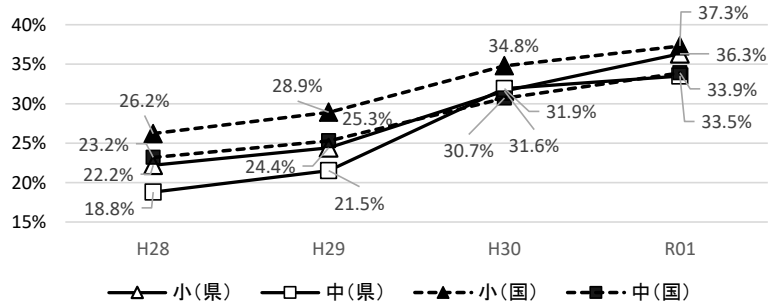
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合



学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合



教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合



成 果

小学校の標準化得点は、国語は全国を上回り、算数は全国と等しく、国語・算数の平均では、5年連続で向上しています。

- ・ 全国学力・学習状況調査の小学校の標準化得点は、調査の始まった平成19年度（A・B問題を平均した値）と比較して、国語・算数とも上昇し、調査開始以来の最高値を示しました。
- ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は、国語・数学の平均では、4年連続で改善傾向が見られました。
- ・ 「学校・教員支援」「教育委員会支援」にかかる学力向上事業の積み重ねにより、検証改善の取組の実効性が高まってきています。
- ・ 「学力向上推進拠点校」の3年間の継続的・協働的な取組により明らかとなった、校長の経営方針が全教職員に行きわたること、短い期間で検証改善サイクルを回すことが児童生徒の学力向上につながることを等の実践研究の成果を、研究発表会やリーフレットを通じて県内に広く普及・啓発しました。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座では、各地区講座において、国語、算数・数学、理科の公開授業等を実施したことにより、受講者自身の授業改善が進んだり、各学校の校内研修を通じた指導の広まりがみられたりしています。

課 題

中学校の標準化得点は、国語・数学とも全国を下回っています。

- ① 全国学力・学習状況調査
 - ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は国語・数学とも全国を下回っています。
 - ・ 小学校で培った学力を、中学校で十分に伸ばせていない現状があります。
- ② 学力向上推進拠点校の取組において、教員一人一人の教科指導力をさらに高める授業改善の方策を明らかにしていく必要があります。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の受講者の学びを各小・中学校教員の授業改善につないでいくことが必要です。
- ④ 県立高等学校等では、授業改善が進んでいますが、新高等学校学習指導要領を踏まえ、深い学びの実現や評価等について、さらに研究を進め、全校への普及を継続する必要があります。
- ⑤ 学校、家庭、地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、今後も未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応

思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくりをさらに推進します。

- ① 全国学力・学習状況調査
 - ・ 関係機関とも連携し、これまでの調査結果データを基にした分析チームによる、さらにきめ細かな分析を行うことで、小中9年間を通じた授業改善を進めます。
 - ・ 小中9年間を通して持続的に学力を伸ばさせるため、小中一貫した指導等による「授業改善」、ミドルリーダー等の「人材育成」、管理職のリーダーシップによる「学校マネジメント」を推進していきます。
- ② 第Ⅱ期となる学力向上推進拠点校指定事業では、第Ⅰ期の成果と課題を踏まえ、目標と指導と評価が一体化した「授業づくり」や中学校区全体で教育活動を進める「組織づくり」の視点から、実践研究を推進していきます。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座においては、昨年度から小学校、中学校ともに教科の枠を広げて実施しており、コア・ティーチャー等による質の高い授業を参観・協議することで、思考力・判断力・表現力等を育成する授業改善の一層の推進に努めます。
- ④ 県立高等学校等では各研究実践校で地区別実践発表会を開催し、全参加校のポスター発表を行ったり、各研究協力校による教育センターにおける研究発表会を開催したりするなどして、さらなる成果の普及・共有に努めます。
- ⑤ 地域学校協働活動事業の全市町村実施に向け、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会の充実を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 <<施策2>>

体育スポーツ健康課

令和元年度 施策の基本的なねらい

◇ スポーツ医・科学の知見を取り入れた体育・スポーツ活動の充実やオリンピック・パラリンピック教育の推進、オリンピック・パラリンピアン等の活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上させます。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県体力向上総合推進事業の実施 <重点事業3>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校体力向上指導者研修会 6回開催 665人参加 ○ 小学生チャレンジスポーツプロジェクト ・「スポコン広場」^{注1)} 地区大会の開催 教育事務所6地区で計6,379人参加 ○ オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業 県立特別支援学校10校に派遣 ○ タグラグビー普及プロジェクト タグラグビー指導者研修会 58人参加

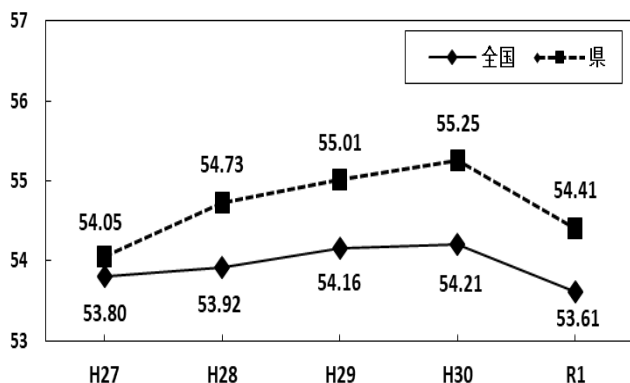
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小 男子 54.41点 (53.61点) 女子 55.96点 (55.59点) 中 男子 43.20点 (41.69点) 女子 50.52点 (50.22点) (R1年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)	◎
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	50.20% (R1年度)	50% (R1年度)	◎

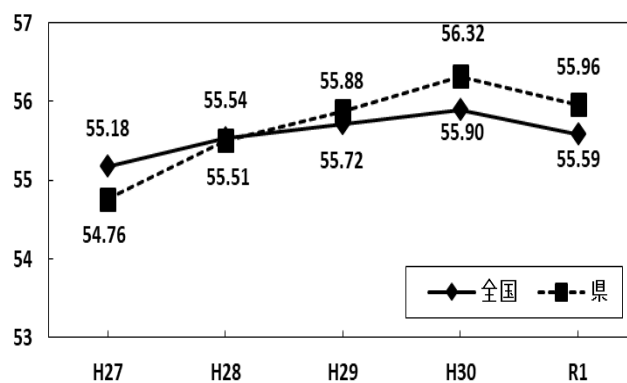
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点^{注2)}の県平均値(年度比較)

※小学校5年生、中学校2年生対象

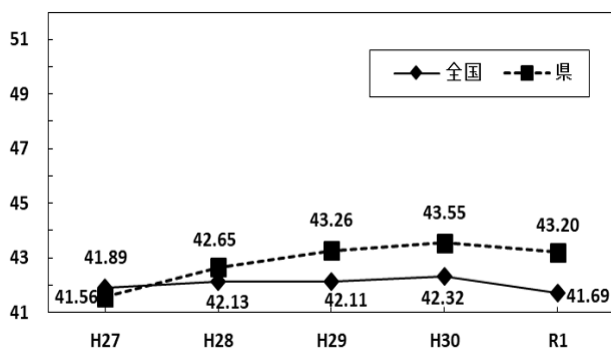
小学校男子



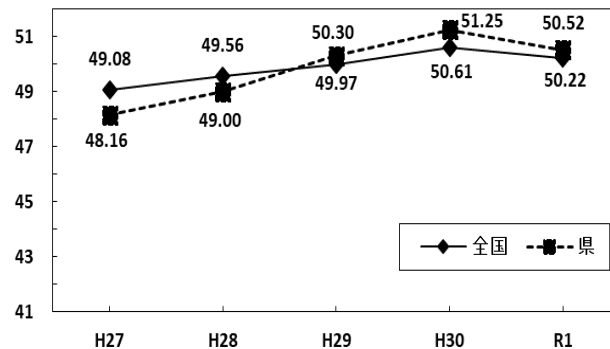
小学校女子



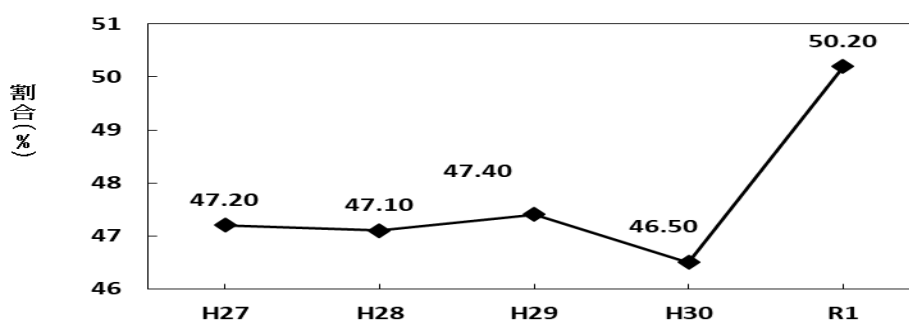
中学校男子



中学校女子



学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合（年度比較）



成 果 小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回るとともに、子どもの運動習慣の定着の割合が目標値を上回りました。

- ・ 小学校男子の県平均値は5年連続、中学校男子は4年連続、小・中学校女子は3年連続で全国平均値を上回りました。
- ・ 平成30年度中に、スポーツ庁から発出された「スポーツ実施率向上のための行動計画」を基に各学校を対象とした研修会等を通して、運動やスポーツを実施していない無関心層の子どもに対して意識改革を図るよう周知したことで、児童生徒の運動習慣の定着につながりました。

課 題 子どもの運動習慣をより一層定着させるための取組を推進する必要があります。

- ① 子どもが運動好きになるために、体育の授業改善及び学校における運動機会の確保を図ることが必要です。

対 応 体育の授業改善や運動の習慣化に向けた取組をより一層推進します。

- ① 小・中学校教員を対象とした体力向上指導者研修会の実施や「1校1取組」運動の継続的な実施を通して、体育・保健体育の授業改善を図るとともに、「スポコン広場」の参加推奨やオリンピック・パラリンピック教育の推進等により、子どもたちの運動の動機付けと習慣化を図ります。

注釈

- 注1) スポコン広場：小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。学級ごとに様々な競技に挑戦し、その記録をインターネット上で競い合うことができる。また、登録校の中から選抜されたチームで競い合う地区大会が開催される。
- 注2) 体力合計点：50m走やボール投げ等の体力・運動能力を測定する新体力テスト8種目について、各10点満点で採点した合計得点（小・中学校男女それぞれ採点基準が異なる）。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

《施策3》

体育スポーツ健康課

令和元年度 施策の基本的なねらい

◇ 平成30年12月に策定した「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」に則った運動部活動の適正な運営や部活動指導員^{注1)}等を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、より多くの生徒が運動・スポーツを実践することを通して、体力の向上や健康の保持増進を図るなど、継続的に運動に取り組む運動習慣の定着を図ります。

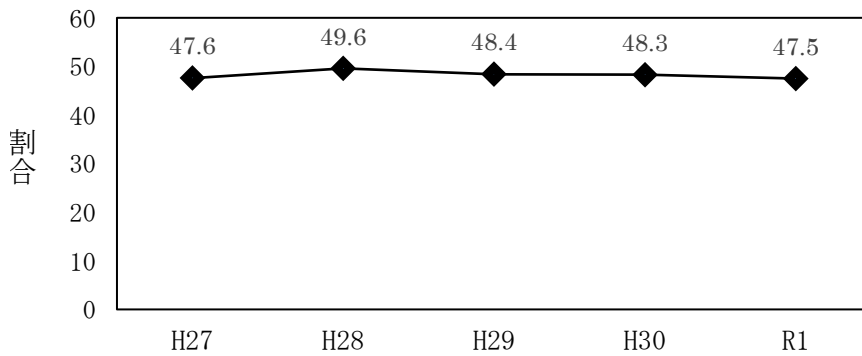
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員の指導力向上のための各種研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ トレーニング指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)福岡県スポーツ振興センターと合同で、教職員や県内スポーツ推進委員等を対象に、指導者研修会を開催 参加者数 171人 ○ 学校体育における地域人材^{注2)}の活用に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道種目に関する人材の確保と活用 14校に10人を派遣 ・ ダンスに関する人材の確保と活用 7校に5人を派遣 ○ 武道指導者養成研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道の指導経験がない又は浅い教員を対象に指導者養成研修会を開催 参加者数 柔道23人、剣道26人、空手道13人
福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 ＜重点事業3＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動指導員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を派遣 派遣数 市町村立学校78人、県立学校191人 ○ 運動部活動指導力向上研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動の指導歴が浅い顧問、もしくは競技歴がない顧問を対象に、適正な運営に関する研修会を開催 参加者数 316人 ○ 部活動指導員研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等に関する研修会を開催 参加者数 延べ151人

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	47.5% (R1年度)	50.0% (毎年度)	△

【運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合】



成 果 運動部活動に関わる指導者の資質向上を図ることができました。

- ・ 指導歴が浅い、もしくは競技歴がない運動部顧問を対象に、科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた指導法等について研修を行うことにより、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 中学校の保健体育科の授業に武道やダンスの地域人材を派遣した結果、専門性の高い指導者の的確な指示により、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 中学校保健体育科教員を対象に実技指導を含めた武道指導者養成研修会を実施し、発達段階に応じた指導方法の習得や安全確保の仕方など、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 市町村立学校に78人、県立学校に191人の部活動指導員を派遣し、より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減することができました。
- ・ 各県立学校に対して、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」をもとに運動部活動の適切な運営に向けたフォローアップを行い、全ての県立高等学校が「運動部活動の活動の方針及び計画」を公表することができました。

課 題 運動部活動の適切な運営のための体制整備が求められています。

- ① 運動部活動を持続可能なものにするために、適切な運営のための体制整備が必要です。
- ② 部活動指導員が配置されている学校においては、教員との打合せ時間を確保することや、互いの役割の明確化、学校教育への共通理解等を図ることが必要です。
- ③ 運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合が横ばい状態であるため、今後入部率向上に向けた取組が必要です。

対 応 調査研究委員会を設置し、課題解決の道筋を明らかにしていきます。

- ① 運動部活動の在り方に関する調査研究委員会において、地域の実情に応じた新たな運動部活動の在り方に関する研究を実施し、その内容を広く周知します。
- ② 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等について研修会を実施します。
- ③ 多様な生徒のニーズに応じた運動部活動（シーズン制、レクリエーション志向、体力づくり等）の在り方を検討します。

注釈

注1) 部活動指導員：学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減のため、学校におけるスポーツ、文化等に係る専門的な知識・技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、設置者が任用する部活動に係る技術的な指導に従事する指導者のこと。部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員であり、単独での指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等の職務に従事することができる。

注2) 地域人材：専門的な知識や技能を有し、地域等で青少年の指導実績のある指導者のこと。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(3) 健康教育の充実 << 施策 4 >>

体育スポーツ健康課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、専門医との連携を推進します。
- ◇ 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

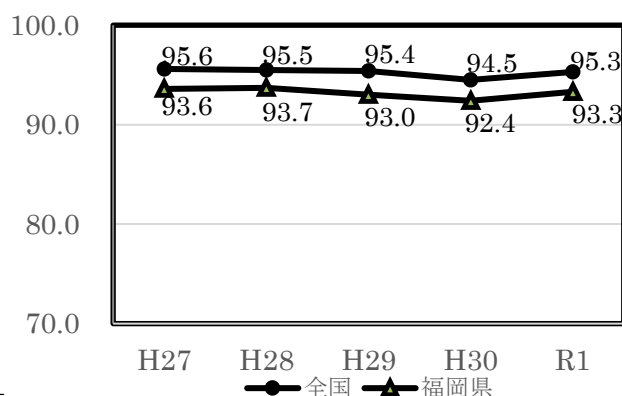
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
健康教育推進事業 (性と心の健康相談) の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の性や心の健康問題の解決を図るため、全県立高等学校を対象に専門医(産婦人科医、精神科医)による講演会や相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科(実施率: 92.6% 88/95校) 実施回数: 107回(講演35回・相談72回) 相談件数: 228回 ・ 精神科(実施率: 84.2% 80/95校) 実施回数: 103回(講演11回・相談92回) 相談件数: 245回
食に関する指導についての 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食に関する指導のための教職員(栄養教諭・学校栄養職員等)研修の実施 ○ 福岡県学校給食研究指定委嘱校 食に関する指導の実践校 11校 ○ 食に関するイベントによる食育啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県学校給食レシピコンクール 1,020点 応募 ・ 福岡県学校給食フェア 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止 ○ 食物アレルギー対応に関する研修会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー講習会 267人参加(県外から19人含む) ・ 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 357人参加
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度から、「優良事例報告会」を「子どもが作る『ふくおか弁当の日』の充実を図る研修会」とし、令和2年2月実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。 ○ 子どもがつくる「ふくおか弁当の日」の実施校数(平成30年度) 小学校 280校、中学校 158校
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の衛生管理等に関する状況調査及び改善指導 学校給食施設 17施設 ○ 学校給食用食材の点検 市町村立学校、共同調理場 28施設(政令市を含む) 県立学校 2校

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	
現状値	目標値	達成状況
93.3% (全国 95.3%) (R1年度)	全国平均以上 (R3年度)	○

朝食を食べる習慣が定着している児童の割合(%)



成 果 各学校の実態に応じて、特色ある健康教育が推進されています。

- ・ 専門医による性や心の健康に関する講演や相談を実施したことによって、「正しい知識が深まった」、「医療機関の受診につながった」等の評価を得ており、高校生の心身の健康問題への対応の充実を図ることができました。
- ・ 食に関する指導に係る全体計画が、すべての小学校、中学校で作成され、食に関する指導が組織的・計画的に実施されています。
- ・ 学校給食研究指定事業委嘱校においては、児童生徒が望ましい食習慣を身につけるための効果的な取組が実践され、朝食摂取率が向上するなどの効果が見られます。
- ・ 学校と家庭をつなぐ食育の取組として、弁当の日に取り組む学校は徐々に増加しており、学校の実態に応じた特色ある取組が行われ、児童生徒の食に対する意識を高めることや、食への感謝の気持ちを育む、食を通じた家族間のコミュニケーションの機会の増加などの効果が見られます。
- ・ 福岡県学校給食レシピコンクールは、児童生徒の食に関する意識を高める効果が見られます。
- ・ 学校給食衛生管理に関する指導者を学校給食施設に派遣し、施設ごとに実態に応じた指導を行ったことで、体制面や施設面の改善が図られています。

課 題 効果的な取組を県内に広めていくことが必要です。

- ① 全ての学校において、性と心の健康相談事業の積極的な活用を推進し、取組の充実を図る必要があります。
- ② 朝食摂取率の向上につながる効果的な取組を、県内の学校に広めていくことが必要です。
- ③ 学校給食の衛生管理について、管理体制や施設設備を更に充実することが必要です。

対 応 研修会や報告会等を通して、効果的な取組を周知していきます。

- ① 性と心の健康相談事業の全校実施に向けて、実施校の取組事例等を紹介するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ② 研究指定校等における、学校と家庭が連携した朝食摂取率の改善に効果が認められる取組を、研修会やHP等を活用して県内各学校に周知していきます。また、児童が自分の朝食について、振り返ることができる「朝食いきいきシート」を作成・配布し、活用を促します。
- ③ 学校給食の衛生管理等について、設置者である市町村教育委員会や学校給食関係者の意識向上のために、地域の研修会等で指導・改善内容を広めていきます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(1) 道徳性を養う心の教育の充実 <<施策5>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「特別の教科 道徳」の実施に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような授業の実現に努めます。
- ◇ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◇ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、「特別の教科 道徳」や各教科などの指導を推進します。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動等の体験活動の実施状況（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 84.4%（380校） ・ 中学校 63.7%（130校） ・ 県立高等学校 100%（95校） <体験活動の例> 地域の清掃・美化、福祉施設等訪問、リサイクル活動、自然・文化財等保護、国内及び国際社会への支援協力と貢献
規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県道徳教育地域指導者研修における道徳教育地域指導者^{注1)}の育成 小中学校（政令市を除く。） 各12人 ○ 「道徳教育推進市町村」を指定し、研究成果を普及・啓発（6市町村） ○ 県立高等学校等における「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」の作成 100%

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	360人 (R1年度)	360人 (R1年度)	◎
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	83.2% (R1年度)	85% (毎年度)	○

成 果 道徳教育地域指導者を累計 360 人育成し、活用しています。

- 令和元年度に 24 人、累計 360 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で活用されています。

校内における指導助言	2,010 回
他校における指導助言	676 回
各地区研修会における指導助言等	860 回
- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動は、全ての県立高等学校で実施しています。
- 全ての県立高等学校において、道徳教育の充実のための「全体計画」及び「年間指導計画」を作成し、実施しています。

課 題 道徳教育地域指導者の幅広い活用が必要です。

- ① 養成した道徳教育地域指導者の活用場所について、自校内のみの活用にとどまっている状況も見られます。各地域の道徳教育授業研修会等の講師として、より一層の活用が必要です。
- ② 道徳科のねらいに結びつくような体験活動の充実を図ることが必要です。
- ③ 道徳科の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化が必要です。
- ④ 県立高等学校等においては、生徒の発達段階を考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通して行うことにより、生徒が自らの人生観・世界観や価値観を形成し、主体性を持って生きたいという意欲を高める必要があります。
- ⑤ 高等学校における道徳教育は、中学校の内容項目とのつながりを意識し、学校の実態に応じて推進する必要があります。

対 応 研修の充実と指導者の活用について啓発します。

- ① 今後も継続的に道徳教育地域指導者を育成し、各地域で道徳教育の講師として積極的に活用します。
- ② 管理職研修会や教務主任研修会等において、道徳性を養うための体験活動の充実や道徳教育地域指導者の活用について啓発します。
- ③ 道徳教育推進事業及び福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において道徳科の趣旨を踏まえた多様な指導方法の研究、評価の推進及びその成果の普及を行います。
- ④ 県立高等学校等においては、道徳教育の目標を達成するための「全体計画」及び「年間指導計画」について内容の精選・充実を図ります。
- ⑤ 「年間指導計画」を作成する際に、学校の実態に応じた道徳教育の重点項目を明確にした上で、指導場面毎に、重点的に指導する中学校の内容項目を記入し、関連付けて指導します。

注釈

注1) 道徳教育地域指導者：道徳教育に関する基本的な理論研究及び実践研究を行い、その指導技術を習得させることを目的とした年5回の「福岡県道徳教育地域指導者研修」を受講した、道徳教育を推進する専門的な資質を持った教員。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(2) 実体験を重視した教育の推進 << 施策 6 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。
- ◇ 社会教育施設等を活用し、体験活動の充実を図ります。

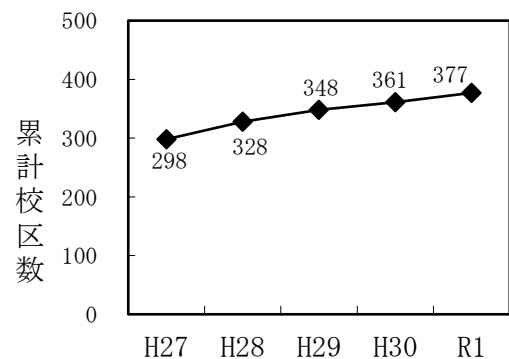
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
通学合宿推進事業の実施	○ 実施小学校区数 累計 377 校区 (うち令和元年度実施校区数 16 校区 (12 市町))
県立学校集団体験活動推進事業の実施	○ 自立と協働を学ぶ体験活動 実施率 100% (全日制高等学校等) ○ 特別支援学校体験学習 実施率 100% (特別支援学校)
子どもたちの体験活動を推進する地域活動指導員設置事業の実施	○ 地域活動指導員設置市町村数 57 市町村 183 人 ○ 県地域活動指導員研修会の実施 参加者 119 人 ○ 教育事務所主催学習会 参加者 167 人
障がいのある子どもたち・不登校の子どもたちの体験活動の支援	○ 社会教育総合センター 知的障がいのある児童生徒・保護者対象 3 回 39 家族 104 名 ○ 英彦山青年の家 聴覚障がいのある児童生徒対象 1 回 23 名 ○ 少年自然の家「玄海の家」 視覚障がいのある児童生徒対象 2 回 19 名 ○ 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」 適応指導教室等に通っている中学生対象 4 回 35 名

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校区数	
現状値	目標値	達成状況
377 校区 /721 校区 (R1 年度)	361 校区 /721 校区 (R4 年度)	◎

通学合宿を実施している小学校区数



※ 現状値及び目標値は、平成 21 年度以降新たに通学合宿を実施している校区数の累計

成 果 通学合宿により、地域の各種団体が支援にかかわることで、地域が一体となって子どもを育てる体制整備が進んでいます。

- ・ 通学合宿推進事業においては、地域の方のかかわりの中で、参加した子どもたちが、基本的な生活習慣づくりのきっかけとなる日常生活における調理や清掃等の生活体験に取り組みました。その結果、子どもたちの規範意識や協調性の向上などにつながりました。
- ・ 地域活動指導員設置事業は、特に体験活動等において、指導員が地域住民や子どもたちのニーズを把握し、活動の企画・立案・運営・評価を直接担うとともに、コーディネーターとして関わることで、活動の活性化が図られ、その役割を十分に発揮しています。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業は、全日制高等学校等の第一学年を対象としていますが、新たな学びへ繋げていくために、テーマ別協議やアクティブ・ラーニング等の協働的な体験活動を実施することにより、多くの生徒が高校生活へスムーズに移行することができています。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業における災害時生活体験や自然体験、集団行動体験等の多様な体験活動を通して、学校への帰属意識の高揚、学ぶ意欲・体力の向上への意識改革により、自立と協働の精神を育むとともに、社会的自立の基礎を早期に身に付けることで、学校不適応の防止に成果が出ています。

課 題 通学合宿によって育まれる力とその効果を明確にしていく必要があります。

- ① 通学合宿は、実行委員会によって取組がさまざま、統一的な事業効果等の検証が不十分です。通学合宿によって、子どもに育まれる力とその効果を明確にするとともに、地域の方々が育てたい子どもの姿を共有し、その育成に参画するきっかけづくりとなるような取組にしていく必要があります。
- ② 地域活動指導員設置事業については、市町村単位で活動しており、活動内容は様々です。家庭教育や自然体験活動における専門性をもった指導員も多く、その能力を県内各地に広げ、多くの地域で発揮されることが期待されています。
- ③ 全日制高等学校等においては、学校行事をはじめとする特別活動と関連させながら、新たな学びをさらに推進するために、生徒たちが自らの課題や社会が抱える課題を主体的・対話的に解決するための発展的なプログラムを確立し、協働活動へと繋げていく必要があります。

対 応 通学合宿において、「鍛ほめ福岡メソッド」を積極的に取り入れた事業展開の在り方とその効果を調査・分析していきます。

- ① 「鍛ほめ福岡メソッド」を通学合宿に取り入れることで育まれる力とその効果を明確にし、さらに子どもたちの日常的な生活習慣を育み、地域の方々が地域で育てたい子どもの姿を共有した指導を行うなど、課題解決に参画するきっかけづくりとなるよう取組の充実を図ります。
- ② 地域活動指導員設置事業については、各地で取り組まれている素晴らしい実践を広げ、より一層指導員の資質能力の向上を図るため、実践の情報共有や研修の充実を推進します。
- ③ 全日制高等学校等で第一学年を対象に実施している体験活動推進事業においては、特に効果があると考えられるプログラムを他の学校へ広報するため、実施に係る評価を行っています。また、良好な人間関係作りや個々の自己肯定感の育成に努めながら協働活動の意義づけを行っています。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(3) いじめや不登校等への対応 ≪施策7≫

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針及び福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- ◇ いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。

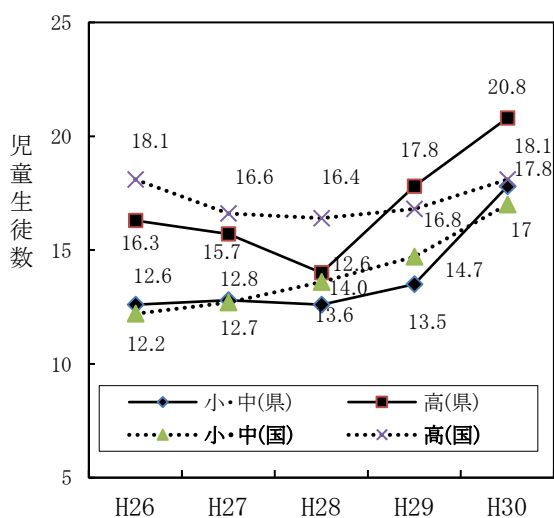
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
いじめ・不登校 ^{注1)} 総合対策事業の実施 ＜重点事業4＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題等学校支援チームの設置（委員5人、支援回数8回、連絡会議3回） ○ いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活・環境多面検査の活用 ・ 保護者用リーフレットを作成（全小中学校配布（政令市を除く。）） ○ スクールカウンセラー等活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（全中学校（政令市を除く。）） ・ 中学校のスクールカウンセラーの小学校への派遣（7,850件） ・ スクールカウンセラースーパーバイザーの配置（各教育事務所に2～5名） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（県内9市町）及びスクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の1/3以内の額を予算の範囲内で補助（46市町村73人） ○ 豊かな人間性育成事業 「ピア・サポート活動」等の児童生徒の人間関係づくりの推進 ○ 「子どもホットライン24」相談事業 24時間対応教育相談の実施（総相談件数5,963件） ○ 不登校予防診断チェックリストの配布（チェックリスト、分析ツール、解説書の作成） ○ リーフレット（「福岡アクション3」^{注2)}、「保護者のアクション3」^{注3)}）を作成（全小中学校の教員、保護者に配布（政令市を除く。）） ○ 関係機関・地域との連携 問題行動及び犯罪被害防止に係る警察と学校間の相互連絡 ○ 高等学校不登校・いじめ防止対策事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（31校） ・ 訪問相談員の配置（13校） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（5校）

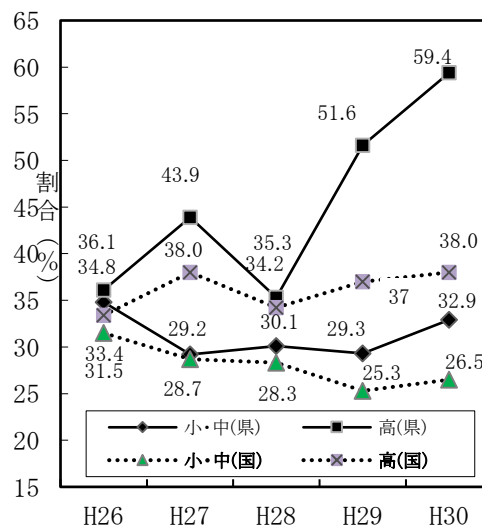
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
不登校対策	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	小 7.3 人（全国 7.0 人） 中 41.0 人（全国 38.1 人） 高 20.8 人（全国 18.1 人） （H30 年度）	全国平均以下 （毎年度）	△
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 32.5%（全国 26.7%） 中 33.1%（全国 26.4%） 高 59.4%（全国 38.0%） （H30 年度）	小・中学校 全国平均以上 （毎年度） 高等学校 50% （毎年度）	◎ ◎
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 87.5%（全国 84.7%） 中 87.1%（全国 82.8%） 高 72.8%（全国 84.8%） （H30 年度）	全国平均以上 （毎年度）	△

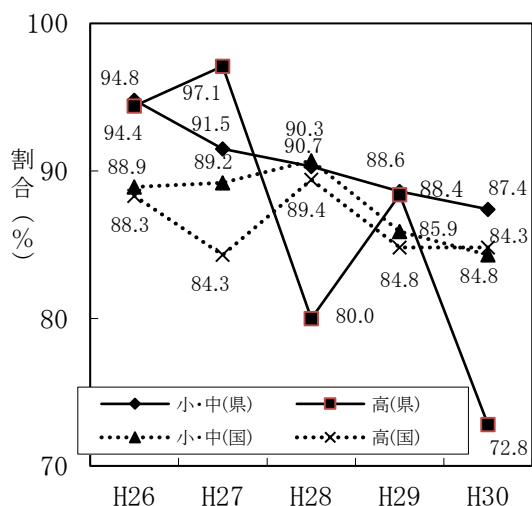
児童生徒 1,000 人当たりの
不登校児童生徒数



不登校から継続して登校できる
ようになった児童生徒の割合



いじめの認知件数のうち解消
した件数の割合



小・中学校のいじめ・不登校に関する指標は、文部科学省調査に基づき公表。令和元年度分の公表は令和2年10月。

成 果 不登校から継続して登校できるようになった割合が全国平均を上回っています。

- ・ 県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合が、目標値に達しました。
- ・ 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、各学校における取組が進み、いじめの未然防止、早期発見及び解消に向けた組織的な対応が図られています。
- ・ 学校でスクールカウンセラー等を活用した教員のカウンセリング・相談技能向上のための校内研修を実施しました。
- ・ 小中学校で、いじめの認知件数のうち解消した件数が、全国平均を上回っています。
- ・ 県立高等学校において複雑化・多様化する生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員を配置し、生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実を図り、生徒を支援しました。

課 題 いじめを認知したものが全て解消しているわけではなく、引き続き危機意識をもって取り組む必要があります。

- ① 児童生徒 1,000 人当たりの認知件数が全国平均よりも低く、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との危機意識を持った上で、現在実施している未然防止・早期発見・早期対応の取組を引き続き改善・充実する必要があります。
- ② いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、全ての校種で前年度を下回りました。
- ③ マンツーマン方式^{注4)}等の徹底により、不登校児童生徒への組織的取組の充実が図られていますが、平成30年度は、小中学校において1,000人当たりの不登校児童生徒数が全国平均よりもやや高くなっています。不登校の取組として実施している取組を検証し、マンツーマン方式など効果のある取組を継続するとともに、小中のつながりを大切にしたい取組等の一層の徹底・充実が必要です。
- ④ 県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合は、目標値に達していますが、継続して取り組む必要があります。

対 応 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)の取組を一層推進し、いじめの解消の指導を徹底します。

- ①② 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、学校生活・環境多面調査の活用を進めるとともに、これまで以上に早期発見・早期対応の取組を充実させることで、丁寧な対応と確実ないじめ解消に努めます。また、いじめ防止対策推進法の定義に基づいた正確な認知、国のいじめ防止基本方針の定義に基づいた解消の指導を徹底し、認知されたいじめ事案については、今後も全ての解消に向け指導を継続していきます。
- ③ 新たな不登校を生まないための取組の充実や、不登校予防診断チェックリストの活用等、不登校兆候を示す児童生徒の把握とマンツーマン方式等の徹底に努めます。また、小中9年間のつながりを重視した取組や要因分析に基づく取組の充実を支援します。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の相互の連携を促進し、より効果的な支援を充実させるとともに、配置の拡充に努めます。

注釈

- 注1) いじめ：児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
不登校：年間30日以上欠席した者のうち、「なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）」をいう。
- 注2) 福岡アクション3：不登校が生じないような学校づくりのために、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、「すぐできる」「かならずできる」「みんなのできる」取組等を、学校において重点的に取り組むべきこととして整理し示したもので、平成25年4月から実施している。
- 注3) 保護者のアクション3：不登校の未然防止と支援のための家庭の取組として、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、家庭で具体的にどのように取り組んでいけばいいかを示したもので、平成26年4月から実施している。
- 注4) マンツーマン方式：学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（兆候を示す者を含む。）と最も信頼関係ができていない教師が担当者となって責任をもち、年間を通して支援するもの。児童生徒の状態に応じたきめ細かく継続的な対応が期待できる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(4) 少年の非行防止と健全育成

《施策8》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課、社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等に関連づけ、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進します。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 ＜重点事業5＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力をたかめるため、「規範意識育成学習会」を実施 ○ 規範意識育成学習会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の発達段階や校種に応じた学習テーマについて実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【学習テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①望ましい行動の促進（接遇教育、法教育、交通安全教育、立腰教育等） ②「インターネットの適正利用」（ネットによる誹謗中傷、ネットによるいじめ防止等） ③「非行防止」（初発型非行防止、薬物乱用防止、性の逸脱行動防止（「デートDV防止」含む。）、飲酒運転防止等） </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校（3～4年） <ul style="list-style-type: none"> ①・②について児童の実態に応じて年2回以上実施 ・ 小学校（5～6年）及び中学校 <ul style="list-style-type: none"> ①～③について児童生徒の実態に応じて年3回以上実施 ・ 県立高等学校等 <ul style="list-style-type: none"> ②及び③の「薬物乱用防止」は毎年1回実施、「飲酒運転防止」を3年に1回以上（在籍中に1回以上）実施 ・ 公立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ①～③から1テーマ以上選択して実施 ○ 保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施
薬物乱用防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止教室の実施について 平成19年度から小学校においても原則として第5・6年の児童を対象に、年1回以上開催するよう指導 実施率 小学校 100% 中学校 100% 県立高等学校等 100% ○ 薬物乱用防止教育に係る多様な指導方法の工夫 実施率 小学校 91.8% 中学校 80.5% 県立高等学校等 62.4% (政令市を除く。) ○ 教員の資質向上を目指した研修会の実施、参加奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用等防止教育指導者養成研修会 参加者数 小中学校 167人 県立学校 140人
飲酒運転防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止指導者研修会 県立学校教員の飲酒運転防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施 ○ 飲酒運転防止教育の指導資料として「飲酒運転防止に関する指導の手引【改訂版】」の積極活用

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
家庭・地域と連携した規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小 43.6% 中 9.8% (R1年度)	小 40% 中 10% (R2年度)	○

成 果 全小・中学校等において、保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業が実施されています。
また、全小・中・高等学校で薬物乱用防止教室が実施されています。

- ・ 薬物乱用防止教室の実施率は、小学校、中学校及び高等学校において 100%であり、薬物乱用防止教育の充実が図られています。
- ・ 県立高等学校等において、年に1回は、専門的な人材を外部講師として招き、生徒と保護者が共に学ぶ学習会として実施することで、家庭と連携した生徒の健全育成を図ることが出来ています。
- ・ 県立高等学校等においては、「インターネットの適正利用」と「非行防止」の中の学習内容である「薬物乱用防止」については、毎年度必ず実施するとともに、「非行防止」の中の学習内容である「飲酒運転防止」は、在籍中最低1回は学習することで生徒の規範意識の醸成に役立っています。
- ・ 全小・中学校、義務教育学校において、地域の人材や外部講師を活用したり、体験・参加型の学習活動を取り入れたりするなど、工夫された「規範意識育成学習会」や「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会^{注1)}」が実施されています。
- ・ 飲酒運転防止教育指導者研修会を実施し、飲酒運転防止教育に係る指導力向上を図っています。

課 題 インターネット上でのいじめの他、ネットに対する依存等への対応が求められています。

- ① インターネット等を介して大麻をはじめとする薬物が手軽に入手できる状況にあることから、薬物乱用防止教育では、知識を教えるだけでなく、知識を活用する学習活動等により思考力・判断力を育成し、実践力を身に付けさせることが求められています。
- ② 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が、中学校で若干低い状況にあります。
- ③ いじめ未然防止のため、小中学校共に法教育を充実させる必要があります。
- ④ 県立高等学校においては、「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が低く、保護者との連携による規範意識育成学習の拡大・浸透を更に推進するため、保護者の参加を促すよう工夫することが求められています。
- ⑤ インターネット利用者数の増加に伴い、ネット上でのいじめの他に、ネットに対する依存等が社会的な問題になっています。
- ⑥ 飲酒運転防止教育をより推進するために、飲酒運転撲滅活動アドバイザー^{注2)}派遣事業の積極的活用が必要です。

対 応 インターネットの利用上の諸問題についての学習を推進します。

- ① 児童生徒に実践力を身に付させるために、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会において、知識の詰め込みではなく、ケーススタディ、ブレインストーミング等の多様な指導方法の工夫について普及・啓発を行うなど、教員の指導力向上を図ります。
- ② 「規範意識育成学習会」を年間指導計画に位置付けて実施するよう指導し、計画的な実施を促進します。また、児童生徒と保護者が同席して学ぶ形態の学習会の実施については、保護者の参加を促すよう、土曜授業や学校行事と同日開催したりする等、各学校の実態に応じて工夫するよう助言します。
- ③ 福岡県弁護士会と連携を図り、子どもたちの法理解が進む学習会となるよう内容を工夫します。
- ④ 「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」において保護者に対してアンケート調査を行い、保護者の考えやニーズに応じた規範意識育成学習を計画・実施します。
- ⑤ 学習テーマのうち「インターネットの適正利用」では、インターネット利用上の諸問題について学習します。
- ⑥ 「飲酒運転防止に関する指導の手引き[改訂版]（平成30年2月発行）」の活用を促すとともに、飲酒運転撲滅アドバイザーを積極的に活用し、飲酒運転防止を推進していきます。

注釈

注1) 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」：保護者自身の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭とのさらなる連携を図ることで、児童生徒の規範意識の育成に取り組むことを目的とした学習会。

注2) 「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」：警察OB、保健師、飲酒運転撲滅活動に携わる事故被害者遺族等、知識と経験を有する専門家。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(5) 幼児教育の充実 << 施策 9 >>

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、学校、家庭・地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

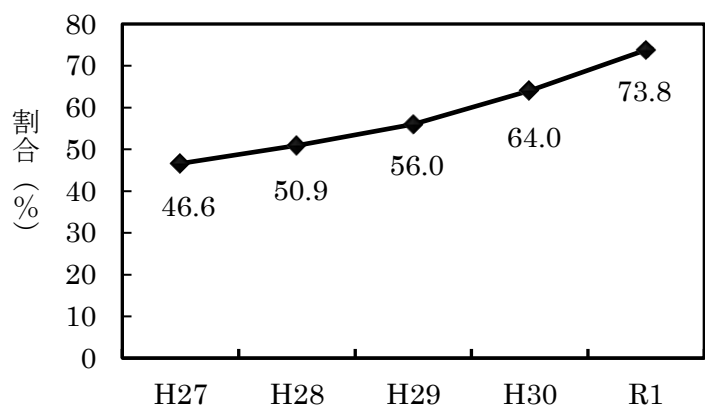
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談「親・おや電話」(9:00~17:00) <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談件数 460 件 ・ 電子メール相談件数 63 件 ○ ホームページ「ふくおか子育てパーク」アクセス件数 39,696 件 ○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム参加者 168 名
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教育課程研究協議会 参加者 487 人 (年 1 回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課視学官による幼児理解に基づく評価についての説明 ○ 園長等管理運営協議会 参加者 88 人 (年 1 回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園等における生活が幼児にとって安全なものとなるような環境の配慮や指導の工夫についての協議 ○ 国公立立幼稚園連絡協議会の実施 (年 2 回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体、政令市における幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携についての取組状況報告

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	73.8% (R1 年度)	80% (R3 年度)	○

幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合



成 果 保幼小の合同研修の開催率が上がるなど、保幼小の接続に対する意識が高まっています。

- ・ 保幼小による合同研修を実施した小学校の割合が前年度よりも増加しています。
- ・ 「親・おや電話」では、電話相談員、留守番電話、電子メールによる多様な対応方法によって、年間 500 件を超える相談がありました。
- ・ 保護者や家庭教育支援者が集まる機会を活用し、ホームページ「ふくおか子育てパーク」についての情報を積極的に提供したことで、アクセス数が大幅に増加しました。
- ・ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムでは、テーマカフェ方式^{注1)}の分科会において参加者の交流タイムを設定することで参加者同士の交流が深まり、団体同士のネットワークの構築が進みました。

課 題 保幼小の円滑な接続を引き続き啓発する必要があります。

- ① 保幼小による合同研修を実施した小学校の割合は増加しているものの、今後も引き続き合同研修の必要性を周知し、実施を求めていく必要があります。また、一部の教師や保育士だけの連携に終わらず、学校・園全体の取組みにしていくためにも、子ども同士の交流を年間計画に位置付けたり、保幼小それぞれの目標を明確化・共有化したりする必要があります。
- ② 相談事業の広報・周知の在り方の検討が必要です。
- ③ 相談内容が多岐にわたっているため、悩みの解決につながる相談対応ができるよう、傾聴力やカウンセリング等相談員の資質の向上が必要です。
- ④ 問題解決に向け、相談機関、関係部局・機関と連携・協力をしながら取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 子育て支援団体のネットワークを広げ、地域での取組の中でも交流ができるよう、新たな団体や参加者の、みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムへの参加を促す取組が必要です。

対 応 保幼小の円滑な接続のための研修等の充実を図ります。

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校の管理職に対し、連携の必要性や進め方についての研修を行うことにより、引き続き指導助言を行っていきます。また、小学校との円滑な接続を見据えつつ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育の質の向上を図るため、関係所管部局・団体との連携を強化していきます。
- ② 社会教育主事等が研修会や講演会等において電話相談事業の広報をするとともに、関係団体への周知方法を工夫することで、より多くの方々へ情報が届くようにします。
- ③④ 様々な悩み相談に対応するための相談員の育成や研修の機会を設け、資質の向上を図ります。また、相談会等に参加し、各関係機関と連携・協力を進め、情報交換に努めます。
- ⑤ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムや子育て・家庭教育支援に関する情報の周知について、ホームページ等で積極的な情報提供を行うとともに、「ふくおか社会教育応援隊」を活用した社会教育主事等による各種講義や子育て支援団体を通じた広報・啓発を行います。

注釈

注1) テーマカフェ方式：リラックスした雰囲気の中、少人数に分かれたグループで、テーマについて自由な対話を行い、意見や考え方を分かち合う話し合いの手法。さらに、他のグループのメンバーと入れ替わって対話を続けることで、多くの方の様々な意見を耳に傾ける機会を増やすことができる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(6) 読書活動の充実 <<施策10>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」^{注1)}に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の定着を図ります。
- ◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全校一斉の読書活動の実施（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 95.6%（430校） ・ 中学校 92.6%（189校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 70.5%（67校／95校） ○ 4月23日「子ども読書の日」^{注2)}の取組（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 98.4%（443校） ・ 中学校 93.1%（190校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 100%（95校／95校） ○ 司書教諭^{注3)}の配置（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校 374校 ・ 県立高等学校・中等教育学校 95校
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改訂に向けた市町村に対する指導・助言、情報提供 ○ 市町村子ども読書推進計画策定状況 <p>※全市町村策定済み</p>
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども読書推進講演会 参加者 90人 ○ 青少年読書推進講座 受講者 121人 ○ 子ども読書スキルアップ講座 受講者 132人
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館・図書室間の図書資料の相互貸借^{注4)}及び横断検索^{注5)}システムの拡充 <p>ネットワーク参加状況 58市町村 （うち、横断検索サービス参加 54市町村）</p>
子どもの読書活動推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読書の啓発事業 読書活動応援隊^{注6)}が保護者へ読書の重要性の啓発と読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法等を伝授 45市町村 145校に派遣 ○ 読書の交流事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書活動応援隊を活用した小・中学生の読書活動支援 家庭での読書「うちどく」、小学生読書リーダー、中学生読書サポーター、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等 31市町村 ・ 子どもの読書活動交流・研修会の実施 参加者 152人

成 果 市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されています。

- ・ 子どもの読書活動推進事業の取組の意義やその効果等を交えながら事業の趣旨を説明したことで、事業実施市町村が増え、ビブリオバトルや読み聞かせ等、市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されました。
- ・ 子どもの読書に関わる図書館職員やボランティア等を対象とした子ども読書推進講演会やスキルアップ講座等を開催し、参加対象者のニーズに合ったテーマ設定や講師選定を行うことで、より実践的な内容の研修会となり、参加者の増加と更なる意欲の向上につながりました。
- ・ 県立高等学校においては、約7割の学校で、読書の時間を学校教育活動の中に位置付けており、読書の時間を継続的に設けたことにより、読書習慣の定着に一定の効果을上げています。

課 題 県民による自主的な読書活動につながる支援が必要です。

- ① 令和2年度は「福岡県子ども読書推進計画」の改訂時期であるため、市町村「子ども読書推進計画」についても、それぞれの地域の読書活動の推進状況等を踏まえた計画の見直しが必要です。
- ② 県民の読書活動に関するニーズに的確に対応するため、市町村立図書館等の連携・協力・ネットワーク化をさらに強化する必要があります。
- ③ 中学校における全校一斉の読書活動、子ども読書の日の取組の推進が必要です。
- ④ 学校図書館については、学習センター、情報センターとしての機能をより一層強化していくことが必要です。
- ⑤ 県立高等学校では、読書習慣の改善が進んでいますが、読書活動の価値について、さらに啓発を進めると共に、学校図書館の学習情報センターとしてのより一層の機能強化を図る必要があります。
- ⑥ 本県では、一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合が小学生 21.0% (全国 18.7%)、中学生 39.2% (全国 34.8%) と全国平均を上回っています。

対 応 読書の効果やその意義について、より具体的に啓発していきます。

- ① 「福岡県子ども読書推進計画」の改訂に合わせて市町村「子どもの読書推進計画」の見直しについて、支援します。
- ② 図書館同士の相互貸借サービスやインターネットを利用した遠隔地貸出・返却サービスを推進するとともに、図書館職員の資質向上を図るための研修会を行います。
- ③ 子どもの読書活動を推進する事業を全市町村で実施するために、未実施市町村に対して事業の意義やその効果をより具体的に伝えるとともに、交流の場を教育事務所ごとに設置します。
- ④⑤⑥ 教員研修等を通して、学習センター機能及び情報センター機能についての図書館活用や読書活動の優れた実践事例等について紹介し、引き続き啓発します。

注釈

- 注1) 福岡県子ども読書推進計画：平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県が平成16年2月に策定した行政計画（22年3月、28年8月に改訂版を策定）。家庭・地域・学校・民間での子どもの読書活動の推進を明確に位置づけ、施策推進のための基本的方針を示している。
- 注2) 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条で定められた日（4月23日）。子どもの読書活動について国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体はその日の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。
- 注3) 司書教諭：学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に設置が義務づけられている学校図書館の専門的職務を掌る教諭。司書教諭講習を修了した教諭をもって充て、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用等の中心的な役割を担う。
- 注4) 相互貸借：図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。
- 注5) 横断検索：図書館資料を検索するとき、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索すること。
- 注6) 読書活動応援隊：県社会教育主事及び市町村職員並びに公立図書館が把握している子どもの読書活動を推進するボランティア団体、NPO等からなるチームで、市町村に組織されたもの。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備 <施策11> 高校教育課、義務教育課、
特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村を支援します。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の活動の充実を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

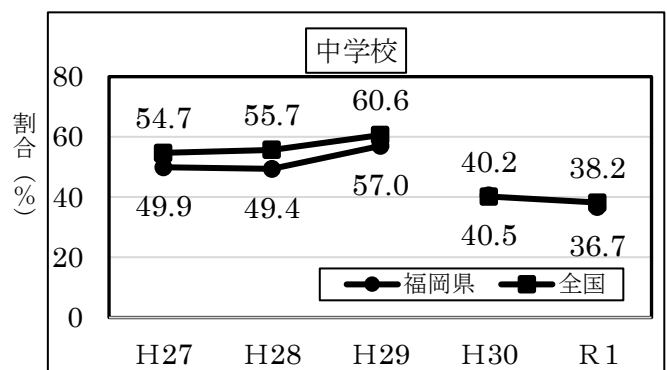
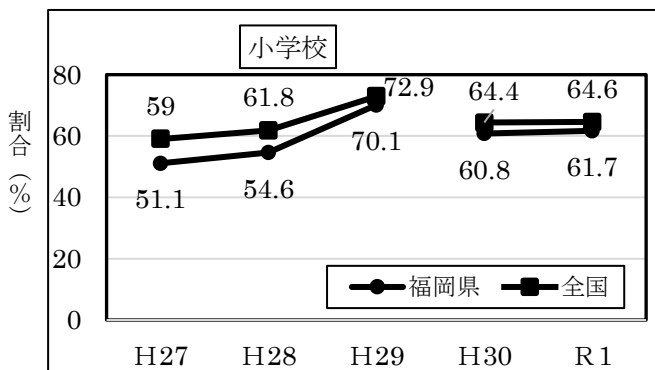
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
コミュニティ・スクール導入促進事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域とともにある学校づくり」推進のための研修会開催 3会場（未導入 25自治体中 17自治体が参加） ○ 「地域とともにある学校づくり」充実のための研修会開催（参加人数 123名） ○ 学校運営協議会を設置している市町村数 34市町村（学校運営協議会を設置している学校数 小学校 179校、中学校 74校 計 253校） ※令和元年5月1日現在
地域学校協働活動事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内 39市町村 275教室で実施
優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各教科等の指導において地域の人を招いたり、訪ねたりする授業の実施率 小学校 100%（450校） 中学校 96.6%（197校）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合	小 61.7% (全国 64.6%) 中 36.7% (全国 38.2%) (R1年度)	全国平均以上 (R3年度)	○

保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（平成29年度までの項目「学校の美化、登下校の見守り、学校行事の支援」）



※平成30年度から調査項目が追加されたため、経年の数値が連続しない。

成 果 コミュニティ・スクール導入への理解が進んでいます。

- ・ コミュニティ・スクール先進教育委員会の担当者による講話や、コミュニティ・スクール先進校教員による実践発表を位置付けた研修会を開催し、コミュニティ・スクール導入への理解を進めることができました。
- ・ コミュニティ・スクールへの理解が進み、保護者や地域の人が学校の活動に参加している小学校の割合は昨年度に比べ、高まっています。
- ・ 各教育事務所における未実施市町村への丁寧な事業説明、地域学校協働活動推進員等を対象とした県域及び各教育事務所管内での研修会の実施により、地域学校協働活動事業への理解が進み、事業を実施する地域がひろがりました。

課 題 コミュニティ・スクールのさらなる啓発を図る必要があります。

- ① 全ての学校に学校運営協議会を設置することを努力義務とした地教行法の改正（平成29年4月施行）に基づき、市町村に対してコミュニティ・スクールの導入・実践を促す必要があります。
- ② 保護者や地域の人が学校の活動に参加している学校の割合は、小中学校とも全国平均を下回っています。
- ③ 学校、家庭、地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、今後も未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応 研修会等を実施するとともに、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援します。

- ① コミュニティ・スクール未導入の自治体の教育委員会事務局職員を主な対象者とした研修会を実施するとともに、コミュニティ・スクール導入済の自治体の教育委員会事務局職員、学校の管理職及び担当教員等を主な対象者としたコミュニティ・スクール運営の充実につながる研修会を実施します。
- ② コミュニティ・スクールの設置準備に向けた支援を行う「CSディレクター」の配置を促進します。
- ③ 地域学校協働活動事業の全市町村実施に向け、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会の充実を図ります。

I 「学校、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(2) 家庭教育支援の充実 << 施策 1 2 >>

社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。
- ◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。
- ◇ 市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促すことで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

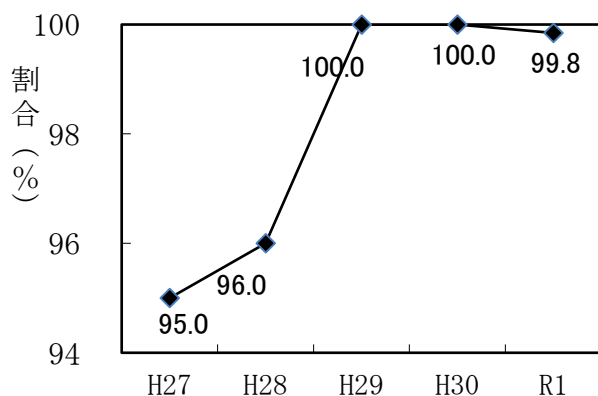
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言への支援	○ 県PTA連合会が推進する「新」家庭教育宣言の広報・啓発 令和元年度宣言校 646校 (99.8%)
家庭教育支援チーム設置事業の実施	○ 「家庭教育支援チーム」の実施 県内に、18チームを設置 合計286回の学習講座を実施 県内46市町村に派遣 (3年間で延745回、57市町村に派遣)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
家庭の教育力の向上	「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合	99.8% (R1年度)	100% (毎年度)	○
	「家庭教育支援チーム」を活用して学習会等を実施した市町村の割合	100% (R1年度)	100% (R1年度)	◎

「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合



成 果 学校、家庭、地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでいます。

- ・ 県内ほとんどの公立小・中学校で「“新”家庭教育宣言」が実施されました。
- ・ 県教育委員会と県が人材育成や情報共有等の連携を行い「家庭教育支援チーム」を県内に 18 チーム組織しました。チームには、社会教育主事や地域の子育てマイスター、保育士、保健師、看護師、元教員、フードマイスター、心理カウンセラー、絵本コンシェルジュなどの専門家も在籍しています。
- ・ 家庭教育支援チームを年間で 286 回派遣し、乳幼児検診や入学説明会、PTA 研修会など保護者が集まる場において、家庭教育・子育てに関する講座等を開催しました。その内容は、参加者の要望に合わせ「基本的な生活習慣づくり」や「絵本の読み聞かせの仕方」、「食育の大切さ」、「子どもとの関わり方（スキップの大切さ、効果的なほめ方叱り方）」、「インターネット・ゲーム・スマホについて」、「子育て悩み相談・育児相談」などと多岐にわたり、県内 46 市町村で実施することができました。

課 題 家庭教育支援を担う地域人材の育成と活動効果を普及させていく必要があります。

- ① 県PTA連合会が実施している「“新”家庭教育宣言」の全校実施を引き続き目指すだけでなく、その取組における効果的な手法や内容の充実について、更に広めていくことが必要です。
- ② 家庭教育支援に関する地域人材のスキルアップの場作りや地域に根ざした支援チーム等の自主的な活動ができるよう支援していくことが必要です。
- ③ 児童虐待等の現状も踏まえ、学校、家庭、地域が連携・協働していくことの必要性や効果などについての啓発を図るとともに、各市町村における家庭教育支援の仕組みづくりへの要望や必要としている支援の在り方について把握する必要があります。

対 応 家庭教育支援チームの人材活用と各種資料による積極的な効果の啓発を行います。

- ① 家庭教育の充実に向け、県PTA連合会と連携・協力を更に進めます。
- ② 家庭教育支援チーム設置事業の成果を活かし、家庭教育支援にかかわる人材を対象とした研修会等の実施や場づくりを行います。研修会等では、家庭教育支援チーム設置事業に参画した人々を核に、内容の充実と、地域に根ざした家庭教育支援活動につながる支援を実施します。
- ③ 家庭教育支援に関する研修会や交流の場を設定し、県や国が作成した家庭教育支援にかかわる資料等を活用するなど、学校・家庭・地域が連携・協働していくための仕組みづくりや活動方法・実施後の効果などについて周知します。また、それぞれの市町村の実態に応じた支援の充実を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(1) 多様な教育ニーズへの対応 << 施策 1 3 >>

高校教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
プロジェクトチームの設置	<ul style="list-style-type: none">○ 教育庁内の関係各課による県立学校の活性化推進のためのプロジェクトチームによる協議を適宜実施○ 継続して定員割れが生じている県立学校、特に特色化・活性化が必要な学校における、学校活性化に向けた取組（人員配置、広報活動等に係る予算の支援等）
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	<ul style="list-style-type: none">○ 学校の特色化・活性化方策に関する調査による現状の分析と改善○ 特に特色化・活性化が必要な学校において、学校活性化に向けた取組を実施（学科・コース名の変更、募集形態の変更）
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	<ul style="list-style-type: none">○ 受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施

成 果 志願倍率の向上が見られました。

- ・ 県立学校では、継続して入学者選抜における志願倍率が低迷している学校を中心に教育内容の改善や広報活動の強化等に取り組んだ結果、志願倍率の向上が見られた学校がありました。
- ・ 教育内容が分かり易いように学科・コース名の変更を行うとともに、早期から専門的な学習を進め、生徒の希望進路に合った学習ができるように募集形態の変更を行いました。
- ・ 入学者選抜では、生徒の多様な個性を積極的に評価する特色化選抜の実施校を増やし、受検生の多様な個性を様々な角度から評価することができました。

課 題 各学校における特色化・活性化を更に充実させていく必要があります。

- ① 一部の県立学校において、活性化に向けた取組が志願倍率向上としての成果に結びついていない状況が見られます。
- ② 筑後地区・筑豊地区に新設する定時制単位制高校については、令和3年度開校に向けた準備を進める必要があります。既に設置されている定時制単位制高校2校の成果を生かしながらも、新たな定時制単位制高校としての特色化を図る必要があります。
- ③ 県立学校全体で、各学校が推進している特色化・活性化の取組を引き続き充実させる必要があります。
- ④ 入学者選抜では、学力検査だけでは測り難い受検生の能力・適性をより適切に評価していく必要があります。

対 応

教育内容や指導方法の工夫改善による各学校の魅力向上や入学者選抜の拡充に取り組みます。

- ① 生徒・保護者・地域のニーズをよりの確に捉え、教育内容の充実・特色化や指導方法の工夫改善、有効な取組の学校間での共有、地域との連携など、県立学校の魅力向上に向けた取組を推進します。また、県立学校の魅力や特色をより多くの方に知っていただくための広報活動を強化します。
- ② 筑後地区・筑豊地区に新設する定時制単位制高校の開校準備を進めるため、定時制単位制高校設立準備室を設置し、各学校の具体的な教育課程の編成や特色ある教育活動等について検討を進めます。
- ③ 専門学科及び特色ある学科・コースの現状分析を引き続き行い、各学校の主体的な取組、地域の実情やニーズ、適正配置の観点などを踏まえた検討を行います。
- ④ 各学校・学科の特色や求める生徒像に応じて、受検生の個性や学習意欲等を重視する入学者選抜の拡充を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(2) ICTを活用した教育活動の推進 <<施策14>>

施設課、高校教育課、義務教育課、

特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 電子黒板等のICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。
- ◇ 令和2年度から小学校においてプログラミング教育が導入されるとともに、今後は小・中・高等学校を通じた系統的なプログラミング教育を柱として実施することを踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育実施の準備と教員の指導力向上を図ります。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
電子黒板活用実証研究事業の実施	○ 全ての県立学校に3台ずつ配備した電子黒板を活用し、授業内容、職員研修、運用方法について実証研究を実施
情報活用能力向上事業の実施 <重点事業7>	○ 小・中・高等学校を通じた系統的な情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育のモデルカリキュラムの作成 ○ プログラミング教育実施に向けた教員の指導力向上及び体制整備についての研修実施
ICT環境整備事業の実施 <重点事業7>	○ 県立学校45校の普通教室と職員室に無線LAN環境を整備 ○ 県立高等学校、中等教育学校及び中学校27校の普通教室に大型提示装置を配備 ○ 県立高等学校、中等教育学校及び中学校にタブレット型パソコンを各校15台配備 ○ 県立特別支援学校にタブレット型パソコンを各クラス1台配備
ICTを効果的に活用した授業改善に係る調査研究の実施	○ 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において小中学校各1校を指定し、以下の視点から研究、中間発表 ・授業の中でICTを効果的に活用した指導方法の開発・評価 ・授業の中でICTを効果的に活用するための推進体制の整備

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値		目 標 値	達 成 状 況
県立学校におけるICT環境の整備	普通教室におけるICT環境整備率	無線LAN	38.3% (R1年度)	100% (R3年度)	○
		大型提示装置	38.6% (R1年度)	100% (R4年度)	○

【参考：文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（平成31年3月現在）】

■本県のICT機器の整備等の状況

	教育用コンピュータ 1台当たりの児童生 徒数	普通教室の無線 LAN整備状況	超高速インターネット 接続率(100Mbps 以上)	普通教室の電子黒 板整備率	教員の校務用コン ピュータ整備率
県	7.1人/台	14.0%	70.1%	36.4%	115.6%
全国平均	5.4人/台	41.0%	70.3%	52.2%	120.5%

■本県教員のICT活用指導力の状況

	教材研究・指導の 準備・評価などにIC Tを活用する能力	授業中にICTを活用 して指導する能力	児童・生徒のICT活 用を指導する能力	情報活用の基盤と なる知識や態度に ついて指導する能 力	平成30年度中にIC T活用指導力の状 況の各項目に関す る研修を受講した教 員の割合
県	83.1%	65.5%	64.5%	76.9%	43.7%
全国平均	86.2%	69.7%	70.2%	80.5%	47.1%

成 果 全県立学校に電子黒板を配備し、授業・指導方法を改善しました。

- ・ 全ての県立学校に3台ずつ配備した電子黒板を活用し、学校規模等それぞれの児童生徒の実態に応じた授業内容や電子黒板を活用した教科指導力向上のための校内研修の方法等について研究を行い、指導方法の改善・効率化や教員のICT指導力の向上を図りました。
- ・ 無線LAN環境の構築に向け、一部の学校における生徒のスマートフォンを活用した「主体的・対話的で深い学び」の取組を支援し、システムの安定稼働に向けた検証等を行いました。
- ・ 一部の県立学校で民間の事業者が開発している授業支援システムを試験的に導入し、活用方法等について検証を行いました。
- ・ 「ICTを効果的に活用した授業改善」の研究指定校において、プログラミング体験を取り入れた授業づくりや、校内研修の在り方等を示す研究発表会を実施し、ICTを効果的に活用した各教科等の指導方法や評価の在り方や、ICT活用の推進体制についての成果を県内に発信することができました。
- ・ プログラミング教育のモデルカリキュラムの作成・実践等、プログラミング教育実施の準備を行い、その情報を県内に発信することができました。
- ・ 県内の各小学校から1名の教員が参加するICTを活用した授業づくりなどの指導力向上研修を実施することができました。
- ・ 特別支援学校では、新しく配備されたICT機器の活用を図り、幼児児童生徒の実態及び障がいの特性に合わせた指導方法の改善に取り組みました。
- ・ 教育センターにおけるICT機器を活用した学習や指導方法に関する研修の充実により、指導力の向上を図りました。
- ・ 無線LAN環境の整備により、インターネットを活用した調べ学習等、授業でのICT活用の幅を広げました。
- ・ 大型提示装置の配備により、板書してきた内容をデータ化し、同じ内容の板書を異なるクラスで活用する等、効率化を行うことで授業内容の充実を図りました。
- ・ タブレット型パソコンの配備により、児童生徒の個々の特性に応じた授業の展開や協働学習によるアクティブラーニング型授業の充実を図りました。
- ・ 高校教育におけるプログラミング教育先進校及びプログラミング関連企業への訪問を行うことで、プログラミング教育の最先端の情報を参考にして、今後の福岡県のプログラミング教育推進の検討を行いました。

課 題 ICT活用に関する教員の指導力向上が求められます。

- ① 令和元年度の研究成果を拡充するために、ICT活用を位置付けたモデルカリキュラム等を広く県内に普及・啓発する必要があります。
- ② 令和4年度からの新学習指導要領実施に向けて、共通教科「情報科」担当教員のプログラミング教育に関する指導力の向上が求められます。
- ③ 特別支援教育や病気などによる長期欠席者、不登校者への対応として、ICT機器を活用した遠隔教育が求められています。
- ④ 電子黒板のための活用方法だけではなく、多様なICT機器の実践事例についても情報共有を行い活用の促進を図る必要があります。

対 応 ICT活用のレベルに応じた教員研修を行います。

- ① モデルカリキュラムの開発について、研究協力校の実践成果を発信するとともに、ICT活用のレベルに応じた教員研修を行います。
- ② プログラミング教育に関する福岡県のモデルカリキュラムを作成し、担当教員に周知を行います。
- ③ ICTを活用した学習・指導方法の改善・効率化を図るため、多様なICT機器の整備に関する検討を進めていきます。
- ④ 県立学校のICTを活用した授業を広く普及するために、マニュアル化を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(3) 児童生徒の安全確保 <<施策15>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねら

- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。
- ◇ 学校安全について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

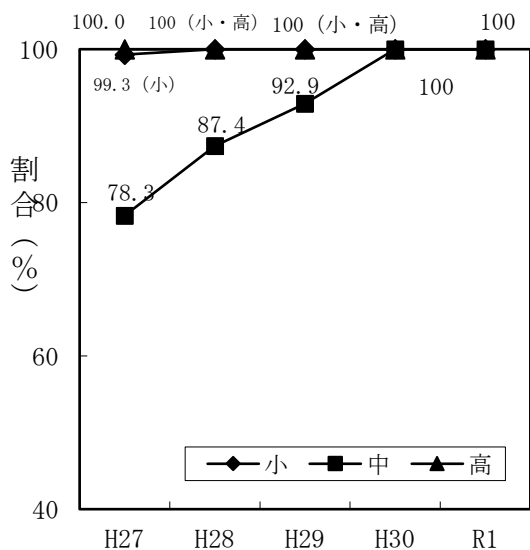
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校安全総合支援事業 (生活安全・交通安全・災害安全) の実施 <重点事業8>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県学校安全推進委員会の開催 2回 ○ 学校安全総合支援モデル地域及び実践校の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域(市町村教育委員会) 3地域 ・実践校(県立高校、県立特別支援学校) 2校 ○ 安全教育アドバイザーの派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域(市町村教育委員会) 18回 ・実践校(県立高校、県立特別支援学校) 6回 ○ 成果物の作成と普及 <ul style="list-style-type: none"> ・実践事例集を作成 ・市町村教育委員会及び公立学校等(市町村立学校、県立学校)への実践事例集の配付 ・県のホームページ上で実践事例集の公開

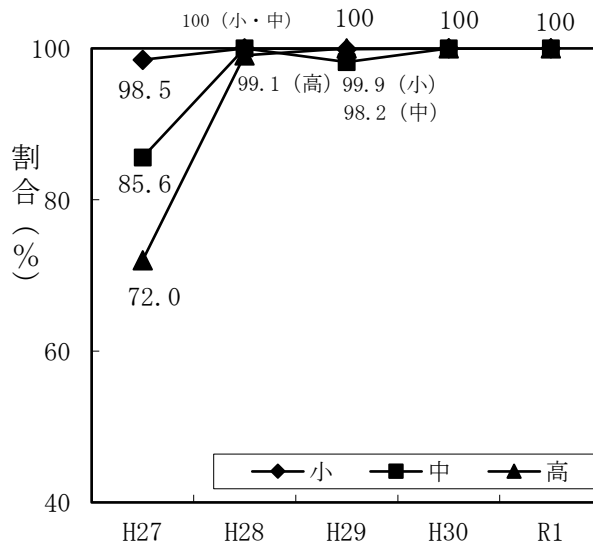
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
交通安全教育の推進	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (R1 年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 100% 中 100% 高 100% (R1 年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎

交通安全教室の実施率



地震に関する避難訓練の実施率



成 果 児童生徒及び教職員等の安全意識の向上を図ることができました。

- ・ 学識者、関係機関、関係団体及び教育関係者等を構成員とする福岡県学校安全推進委員会において、学校安全推進の観点から情報共有や課題の整理を行い、課題解決のための方策について協議することができました。
- ・ 学校安全総合支援事業モデル地域においては、各モデル地域において有識者や関係機関等を構成員とする実践委員会を構築し、域内における学校安全体制の構築を図るとともに、域内の課題に応じた安全教育を推進することができました。
- ・ 県内各学校の学校安全の取組の参考となるよう、学校安全総合支援事業実践校の実践内容を実践事例集としてまとめ成果を普及しました。
- ・ 本事業以外でも学校管理下における安全教育、安全管理、組織活動の充実に向け各学校の学校安全担当者及び地域ボランティア等に対し学校安全に関する研修会を実施しました。

課 題 児童生徒の安全確保に向けた推進体制づくりが必要です。

- ① 市町村教育委員会においては、既存の組織を有効に活用するなどし、域内の各学校における学校安全の取組を組織的に推進する体制づくりが重要です。
- ② 危機管理マニュアルは、全ての学校で作成されているものの、設置者による点検や各学校における避難訓練等と関連づけるなどして見直しを促進する必要があります。

対 応 学校安全推進委員会を設置し、学校安全教育を推進します。

- ① 学識者や関係課、及び教育関係者等を構成員とする学校安全推進委員会において、市町村教育委員会を単位とした実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策について協議します。
- ② 本事業以外でも、県指導主事等研修会や学校安全に関する研修会等の場を活用し、県内の学校安全の取組状況の課題について問題意識を共有します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(4) 学校施設の整備・充実 <<施策16>> 施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。
- ◇ 校務の効率化により生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るため、校務の情報化の推進を図ります。また、情報セキュリティの確保を図ります。
- ◇ 学校への空調設置は、近年の猛暑や日常生活の中で空調使用が一般化している状況等を鑑みると教育活動上必須のものであるため、県による設置・管理を行います。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校施設の老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改築事業 県立高等学校（校舎等）16校（体育館等）4校 県立特別支援学校（校舎等）5校 ○ 改修事業 県立高等学校（校舎等）41校（体育館等）12校 （グラウンド等）13校 県立特別支援学校（校舎等）9校（体育館等）2校
校務の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校ICT副校長・教頭研修会で、校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知 ○ 県立学校情報関係担当者研修会で、校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知
学校空調の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTAにより設置・管理が行われてきた空調設備について、県による管理への切替えを実施

成 果 非構造部材の耐震対策を含めた改築や大規模改修などの老朽化対策を実施しました。

- ・ 非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震対策と併せて、計画的に老朽対策工事（改築、外壁改修、屋上防水、内部改修等）を行いました。
- ・ 県立学校の情報セキュリティ強化のため導入したシステムや、セキュリティ確保の基礎知識及び校務の情報化の必要性に関する研修会を実施しました。また、校務の情報化に係るシステムの活用について活用例を示しながら周知しました。
- ・ 県立学校 99 校（全日制高等学校 94 校、中等教育学校 1 校、県立中学校 4 校）において、PTAによって設置されていた空調について県費負担へ移行しました。

課 題 県立学校施設の約 6 割が建設後 30 年以上経過し、老朽化が進行しています。

- ① 県立学校施設の約 6 割が建設後 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ② 管理職やネットワークを担当する教職員に対し、校務の情報化に係るシステム活用の周知や操作スキルの定着が必要です。
- ③ 児童生徒の積極的な活用が想定されている学校の ICT 環境における情報セキュリティについて、学校が行うべき具体的な対策や対処方法について具体的な事例を示し、身近な課題であることを実感させるなど研修内容の充実が必要です。
- ④ 県費負担へ移行した空調設備の多くが老朽化しており、維持修繕に多額の費用を要しています。

対 応 福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）^{注 1)}に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組めます。

- ① 平成 29 年度に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組めます。
- ② 校務の情報化を推進していくための新しい仕組みの導入や情報システムに関するマニュアルの整備を行い、研修会にて周知を図ります。
- ③ 情報セキュリティに関する恒常的な情報収集に努めるとともに「教育セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省策定）に基づいた研修会を実施するなど、情報漏えいや不正アクセス等の防止に関する内容の充実を図ります。
- ④ 建物の個別施設計画と関連付けた空調の個別施設計画を策定し、後年度負担について平準化を図る改修計画を策定します。

注釈

注 1) 福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）：令和 8 年度までの県立学校施設の維持管理・更新について、方針と実施内容等を明らかにし、児童・生徒の安全・安心と充実した教育環境を確保することを目的とした計画。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(5) 教育機会の確保 < 施策 17 >

財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の学ぶ意欲に応える奨学金事業を円滑に実施します。
- ◇ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金事業や返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施します。
- ◇ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている子どもに対し、教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。
- ◇ 県立高校での長期入院生徒の学習機会の確保のため、在籍校、病院、教育委員会等の関係機関が連携を図り、学習支援の在り方について研究します。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
高等学校奨学金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的理由により修学が困難にならないよう高等学校等奨学金事業を実施 延べ 13,068 人の生徒に奨学金を貸与 ○ 多くの生徒が利用できるよう制度周知の取組実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生進路相談事業（生徒、保護者にチラシ配布） ・ 各種媒体による周知・広報（県のホームページ、広報誌等）
高等学校等就学支援金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業を実施 66,639 人の生徒を対象に就学支援金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学 3 年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
高校生等奨学給付金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金事業を実施 11,265 人の生徒を対象に奨学給付金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学 3 年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施 < 重点事業 9 >	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーの配置 県内 9 市町、県立高等学校 3 校に各 1 名 ○ 全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実 (スクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の 1/3 以内の額を予算の範囲内で補助 (46 市町村 73 人)) ○ 県立高等学校定時制課程 4 校に各 1 名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置
長期入院生徒学習支援実証研究事業の実施 < 重点事業 10 >	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期入院生徒に対し、学習動画やドリル配信等を行う学習支援ソフトがインストールされたタブレット PC を貸与し、学習支援を実施 (学習動画の視聴、学習記録の把握、担任等との連絡に活用)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカー配置中学校区数の割合	98.5% (R1 年度)	100% (R2 年度)	○

成 果

令和元年度、延べ 13,068 人に奨学金を貸与し、77,904 人の生徒を対象に就学支援金等を支給しました。

- ・ 奨学金事業について、令和元年度は、延べ 13,068 人の生徒に奨学金貸与ができました。
- ・ 経済的理由により修学が困難となる生徒が奨学金を利用できるよう、制度周知の取組を実施しました。
- ・ 生徒や保護者が入学諸費用に関し、不安を抱くことが無いよう、入学支度金を前年度の 3 月末に前倒しして貸与しました。
- ・ 令和元年度において、高校生等の修学を支援するため、66,639 人の生徒を対象に就学支援金を支給し、11,265 人の生徒を対象に奨学給付金を支給しました。
- ・ 令和元年度スクールソーシャルワーカー配置中学校区数の割合が、98.5%であり、前年度と比べ 15.6% 上昇しました。
- ・ 長期入院生徒に対し、ICT サービスソフトウェアがインストールされたタブレット PC を貸与し、学習動画の視聴、学習記録の把握、担任等との連絡が行える環境整備を行いました。生徒の在籍校では、入院生徒の状況に応じたタブレット PC の活用を行い、より効果的な学習支援を行うことができました。

課 題

奨学金貸与に必要な予算の確保及び事業内容の充実が重要な課題です。

- ① 貧困をはじめとする経済的に修学が困難な生徒の教育機会の確保のため、奨学金貸与に必要な予算の確保や事業内容の充実が重要な課題です。
- ② 多くの対象者に奨学金事業について認識が深まるよう、制度周知の徹底を図ることが必要です。
- ③ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている児童生徒に対し、環境改善に向けた支援の充実を図ることが必要です。
- ④ 本県の就学支援金の支給割合は約 87.2%、奨学給付金の支給割合は約 14.7%であり、依然として支給対象となっている高校生等の割合が高く、厳しい環境の中で多くの高校生等が修学している実態があります。
- ⑤ 入院生徒の学習ニーズに合った学習支援コーディネーターの配置を検討する必要があります。

対 応

奨学金貸与に必要な予算の確保とともに環境改善に向けた専門スタッフの配置・派遣の充実を図ります。

- ① 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないように、今後も奨学金貸与に必要な予算の確保及び時代に沿った事業内容の充実に努めます。
- ② 奨学金制度について、引き続き、市町村教育委員会との連携、中学生進路相談事業の活用及び県のホームページ、県広報誌、新聞等での制度周知に努めます。
- ③ 貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するための専門スタッフ（スクールソーシャルワーカー等）については、全中学校区への配置に向けた支援の継続に努めます。
- ④ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料が実質無償となる高等学校等就学支援金事業及び返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施するとともに、引き続き制度の周知徹底を行います。
- ⑤ 入院生徒の状況を把握し、学習支援コーディネーターの配置について、在籍校や入院病院と連携しながら検討を進めます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上 <<施策18>> 教職員課、施設課、高校教育課、
義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 正規職員の割合が低い状況を改善し、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。
- ◇ キャリアステージに応じて求められる資質・能力を明確にした教職員育成指標に基づき、研修を実施するとともに、校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。
- ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務を情報化することによる効率化等、教職員の働き方改革を進めます。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員採用試験の改善・充実 及び大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業人等の多様な面接員による人物評価及び模擬授業等の実施 ○ 選考方法及び基準を要項に明記、問題及び解答例を公表、希望者に対し試験内容の得点及び評価を通知、各試験の主な評価の観点を公表 ○ 第一次試験において、小学校教員及び養護教員の試験区分で特定の資格・免許等を有する者に点数加算の措置を実施 ○ 県外での現職教員特別選考試験を関東地区及び関西地区で実施 ○ 大学と連携した「ふくおか教員養成セミナー」の実施
教員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の経験年数や職務に応じた県立学校等基本研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修（受講対象者 小学校 649 人、中学校 246 人、県立中学校 5 人、県立高等学校 143 人、県立特別支援学校 104 人、市（学校組合）12 人） ・ 中堅教諭等資質向上研修（受講対象者 小学校 159 人、中学校 59 人、県立高等学校・中等教育学校 51 人、県立特別支援学校 11 人、市（学校組合）7 人） ・ 新任校（園）長、副校長・教頭及び新任主幹教諭・指導教諭対象の研修等 ○ 特定の教育課題に関する課題研修や、個々の専門性を高める専門研修を実施 ○ 県教育センターにおける講座を実施 ○ 各教育事務所における教員の指導力向上の研修を実施 ○ 「ふくおか教育論文」事業の実施 応募総数 305 人 → 優秀賞 4 人 優良賞 6 人 佳作賞 17 人 奨励賞 20 人
若年教員の育成体制の構築 <重点事業11>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年教員育成プログラム及び校内支援体制の構築のため、指定校に非常勤講師を派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定校 92 校（小学校 51 校、中学校 41 校） ※「指定校」とは、市町村教育委員会が、若年教員が在籍する所管学校のうち、若年教員育成プログラムの作成をおこなう学校を小・中学校から各一校指定することを言う。

<p>社会体験研修等の 長期派遣研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の教育機関や施設等に長期にわたって派遣される研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育センター 39人 ・ 県体育研究所・福岡県スポーツ科学情報センター 4人 ・ 福岡教育大学附属学校 23人 ・ 教職大学院 1年次8人、2年次7人 ・ 国立大学大学院 1年次2人、2年次2人 ・ 中央研修（中堅教員派遣研修24人、副校長・教頭研修17人、校長研修3人、次世代リーダー育成研修1） ・ 長期社会体験等研修 8人 ・ 長期県外派遣研修 3人 ・ 教職員派遣研修（商業教員）1人 ・ 国立特別支援教育総合研究所 6人 ・ 食に関する指導の推進校事業 2人
<p>教員評価の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価及び業績評価の実施 ○ 優秀教職員の表彰：33人（小学校11人、義務教育学校1人、中学校10人、県立高等学校7人、県立特別支援学校2人、学校事務職員2人） ○ 教育マイスターの表彰：20人（小学校10人、中学校4人、県立高等学校5人、県立特別支援学校1人） ○ 指導が不適切な教員への指導改善研修の実施：1人（新規1人）
<p>教職員のメンタルヘルス 対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストレスマネジメント研修 管理職及び採用後10年を経過した中堅教員を対象に実施 （管理職研修参加者621人/765人 中堅教員研修参加者252人/261人） ○ メンタルヘルス相談事業 複数の相談窓口を設置 心療内科医、精神科医、臨床心理士、教職経験者が対応（相談件数909件）
<p>教職員の働き方改革の推進 ＜重点事業12＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム（生徒の基本情報等管理システム）を導入 ○ 教職員の超過勤務縮減に向け、「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、学校閉庁日の設定や定時退校日の徹底などの取組を実施 ○ 全県立学校において、ICカードを用いた勤務時間管理システムにより、勤務時間を客観的な方法で把握 ○ 教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を派遣 派遣数 市町村立学校78人、県立学校191人 ○ 共同学校事務室の設置：16市町

指 標

指 標					指 標 の 概 要	
教職員の超過勤務の縮減					県立学校における教職員の超過勤務時間数縮減の割合（H30年度基準）	
現状値					目標値	達成状況
年度 \ 月	1月	2月	3月	1月～3月の平均値	20% (R2年度)	○
H30	37.4h	34.1h	34.5h	35.3h		
R1	35.3h	32.2h	17.1h	28.2h		
前年比 (時間)	-2.1h	-1.9h	-17.4h	-7.1h		
(増減率)	-5.6%	-5.6%	-50.4%	-20.1%		

成 果 教員の指導力・学校の組織力の向上のための取組を実施しました。

- ・ 教員採用試験については、人物評価の充実や試験の透明性を確保する取組、また受験者の身体障がい配慮した選考を行い、適切に実施することができました。
- ・ 教職経験や職務内容に応じた基本研修、今日的な教育課題に関する課題研修、専門研修、長期派遣研修、長期社会体験研修など、個々の教員のキャリアステージに応じた研修を実施しました。
- ・ 福岡県教職員育成指標に基づき教員の経験年数や職務に応じた県立学校等基本研修を計画、実施しました。
- ・ 主幹教諭による管理職への積極的な提言や教職員への指示によって校務運営の活性化が図られ組織力が向上しました。
- ・ 指導教諭の適切かつ積極的な指導助言により、校内の授業改善の意識の高まりや若年教員の指導力などの向上が図られました。
- ・ ふくおか教員養成セミナーを実施し、大学生に「福岡県の魅力ある教育実践」にふれる機会を提供するとともに、大学等との連携を深めることができました。
- ・ 県内の学校や教職員の優れた教育活動に対し、その努力をたたえ、本県教育の更なる振興を図るため、福岡県公立学校優秀教職員表彰、福岡県公立学校教育マイスター表彰、ふくおか教育論文表彰及び福岡県公立学校優秀校表彰の4表彰の合同表彰式として「福岡県とびうめ教育表彰式」を行いました。
- ・ 各県立学校において、教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善の取組が実施されました。
- ・ 校務に係る業務効率向上のため、保護者へのメールを用いた一斉連絡機能や教員向けの情報共有システムについて研修会等で周知しました。
- ・ 教職員の業務の標準化並びに効率化を図るため、生徒の基本情報等管理システムを先行して15校に導入しました。
- ・ ふくおか若年教員育成事業による非常勤講師派遣によって、指定校において、若年教員の効率的・効果的な校内育成体制の構築が図られ、若年教員への指導が充実しました。

課 題 教員の指導力・学校の組織力をより一層向上させるため、更なる取組の推進が必要です。

- ① 教員採用試験については、教員採用予定者数が増加する中で、志願者数を確保していく必要があります。
- ② 研修内容の重点化に伴い、自らのキャリアステージに応じて主体的な研修となる工夫が今後も必要です。
- ③ 増加する若年教員に対する研修の質を維持するため、各学校の校内研修等による若年教員を育成する体制づくりが必要です。
- ④ 社会情勢の変化や教育課題の多様化に対応するため、長期派遣研修等の内容の見直しや、研修員の研修成果の還元を一層充実させる必要があります。
- ⑤ 教員評価の充実については、教員評価の実施によって、教員の資質能力の更なる向上のみではなく組織力の向上へつなげる必要があります。
- ⑥ 子供と向き合う時間の確保や教育の質の向上を図るため、教職員の長時間勤務を改善する必要があります。
- ⑦ 病気休職者に対する精神性疾患を理由とする休職者の割合は55%～70%で推移しています。
- ⑧ 情報共有システムの活用方法を教職員に定着させ、利用を促進する必要があります。
- ⑨ 生徒の基本情報等管理システムの操作方法を教職員に定着させ、システムの利用を促進する必要があります。また、先行導入校15校での課題を把握し、システムを改修する必要があります。
- ⑩ 若年教員は年々増加しており、若年教員の指導力やコミュニケーション力を向上させるための校内育成体制をより一層充実させる必要があります。

対 応 更なる研修の充実や学校における業務改善などの取組をより一層推進します。

- ① 教員採用試験における志願者数確保のために、大学への広報活動（訪問、説明会等）の工夫改善を図るとともに各種特例選考等の見直しを行います。
- ② 研修履歴の自己管理や研修後の振り返り等を通して、個々の教員が自らのキャリアアップのための自己研鑽の状況把握ができるようにするなど、教員の主体的な研修を推進します。
- ③ 各学校で効果的な OJT が実施できるようにするなど、若年教員育成のための校内研修を支援します。
- ④ 長期派遣研修等の派遣先の拡大や、各種研修会等において研修修了者の成果を普及する機会を設けます。
- ⑤ 教員評価制度の趣旨や目的について、一層の周知徹底を図り組織力の向上を目指します。
- ⑥ ICカードによる勤務時間管理システムで各学校の勤務状況を把握し、実情に応じた業務改善の諸施策を実行することによって、教職員の働き方改革の実現を目指します。
- ⑦ 相談体制の充実を図るほか、ストレスチェックについて、県立学校職員への複数回実施、未実施市町村に対する個別の働きかけを行うなど、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ⑧ 情報共有システムの利用を促進するため、管理職やネットワークを担当する教職員に対し活用方法について研修会を実施します。
- ⑨ 各学校での生徒の基本情報等管理システムの定着を促進するため、巡回訪問支援員による訪問研修を実施するとともに、協議会を開催し、先行導入校 15 校での課題や意見を聴取することで、全校でのシステムの導入開始までに学校種や学科に応じたシステムへの改修を実施します。
- ⑩ 若年教員育成の校内育成体制をより一層充実させるために、ふくおか若年教員育成事業に関する取組の成果を各小中学校に周知します。

Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実 ≪施策19≫ 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫改善、校内での研修を行います。
- ◇ 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた、学力、体力等の能力伸長の基礎となる資質・態度を育成する教育活動を推進します。
- ◇ グローバル化の進展、科学技術の発展、少子化・高齢化及び情報化などが急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

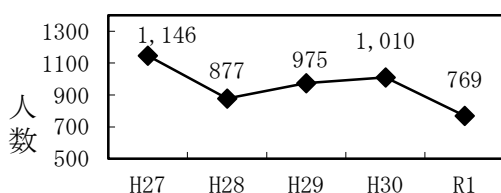
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
少人数指導や習熟度別指導の推進	【少人数指導】 小学校 99.6% (448校) 中学校等 99.5% (203校) 県立高校等 57.9% (55校) 【習熟度別指導】 小学校 97.8% (440校) 中学校等 93.6% (191校) 県立高校等 90.5% (86校)
小・中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進	○ 小学校と合同で研修会を実施した中学校 97.5% (199校) <研修会の内容> 授業研究 86.8% (177校) 学習規律 76.0% (155校) 生徒指導 55.9% (114校)
高校生知の創造力育成セミナー事業の実施	○ ふくおか高校生知の創造塾 参加者：生徒 40校・180人、高校教員 18人 セミナー合宿（2泊3日）の実施
次世代の科学技術を担う人材育成事業の実施	○ 高校生科学技術コンテスト ^{注1} ファーストステージ（筆記競技） 受験者 769人 セカンドステージ（実技競技） 受験者 45人 ○ 高校生科学技術講演会 参加者 49人 ○ 科学の甲子園ジュニア 参加数 181チーム
専門高校生実践力向上事業の実施	○ 福岡県高校生産業教育フェアの開催 来場者数 1,273人 ○ ものづくりコンテストの開催（九州大会入賞者数1人）
今日的な課題に対応した教育の推進	○ 福岡県金融広報委員会との連携による金融教育研究校の指定 ○ キャリアアップ講座（消費者教育）教員対象 延べ20人 ○ 政治参加を推進する取組（模擬選挙等）の実施（95校/95校） ○ 公民科・家庭科・特別活動等における消費者教育の充実（県立高校） ○ 悪質商法被害から若者を守るための若年者啓発出前講座事業（県立高等学校・中等教育学校への講師派遣校：92校/95校）
「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施 ＜重点事業13＞	○ 「学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト」 研究協力校 小学校 12校、中学校 6校 ○ 「読書活動の充実と学ぶ意欲の向上事業」 研究協力校 小学校 4校、中学校 2校 ○ 「『運動』を通じた鍛ほめプロジェクト」 研究協力校 小学校 6校

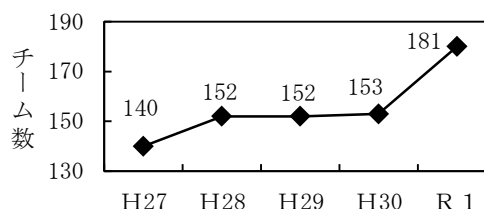
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
科学技術系人材 の育成	高校生科学技術コンテストの 受験者数	769 人 (R1 年度)	1,200 人 (毎年度)	△
	科学の甲子園ジュニア（中学生 対象）の参加チーム数	181 チーム (R1 年度)	150 チーム (毎年度)	◎
農業人材の育成	農業関係学科からの就職者の うち農業関連分野への就職率 (県立高等学校)	32.5% (R1 年度)	47.0% (R1 年度)	△
	農業関係学科からの上級学校 進学者のうち農業関係学科へ の進学率（県立高等学校）	31.3% (R1 年度)	27.0% (R1 年度)	◎

高校生科学技術コンテストの受験者数



科学の甲子園ジュニア（中学生対象）の参加チーム数



成 果

科学学習部門においてチャレンジ意欲の高い中高生が育っています。

- ・ 小中連携・一貫教育においては、指導内容や指導方法等に関して系統的な教育を行うことで、児童生徒の学習意欲の向上や生徒指導上の諸課題の解決について成果が見られました。また、各中学校区では授業研究、授業交流、合同研修等における教員相互の共通理解が図られています。
- ・ 高校生科学技術コンテスト・ファーストステージを毎年700名以上の中学生・高校生が受験しています。
- ・ 高校生科学技術コンテスト・セカンドステージでは、科学の甲子園^{注2)}を見据え、「物理」「化学」「科学工作」の3分野の実技競技を行うなど、生活と関連する内容を題材とした課題解決型の問題にチャレンジさせました。科学の甲子園全国大会では、3年連続10位台を維持しています。（平成30年度実績全国16位、令和元年度は中止）
- ・ 科学の甲子園ジュニアの参加者数が4年連続目標を達成しています。
- ・ 福岡県高校生産業教育フェアでは、各学校における日頃の学習活動で身に付けた高度なものづくりの技術や技能等の成果を発表することで、産業教育を学ぶ意義を明確にするとともに、専門高校で学ぶ自信と誇りを持ち、自ら学ぼうとする学習意欲を向上させることができています。
- ・ 福岡県金融広報委員会や県消費生活センターなどと連携し、啓発資料の配布や教員対象のセミナーの開催、金融教育研究指定校による公開授業実施など、消費者教育の充実を図りました。
- ・ 「学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト」の研究協力校において、各学校の実態や発達段階に即した基礎学力の定着を図る取組の中で、「鍛ほめ福岡メソッド」を実践したことにより、学ぶ意欲等の高まりに一定の効果がみられました。
- ・ 「運動」を通した鍛ほめプロジェクトの研究協力校の実践から、継続的に「運動プログラム」を実施することにより人格的資質、体力（持久力）、学力において一定の効果がみられました。
- ・ 「読書活動の充実と学ぶ意欲の向上事業」の研究協力校において、物語や説明文の読み方を身に付けることと子どもの読書への意欲には相関があることや内発的動機が高い子どもほど読書の質や量が高まりがみられることが報告されました。

課 題 各種事業の内容の充実と参加者増に向けた広報活動の強化が課題です。

- ① 高校生科学技術コンテストの参加者増を図るとともに、実技競技の内容及び分野のさらなる充実を図り、科学の甲子園（全国大会）において上位入賞を目指す必要があります。
- ② 消費者教育・金融教育の充実に向け、啓発資料及びワークシート等の教材普及、教員研修の機会を確保する必要があります。
- ③ 全県立高等学校・中等教育学校において、政治参加を推進する取組を実施しましたが、18歳投票率の向上につながる様に、今後も模擬選挙等のさらなる充実を図っていくことが必要です。
- ④ 「学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト」の研究協力校の取組により、学ぶ意欲等の高まりに一定の効果がみられましたが、研究の成果をより客観的なデータで示すため、非認知的能力の高まりと学力との相関の分析・検証が求められます。
- ⑤ さらに、県内の学校に幅広く「鍛ほめ福岡メソッド」の指導方法を定着させることや家庭や地域との連携を図った取組を推進していくことが必要です。

対 応 各種事業の内容の充実と計画的・継続的な広報活動を行います。

- ① 高校生科学技術コンテストについて、更なる周知と参加校の増加を図るとともに、実技競技の実施内容を充実させ、科学的知識・技能及び科学的に探究する能力を育成します。
- ② 福岡県金融広報委員会や県消費生活センターなどの関係機関と連携を深め、啓発資料・ワークシート等の教材の更新と教員対象の研修を継続的にを行います。
- ③ 政治参加を推進する取組が全県立高等学校・中等教育学校で実施され、18歳の投票率の向上が図られるよう、教員対象の研修会を実施します。
- ④ 「学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト」の研究協力校の取組の成果をより客観的なデータで示すため、学識経験者による分析チームを設置し、「児童生徒理解のための尺度調査ツール（SRT）」及び非認知的能力アンケート等のきめ細かな分析・検証を行っていきます。
- ⑤ 「鍛ほめ福岡メソッド実践の手引き」や家庭や地域との連携を図った研究協力校の実践事例を紹介したリーフレットを活用して「鍛ほめ福岡メソッド」の更なる普及を図っていきます。

注釈

注1) 高校生科学技術コンテスト：科学技術の振興に寄与する人材の発掘を目的とし、県内の高校生及び中学校3年生を対象として、科学技術の知識を活用する試験を行うもの。

注2) 科学の甲子園：平成23年度から国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施している取組で、全国の科学好きな高校生が集い、競い合い、活躍できる場を構築するため、高等学校等（中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む）の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行うもの。

Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(2) 特別支援教育の推進 <<施策20>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図ります。

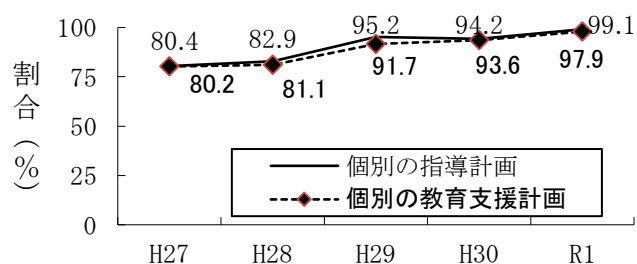
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
特別支援学校の教育環境の整備	○ 「県立特別支援学校の今後の整備方針について」(平成28年11月)及び「県立特別支援学校設置計画」(平成31年2月)に基づき、特別支援学校の整備を推進
特別支援学校医療的ケア ^{注1)} 体制整備事業の実施	○ 看護職員の配置(12校42人) ○ 運営協議会の実施 研修会の実施 運営協議会 年1回 看護職員研修会 年2回 校長部会 年2回 教員研修会 年2回 ○ 特定行為 ^{注2)} 実施校(2校/12校)
発達障がい児等教育継続支援事業の実施	○ 専門家による巡回相談 ^{注3)} の実施 507件(保育所21件、幼稚園23件、小学校349件、中学校96件、高等学校等18件) ○ 相談窓口等の情報をまとめた「保護者向けハンドブック」配布(12,000部)及び5歳児家庭へのふくおか就学サポートノート紹介リーフレットの配布(35,000部) ○ ふくおか就学サポートノート(引継ぎシート)の配布 引継ぎシート等による引継の実施割合(R1:68.1%)
高等・中等教育学校における特別支援教育の充実	○ 県立高等学校及び中等教育学校後期課程において適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」の活用を促進 ○ 特別支援教育ボランティア ^{注4)} を7校に配置
高等学校等特別支援教育推進事業の実施	○ 特別支援教育支援員を7校(9名)配置
高等学校等通級指導推進事業の実施	○ 通級指導教員を4校に計10名配置し、高等学校における通級による指導を実施
特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施	○ 心理に関する専門スタッフ(スクールカウンセラー)の配置(5校:週7時間、年間35週 15校:週4時間、年間35週) ○ 医療・保健等に関する専門スタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の活用(7校:1日5時間、年間10日 11校:1日4時間、年間10日 2校:1日4時間、年間5日)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 99.1% ② 97.9% (R1年度)	① 100% ② 100% (R3年度)	○

幼稚園・認定こども園・小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する
① 個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合



成 果 障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた指導・支援の一層の充実が図られました。

- ・ 特別支援学校3校の新設に向けて、保護者や市町村等への説明や協議を適宜実施しました。
- ・ 個々に必要な医療的ケアの内容と頻度に応じた看護職員の配置を行うとともに、事業対象外の医療的ケアについて試行的取組を行いました。
また、人工呼吸器の実機を用いた演習など看護職員のニーズに合わせた実践的な研修を行いました。
- ・ 各種研修会を通して、早期からの一貫した継続的な支援の必要性や発達障がいの可能性のある幼児児童生徒への支援の重要性を周知し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率が向上しました。
- ・ 学校生活において特別な支援を必要とする生徒の介助や学習支援を行う特別支援教育支援員を県立高等学校7校に9名配置しました。
- ・ 県立高等学校4校を拠点校として、発達障がい等のある生徒（17校43名）に対して通級による指導を実施しました。
- ・ 県立特別支援学校全校において、心理、医療、保健等の専門スタッフの配置及び活用が行われ、幼児児童生徒の個別的教育的ニーズに応じた指導・支援に関する教職員の専門性向上が図られました。また、スクールソーシャルワーカー等の緊急派遣を行うことで、福祉機関等と連携した支援が必要な幼児児童生徒に迅速な対応ができました。

課 題 県立特別支援学校の在籍者数の増加、障がいの重度・重複化、多様化への対応が求められています。

- ① 県立特別支援学校の在籍者数が一貫して増加傾向にあります。
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒等の増加、医療的ケアの高度化、複雑化、多様化に対応するため教育と医療の組織的な連携体制を構築する必要があります。また、医師のいない環境においても看護職員が安心して働くことができ、その専門性を十分に発揮できる環境を整備する必要があります。
- ③ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画を、支援が必要な幼児児童生徒全てに作成し、確実に引き継ぐ必要があります。特に、就学前及び高等学校段階における作成・活用を一層推進する必要があります。
- ④ 生徒が在籍する学校で特別な支援を受けつつ、より身近な地域で、専門性のある教員から通級による指導を受けることができる体制を整備していく必要があります。
- ⑤ 各県立特別支援学校に配置されたスクールカウンセラーなどの専門スタッフによる地域の小・中学校等への支援の充実を一層図る必要があります。

対 応 県立特別支援学校の整備を進めるとともに、子どもの障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実を図ります。

- ① 「県立特別支援学校の今後の整備方針について」及び「県立特別支援学校設置計画」に基づき、県立特別支援学校の整備を進めます。
- ② 事業規模及び地域バランスを考慮して一部の学校に指導的立場となる常勤のリーダー看護職員を配置します。また、安全な医療的ケア実施のためのガイドラインの策定に取り組みます。
- ③ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画が、必要とする全ての幼児児童生徒に対して作成・活用されるよう様式等の整理・見直しを行います。また、就学前から高等学校段階卒業までの一貫した継続的な支援が実施されるよう、市町村や関係部局、関係機関との連携の充実を図ります。
- ④ 通級による指導の対象となる生徒数などの実態に応じ、生徒がより身近な地域で指導を受けることができるよう拠点校の適正な配置に努めます。また、担当教員の指導力の向上を図るため、授業研究会を計画的に実施するとともに、各学校で適切な支援が行われるよう、通級担当教員が各学校に助言を行います。
- ⑤ スクールカウンセラーなどの専門スタッフを活用した地域支援の好事例を特別支援学校間で共有するなど、連携を一層推進します。

注 釈

- 注1) 医療的ケア：保護者が日常的に実施している医行為（たんの吸引、経管栄養、導尿等）。特別支援学校においては、医師の指示の下、看護職員が実施することを基本としている。
- 注2) 特定行為：医療的ケアのうち、一定の法定研修を修了した者が一定の条件の下に実施できると規定された行為。
- 注3) 巡回相談：障がいについて専門的知識を持った専門家等が、幼稚園、小・中・高等学校等を巡回し、教員等に対して、障がいのある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導助言を行うこと。
- 注4) 特別支援教育ボランティア：発達障がいのある生徒等に対し、学習支援やコミュニケーション能力など社会生活上に必要なスキルを身に付けるための支援を行うボランティア。

II 「社会にはばたく力」を育成する

2 キャリア教育の充実

(1) キャリア教育・職業教育の推進 ≪施策21≫ 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地元の企業・経済団体と連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ◇ 企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。

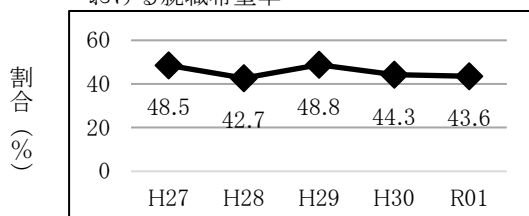
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
地域の企業・経済団体等と連携したインターンシップ等の推進	○ 福岡経済同友会と連携し、インターンシップ企業の紹介、社会人講演会の実施 ○ 職場体験活動の実施状況（政令市を除く。） 小学校 18.2%（82校） 中学校 94.1%（192校）
県立高校・特別支援学校キャリア教育支援事業の実施	○ 県立高等学校・中等教育学校におけるインターンシップ実施校 95校/95校 ○ 県立特別支援学校就職学習会 16校（学習会 33回、相談会 3回）
未来を切り拓く人材育成事業の実施	○ 他者と協働しながら体験的で創造的な活動を伴う取組を通じて、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度を育成 実施校：県立高等学校・中等教育学校 58校 県立特別支援学校 20校
県立工業高校産業人材育成事業の実施	○ 生徒の企業における教育・訓練 2,168人 ○ 企業の高度熟練者による学校での実践的な実習指導 410時間 ○ 教員等の企業における技術研修 27人 ○ 学級単位の企業訪問 2,023人
新規高卒者の就職支援の充実	○ 新規高卒者就職面談会（福岡労働局と共催） ○ 学校挙げての求人開拓
地域産業教育連携推進事業の実施	○ 地域企業や職業訓練施設等との連携 ○ 連携企業等の施設設備を活用した実習を実施
高校生みらい支援事業の実施	○ 県立高等学校 10校に 10名の進路支援コーディネーターを配置 面談者数 2,756人
特別支援学校技能検定事業の実施 ＜重点事業14＞	○ 指導者研修会の実施 ○ プレ検定の実施（初級・中級・上級） 受検者 109名 ○ 指導書、評価表の作成
専門高校生スーパーキャリアハイスクール事業の実施	○ 地域との協働による高等学校教育改革推進事業（文部科学省）指定を受け、研究活動の実施

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	96.5% (R1年度)	100% (R3年度)	○
就職意欲の向上	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	43.6% (R1年度)	50% (R3年度)	△

県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率



成 果 進路支援コーディネーターの活動で、生活困窮世帯生徒等を含む進路支援が必要な生徒に、きめ細かな対応ができるようになりました。

- ・ 地域企業、経済同友会の協力により、生徒がインターンシップを実施することができました。
- ・ 経済同友会の協力により、社会人講演会（出前講座）を12校で実施しました。
- ・ 県立特別支援学校においては就職学習会を実施するとともに、技能検定の実施に向けて評価表、指導書を作成し、清掃に関する3種目（テーブル拭き、自在ぼうき、水モップ）でプレ検定を実施しました。
- ・ 未来を切り拓く人材育成事業においては、各学校における児童生徒の体験的で創造的な活動を伴う取組を通じて、自主性や社会性を育むとともに、専門性と実践力を兼ね備えた人材の育成を行いました。
- ・ 県立工業高校では、地元産業界と連携した人材育成事業を実施し、県内就職者のうち、自動車関連企業への就職率が向上し、前年度比2.4ポイント増の29.0%になりました。
- ・ 公立高等学校の就職決定率は98.3%と高水準を維持しています。（令和2年3月31日現在）
- ・ 地域産業教育連携推進事業においては、地域企業等の高度な設備や人材を活用した実習により、地域産業を支える人材の育成につながりました。
- ・ 学校全体で進路支援を必要とする生徒の実態を情報共有することができ、進学を希望しながら、就職せざるをえない生徒に対しても給付型の奨学金制度等の情報提供を行う等、第一進路実現につながる支援を行うことができました。
- ・ 専門高校生スーパーキャリアハイスクール事業では、目標である商品開発、福岡ファッションインキュベータ創設にむけ、産業界との協議を進めることができました。

課 題 進路支援を必要としている生徒に対する低学年時からの指導と卒業までの継続的な支援体制を確立する必要があります。

- ① 普通科や総合学科の生徒のインターンシップの体験率を上げる必要があります。
- ② 県立特別支援学校においては、生徒の就業に向けた能力や態度を育てるとともに、実習先・進路先の更なる開拓を進めていく必要があります。技能検定については、多様な生徒の職場適応能力の向上を図るため、関係機関との連携を更に強化するとともに、教員の指導力向上、企業等への周知が課題です。
- ③ 未来を切り拓く人材育成事業では、地域と課題等を共有し、地域と連携しながら、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を実施する必要があります。
- ④ 県立工業高校産業人材育成事業については、連携企業の拡大や各地区推進委員会の充実により、産学官の連携体制を強化する必要があります。また、教員等の企業における技術研修を充実させ、教員の技術力・指導力の向上が課題です。
- ⑤ 地域産業教育連携推進事業では、実習内容をより体験的なものへと発展させる必要があります。
- ⑥ 生活困窮世帯生徒等の支援は、保護者の理解、連携を図りながら行う必要があります。
- ⑦ 専門高校生スーパーキャリアハイスクール事業では、地域活性化を実現する資質・能力を発揮できる人材の育成が課題です。

対 応 進路支援コーディネーターを活用し、進路支援の一層の充実を図ります。

- ① インターンシップやオープンキャンパスなど生徒自身のキャリアについて自ら考える機会を有効に生かせるよう指導体制を図っていきます。
- ② 県立特別支援学校では、企業等の外部人材を講師とした学習会等をとおして、生徒の望ましい勤労観・職業観を育成します。また、指導書・評価表を基に技能検定を実施するとともに、企業等に対して作業学習の成果を披露する見学会を実施することで、生徒や保護者の勤労に対する意欲と自信を高め、一般就労を目指す生徒の増加を図ります。
- ③ 特に専門高校や定時制高校の取組において、各学校の企画段階で指導・助言を行い事業のより効果的な実施を促進するとともに、評価委員会において各学校の取組を適切に評価します。
- ④ 県立工業高校産業人材育成事業については、各地区推進委員会の委員間の連携を密にし、生徒のインターンシップ、教員の技術研修等の事業内容の充実・改善を進めるとともに、生徒の専門知識や技術・技能の高度化、教員等の技術力、指導力の向上を図ります。
- ⑤ 取組内容の充実を図るため、学校と地域企業等との連携を強化します。
- ⑥ 進路支援コーディネーターを活用し、進路支援を必要とする生徒に適切な情報提供を行うとともに指導体制の改善を図っていきます。
- ⑦ 外部講師を招聘し、生徒の知識や技術の向上、また、職員が研修を行い、専門性を向上する取組みを行っていきます。

Ⅲ 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解

(1) 国際的視野を持つ人材の育成 <<施策22>> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 英語教員の英語力向上を図るとともに、「聞く・読む・話す・書く」の4つの技能を総合的に育成する授業改善を進め、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ります。
- ◇ 学習指導要領改訂に伴う小学校における英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上及び効果的な指導体制の整備を進めます。

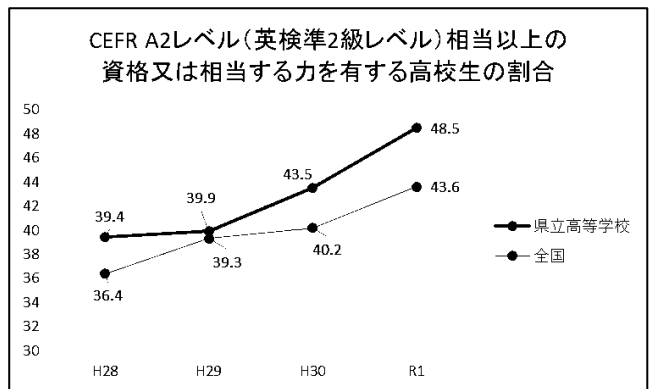
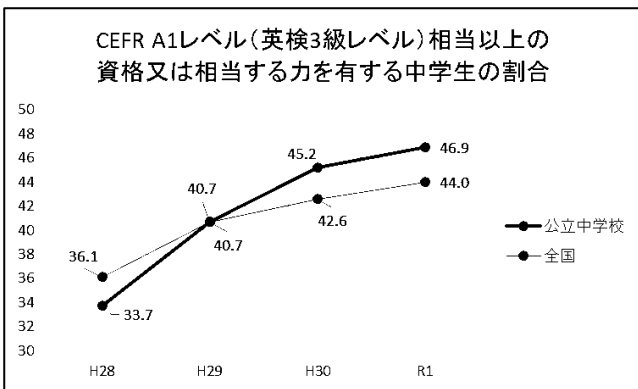
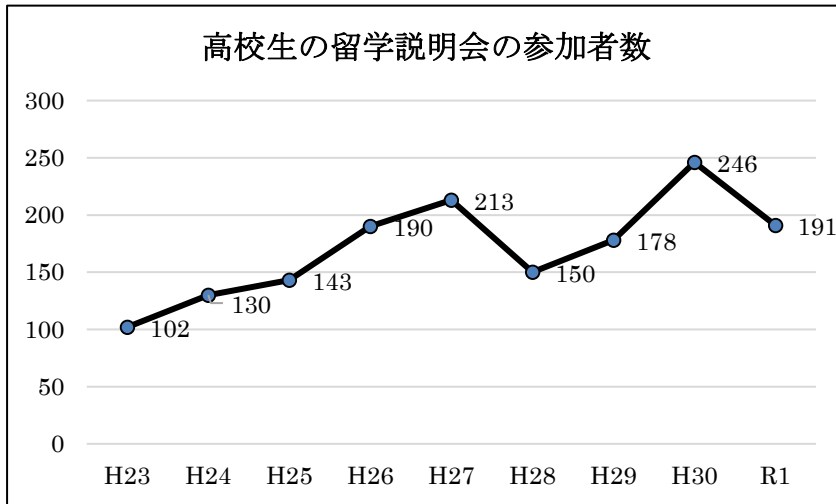
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
世界に挑む 人材育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留学促進チラシ配布(説明会)県内高校1・2年生全員 ○ 留学助成金 給付者数 55 人(6校) 留学2週間以上1年未満の学校単位の留学プログラムに対し、一人当たり5万7千円の助成金給付(高校生等奨学給付金受給者は5万円を上限として加算) ○ 高校生海外留学説明会 1回(9月) 留学に役立つ講演、留学に関する説明会・相談会、留学体験報告参加者数 191 人
ふくおか グローバルハイスクール 事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内高校のスーパーグローバルハイスクール指定校(2校:平成27年度から5年間) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立鞍手高等学校 「筑豊から世界へ!グローバルシティズンシップを持った『たくましき前進者』の育成」 ・ 県立京都高等学校 「国内外の農業問題に挑むグローバルリーダーの育成」
グローバル化に対応した 英語教育の推進 <重点事業15>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語指導助手(ALT)の配置(令和2年3月現在、政令市を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校対象 73人 (高校教育課1人、県立高等学校71人、県立中等教育学校1人) ・ 小中学校対象 220人 (教育事務所16人、義務教育課1人、市町村教育委員会203人) ○ 配置校以外へのALTの派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校77回、高等学校22回、高等学校英語合宿10人 ○ ALT研修会 年6回 ○ ALT指導力等向上研修 年1回(2日間) ○ 英語活動指導員を高等学校に4人配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語以外の科目等を英語で教えるイマージョン教育^{注1)}を実施 ・ イマージョン教育公開授業の実施 年間8回 参加者308人 ○ ネイティブ英語教員を高等学校に3人配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の統合型の英語力(聞く、読む、話す、書く能力)を育成 ○ 福岡県英語教員指導力向上研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,121人(小学校 年6回 769人、中学校 年2回 247人、高等学校 年4回 105人)がモデル研修、メソッド研修、フィードバック研修に参加 ○ 県立高校の外部英語検定試験受験希望者のうち、高校生奨学給付金受給者に対する受験料の補助 ○ 高校入試におけるスピーキング導入に向けた調査・研究

- 国の中央研修を修了したエリアマネージャー11名が27市町村のモデル中学校校区の小学校(61校)を巡回し、小学校英語教育の体制整備を支援
- 中学校3年生(政令市、県立中学校、中等教育学校を除く)を対象に英検IBAテストを実施(受験者20,873名)
- 中学生を対象に中学生英語スピーチコンテストを実施(政令指定都市等を含む県内8地区の予選から44名が出場)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
高校生の海外留学の啓発	留学説明会の参加者数	191人 (R1年度)	200人 (R3年度)	○
生徒の英語力	CEFR A1レベル相当以上(英検3級程度以上)の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	46.9% (R1年度)	50% (R3年度)	○
	CEFR A2レベル相当以上(英検準2級程度以上)の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	48.5% (R1年度)	50% (R3年度)	○



成 果 「聞く」「読む」「話す」「書く」力を育成する英語の授業改善が図られました。

- ・ 留学説明会に対する県内での認知度は、チラシやHPの効果もあり年々高まっています。県立高等学校・中等教育学校（高等部）における留学者数については、10～20人台で推移しています。
- ・ 英語活動指導員によるイメージ授業において、生徒の英語力及び学習意欲が高まりました。教員の関心も高く前年度に比べて公開授業参加者が1.3倍に増えました。
- ・ ふくおかグローバルハイスクール事業について、各指定校は校内及び全国で発表会を行ったり、研究報告書を作成したりするなどして、5年間の研究の集大成としてその研究成果を還元しました。
- ・ CEFR B2 レベル相当以上(英検準1級程度以上)を有する英語教員の割合が増えました。(高等学校:平成30年度71.9%→令和元年度79.9%)
- ・ CEFR A1 レベル相当以上(英検3級程度以上)の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合は46.9%でした。平成30年度から1.7ポイント上昇し、国の目標値である50%に向けて順調に向上しています。
- ・ 「CAN-DO リスト」^{注2)}形式の学習到達目標を設定している中学校及び学習目標の達成状況を把握している中学校の割合は100%(政令市を除く。)でした。

課 題 生徒の4つの技能を総合的に育成するため、英語教員の指導力と英語力をさらに高める必要があります。

- ① 留学説明会の参加者の関心をさらに高め、県立高校生徒の留学者数のさらなる増加につなげる必要があります。
- ② 授業改善を一層充実させ、生徒の「聞く・読む・話す・書く」の4つの技能を総合的に育成する必要があります。また、英語教員のCEFR B2 レベル相当以上(英検準1級程度以上)の取得者数をさらに増やす必要があります。
- ③ CEFR A1 レベル相当以上(英検3級程度以上)を取得する中学生の割合をさらに向上させる必要があります。

対 応 英語教員の指導力・英語力向上のための研修等を引き続き実施します。

- ① 留学説明会の内容をさらに充実させ、高校生の海外留学への興味・関心を高めるとともに、留学に対する助成金の周知に努め、留学者数の増加へとつなげていきます。
- ② 生徒の統合型の英語力(聞く、読む、話す、書く能力)を育成するために、英語活動指導員やネイティブ英語教員を更に積極的に活用し、英語教員に対する研修として、配置校において公開授業を実施します。
- ③ 小中学校教員対象の英語力向上研修を実施して、教員の英語力及び英語指導スキルの向上による英語授業改善を図るとともに、中学3年生を対象とした英検I B Aテストの実施や中学生英語スピーチコンテストの開催を通して、英語力の高い生徒の育成に努めます。

注釈

注1) 英語イメージ教育:英語以外の授業を英語で学ぶことで、より実践的な英語力の向上を目的としたもの。

注2) CAN-DO リスト:4技能(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」及び「書くこと」)別に設定した、学年、学期ごとの学習到達目標の一覧。

IV 生涯学習社会をつくる
1 生涯学習・社会教育の総合的推進

(1) 社会教育活動の推進 ≪施策23≫

社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 高度化、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境を提供します。
- ◇ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ◇ 県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体（PTA・子ども会など）との連携・協力体制を強化します。

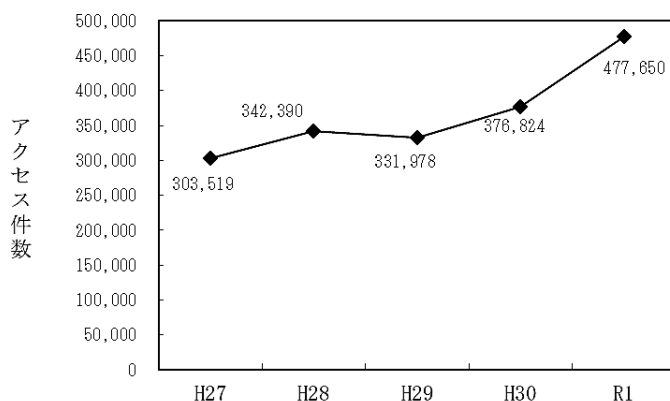
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
NPOやボランティア団体との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム 参加者 168 名 ○ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会の開催（2日間） 参加者延べ 585 人
社会教育関係団体等に対する育成支援・補助	○ 公共性のある適切な活動を行う社会教育団体への助成 10 団体
社会教育関係職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村社会教育関係職員研修（2回） 参加者延べ 162 人 ○ 社会教育専門研修（2回） 参加者延べ 81 人 ○ 県社会教育主事等研修会 参加者延べ 192 人
ふくおか社会教育応援隊事業の実施 ＜重点事業16＞	○ ふくおか社会教育応援隊派遣回数 1,148 回
県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか社会教育ネットワーク アクセス件数 477,650 件 ○ メールマガジンの配信 年 12 回（登録者数約 500 名）
現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現代的課題対応研修 「学校とともにある地域づくり・人づくり推進セミナー」（3回） 参加者延べ 254 人 ○ 環境ボランティア養成研修 in 英彦山（2回） 参加者延べ 36 人 ※1回は台風接近に伴い中止

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	477,650 件 (R1 年度)	300,000 件 (毎年度)	◎

ふくおか社会教育ネットワークへのアクセス件数



成 果 社会教育関係職員・団体等を対象とした研修会をとおして、学習のニーズや社会的課題に応じた学びの場を提供することができました。

- ・ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会の企画・運営にあたっては、実行委員会と社会教育関係職員が連携し、生涯学習・社会教育に係る実践協議を深めるとともに、NPOやボランティア、企業等、地域で活動する様々な団体等のネットワークを築くことで、地域の連携・協力体制の充実と教育環境整備等、地域の様々な課題の解決に役立てることができました。
- ・ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムでは、家庭教育や子育て支援に関わる個人や団体、行政担当者が集い、学習や交流を通して、家庭教育や子育て支援等の在り方を考えるとともに、参加者同士のネットワークの構築を図ることができました。
- ・ 社会教育関係団体へは、助成を行うだけでなく積極的な情報提供等を行うことで、各団体の特色ある活動を生かした地域における社会教育振興につながりました。
- ・ ふくおか社会教育応援隊事業では、市町村や学校等からの要望に応じて社会教育主事等を派遣し、家庭教育支援や青少年教育等、社会教育に関する情報提供や学習方法の提供を行いました。また、「令和元年度福岡県社会教育関係事業事例集」を作成し、各市町村・関係機関等に配布することで、事業内容の周知につながりました。
- ・ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応するための基礎研修や専門的研修を実施することで、参加者の資質・能力の向上を図るとともに、関係者同士のネットワークづくりにもつなげることができました。

課 題 地域の人材育成や課題解決につながる研修の充実が求められています。

- ① 家庭教育や子育て支援、子どもの貧困問題、環境問題等、現代的な課題の解決につながる研修が求められています。
- ② 家庭教育支援や青少年教育等、社会教育に関する情報提供や学習方法の提供など、市町村や学校等からの要望に応じた内容の充実を図る必要があります。
- ③ 社会教育関係団体等と密に情報交換を行いながら、さらなる連携・協働を図る必要があります。
- ④ SNSのみの利用者が増加していることや情報収集に使用する端末（使用機器）の多様化に伴い、より県民のニーズに応えられるよう情報の発信方法を検討する必要があります。

対 応 学習情報の提供、学習の場を充実させます。

- ① 生涯学習・社会教育関係者やNPO団体、更には大学関係者や企業等、様々な立場の人々の学習のニーズを幅広く把握することや、そのニーズに応じた課題の解決につながる学習と交流の場を設定するなど、市町村職員、ボランティア等、社会教育関係者が地域の課題解決や社会教育振興に資する研修の充実を図ります。
- ② 提供する情報等の内容充実を図るとともに、団体等の育成支援、活動等の活発化支援及び運営補助等を実施していきます。
- ③ 社会教育関係団体に対して学習情報の提供を適切に行い、より多く情報交換を行えるようにします。
- ④ より多くの県民のニーズに応えられるよう情報収集し、必要な情報を適切に発信するために、情報収集に使用する端末（使用機器）やソフトの変容への対応について研究していきます。

IV 生涯学習社会をつくる
2 生涯学習・社会教育環境の整備

(1) 社会教育施設の充実 <<施策24>> 社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい
◇ 社会教育を振興する県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、県民のニーズに対応できるように社会教育関係職員の専門性を高めます。

令和元年度 主な取組・事業

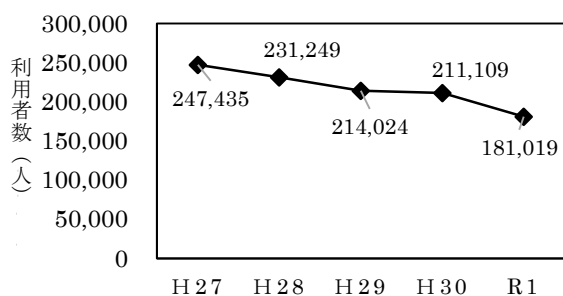
取組・事業名	実績
県立社会教育施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立社会教育施設における事業内容改善、体験プログラムの開発 ○ 県立図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔地サービス利用数 12,517 冊 ・ 学校貸出図書セット 4,200 冊 (105 セット×40 冊) ・ レファレンス受付数 49,399 件 ○ 県立図書館および公立図書館等の相互ネットワーク構築 貸出借受冊数 18,194 冊
県立社会教育施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の利用促進を行うため、企業や大学等への周知、広報活動の充実と開所日数の増加 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」の開所日数 942 日 ○ 県立社会教育施設（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」、3施設） 研修者数 181,019 人 ○ 県立図書館 図書館貸出冊数 394,087 冊 ○ 青少年科学館 入館者数 310,842 人
社会教育施設職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレイリーダー^{注1)}研修（福岡県子ども会育成連合会と共催） <ul style="list-style-type: none"> ・ プレイリーダー1級（少年自然の家「玄海の家」において2回開催） 受講者数 36 人 ・ プレイリーダー2級（6教育事務所において各1回開催） 受講者数延べ 231 人 ○ 専門研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土資料研修 参加者 68 人 ・ 参考調査業務研修 参加者 13 人 ・ 「子どもと読書」研修会 参加者 176 人 (入門講座 44 人、専門講座 132 人)

指 標

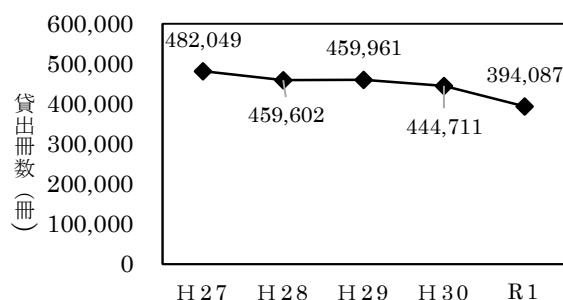
指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用者数（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）※1	181,019 人 (R1 年度)	223,000 人 (毎年度)	△
県立図書館の利用	県立図書館の図書貸出冊数 ※2	394,087 冊 (R1 年度)	460,000 冊 (毎年度)	△
	県立図書館の図書貸出利用者数 ※2	149,589 人 (R1 年度)	171,000 人 (毎年度)	△
青少年科学館の利用	青少年科学館の入館者数 ※2	310,842 人 (R1 年度)	318,700 人 (毎年度)	△

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため休館 R2年3月から
 ※2 “ R2年2月から

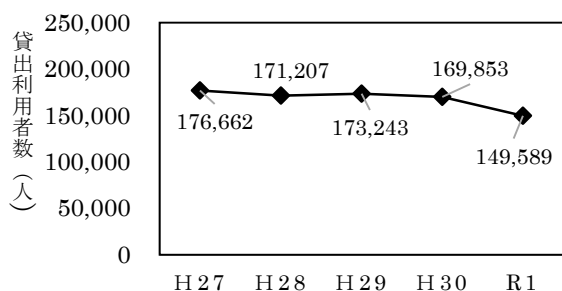
社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」の利用者数



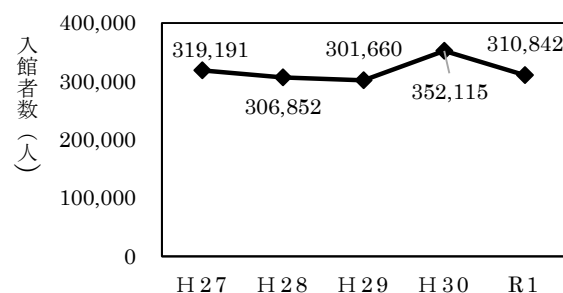
県立図書館の図書貸出冊数



県立図書館の図書貸出利用者数



青少年科学館の入館者数



成果 県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善やプログラムの開発に取り組みました。

- ・ 県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善を進めたほか、施設の特徴を活かした新たなプログラムを各施設において開発し、取り組むことができました。
- ・ 県立図書館では、学校貸出図書セットの貸出や遠隔地サービスの充実、利用者サービスの向上に努めました。
- ・ プレイリーダー研修を県内6か所で実施したことで、多くの専門的な知識や技能を修得した指導者を養成することができ、関係団体の活性化につながりました。

課題 施設の特徴を生かし、県民のニーズに更に応えるための工夫が必要です。

- ① 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」においては、今後も子どもの体験活動の一層の充実や指導者養成など、県民のニーズに更に応えるため、魅力ある事業の開発と人材育成が必要です。
- ② 県立図書館においては、大学の移転等があり、貸出利用者数は減少しています。今後の利用者増を図るためにも、更なる図書館の利用促進が必要です。
- ③ 青少年科学館においては、民間の専門機関との連携・協力を視点に、利用者のニーズに応じた、より効果的な事業運営に努める必要があります。

対応 施設利用者を増やせるようサービスと機能の充実を行います。

- ① 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」においては、今日的課題に対応した研修を一層充実させ、立地条件を生かした体験活動プログラムの開発及び人材育成を継続的に行います。また、施設間や地域との効果的な連携事業等を実施することで県域での事業の活性化を推進します。
- ② 県立図書館については、市町村立図書館等との連携強化を一層図るとともに、県立図書館の特徴や魅力を発信し、利用者へのサービスの充実に努めます。
- ③ 青少年科学館については利用者のニーズを的確に捉え、企画や特別展、プラネタリウム番組等の充実を行います。

注釈

注1) プレイリーダー：県において定められた内容の研修を受講し、修了証を取得した者であり、安全に配慮しながら様々な体験活動、子どもの成長に合わせたものづくりや屋外での遊び等を指導する者。

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化の振興

(1) 県民文化芸術活動の振興 << 施策 25 >>

社会教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

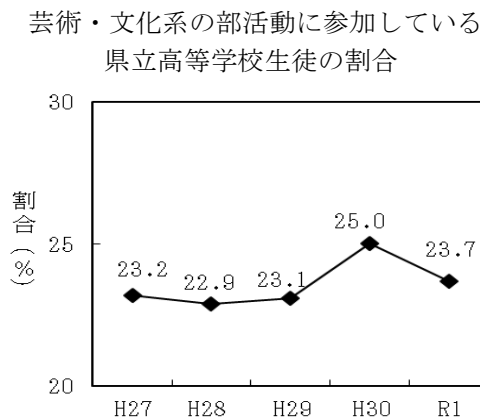
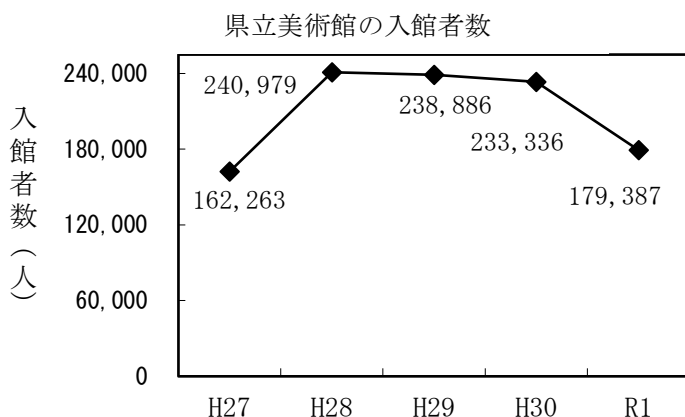
- ◇ 次代を担う子どもたちの創造性を育み、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。
- ◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図ります。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子ども文化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民文化祭「鑑賞・発表事業」の実施 3市1町 ○ 県民文化祭「芸術体験講座」の実施 20校 (小学校 15校、中学校 3校、特別支援学校 2校)
中学校文化連盟 ^{注1)} 、高等学校芸術・文化連盟 ^{注2)} への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県芸術・文化活動事業補助金の交付 ○ 総合文化祭の開催に関する広報協力など
県立美術館の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 展覧会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展 (コレクション展Ⅰ) 「特集：おりおりのおり-四季と着物の折と織-」 (コレクション展Ⅱ) 「江上茂雄特集」 (コレクション展Ⅲ) 「特集：山口睦男と福岡の美術家たち」 ・ 企画展 「郷土の美術をみる・しる・まなぶ 2019 新たな高島野十郎」 「赤星孝と赤星信子展」 ・ 実行委員会展 「ウォルト・ディズニー・アーカイブス展」 「大相撲展福岡」 ・ 令和元年度福岡県立美術館所蔵品巡回展 「移動美術館展」 (那珂川市で開催) ・ 第75回福岡県美術展覧会(県展) (出品総数 2,822点、入選総数 1,323点) ○ 県民の芸術活動発表の場としての展示室貸出(46団体) ○ 美術館レター「とっぷらいと」の発行(年3回)及び美術教養講座等の実施 ○ スクール・ミュージアム事業(アートコース)の実施(23校) ○ 作品の購入(高島野十郎「からすうり」)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立美術館の利用	県立美術館入館者数	179,387 人 (R1 年度)	160,000 人 (毎年度)	◎
文化部活動の推進	芸術・文化系の部活動に参加している 県立高等学校生徒の割合	23.7% (R1 年度)	23% (毎年度)	◎



※ 令和2年2月～3月 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため休館

成 果

県立美術館において、県民の芸術的ニーズに応えた展覧会を開催できたことにより、入館者数が目標値を上回りました。

- ・ 県民文化祭において、知事部局と連携し、「鑑賞・発表事業」を県内市町村で、「芸術体験講座」を県内の小・中・特別支援学校で実施しました。特に「芸術体験講座」において、楽器演奏、能楽、和太鼓等の体験及び鑑賞を行ったことが、児童生徒から好評価を得ています。
- ・ 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟の主催する総合文化祭の開催等に対し支援を行ったことにより、生徒の文化芸術活動の充実が図られました。
- ・ 県立美術館においては、「ウォルト・ディズニー・アーカイブス展」や「大相撲展福岡」など県民のニーズに応えた展覧会を開催しました。いずれも入場者の満足度は高く、関連イベントも内容を充実させ、多くの参加者で賑わいました。
- ・ 作品を購入し、コレクションの更なる充実を図りました。
- ・ 令和2年2月に「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」を策定しました。

課 題

福岡県美術展覧会（県展）については、出品数の減少が続いています。

- ① 今後も引き続き県民の美術に関する鑑賞・創作意欲を高めていく必要があります。
- ② 福岡県美術展覧会（県展）については、出品数の減少が続いています。

対 応

マスコミや民間企業との連携による効果の高い広報や、インターネット等を使った情報発信を積極的に行います。

- ① 県立美術館において、県民の芸術的ニーズを重視した実行委員会展を今後も開催するとともに、これまで蓄積した県立美術館の財産やノウハウを生かした展覧会を開催するなど、県民の美術に関する鑑賞・創作活動の更なる促進を図ります。
- ② 福岡県美術展覧会（県展）の出品数の増加や集客力を高める取組として、出品しやすい作品規定への見直しや出品手続きの利便性の向上、マスコミや民間企業との連携による効果の高い広報、インターネット等を使った情報発信を積極的に行います。

注 釈

注1) 中学校文化連盟：県内の中学校及び特別支援学校中学部の生徒の文化活動の振興・発展を図ることを目的に、福岡県中学校総合文化祭等の事業を行っている団体。美術や音楽等11の専門部を有する。

注2) 高等学校芸術・文化連盟：県内の高等学校及び高等部を設置する特別支援学校における芸術文化活動の振興を図ることを目的に、福岡県高等学校総合文化祭等の事業を行っている団体。演劇や吹奏楽等19の専門部会を有する。

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化の振興

(2) 文化財の保存・活用及び継承

《施策26》

文化財保護課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化財を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護基本指針を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ◇ 地域の文化や特色を伝承する民俗芸能及び伝統工芸技術を確実に保存し、積極的に活用しながら後世への継承を図るとともに、本県の歴史を知る上で重要な遺跡等の保存・整備・活用を進めます。
- ◇ 子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、これらを大切に思う心を育成します。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別展（1回） 「久留米—その歴史と文化—」 ○ 企画展（7回） 「きゅうおにとタイムトラベル—大昔のくらしと国づくり—」等 ○ パネル展（4回） 「福岡鉄道遺産ものがたり7～筑後地区編～」等 ○ 教育普及講座（33回） 名誉館長講座、九歴講座、九歴ゼミ、夕べのギャラリートーク、特別展開催記念講演会等 4,489人参加 ○ イベント（19回） 古代体験まつり、ナイトミュージアム等 2,391人参加 ○ ボランティアによる古代体験・バックヤード解説 5,188人参加 ○ 小中学校の来館学習、出前講座等 5,076人参加
旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進	○ 指定管理者によるフラワー教室、朗読会、コンサート等自主事業（44件）の実施
福岡国際交流史発信事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖ノ島と関連遺産群から出土した玉類 ・ 朝鮮通信使 ○ 歴史観光ボランティア養成講座の実施
福岡歴史文化発信・体感事業の実施 ＜重点事業17＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財を活用した歴史体感学習事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験エリアの整備及び堅穴住居組み立てキット作成 ・ 県指定三沢遺跡での発掘体験の実施 ○ 県内文化財の情報発信事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に刊行した文化財調査報告書等のデジタル化 ・ 県内文化財情報データベース（ホームページ）の作成

指 標

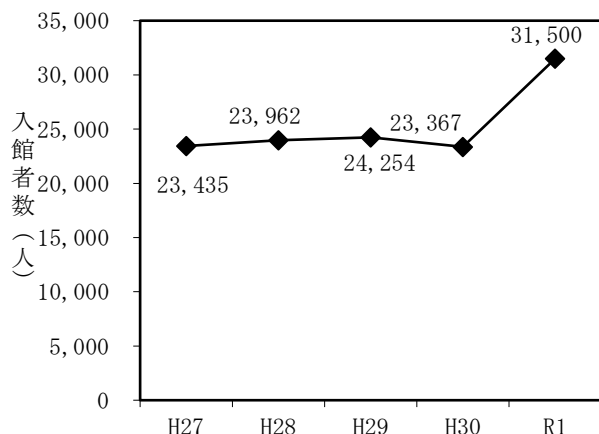
指 標	指 標 の 概 要	
九州歴史資料館の利用	九州歴史資料館 入館者数 ※1	
現状値	目標値	達成状況
31,500人 (R1年度)	35,000人 (R3年度)	○

指 標	指 標 の 概 要	
旧福岡県公会堂 貴賓館の利用	旧福岡県公会堂貴賓館 入館者数 ※2	
現状値	目標値	達成状況
20,525人 (R1年度)	23,000人 (毎年度)	△

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため休館 R2年2月から

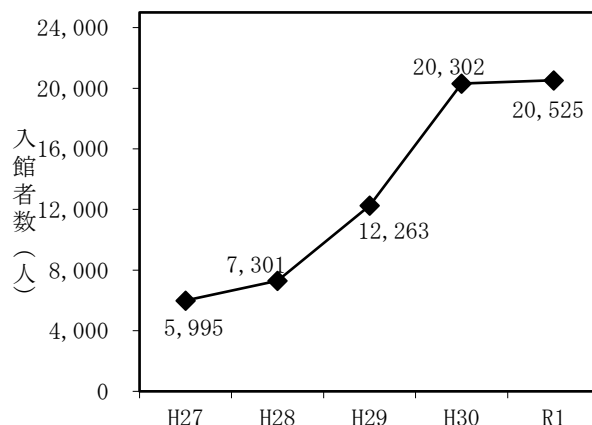
※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のためイベントを中止 R2年2月から

九州歴史資料館の入館者数



※平成30年8月～令和元年10月は、耐震化工事のため第1、第3展示室を閉室

旧福岡県公会堂貴賓館の入館者数



成 果 九州歴史資料館は、移転開館後、過去最高の入館者数を記録しました。

- 九州歴史資料館では、常設展をはじめ、特別展、企画展、各種イベントや九歴ボランティア^{注1)}による古代体験等により、発掘調査の成果や大宰府史跡等の歴史文化遺産の魅力を様々な方法で発信し、入館者数は過去最高を記録することができました。
- 旧福岡県公会堂貴賓館では、指定管理者による自主事業の内容の充実や積極的な広報活動などにより、入館者数は過去最高を記録することができました。
- 福岡国際交流史発信事業によって、多くの人々に様々な方法で、福岡県の歴史的特色である国際交流の歴史及び関連する文化財の魅力を発信することができました。
- 福岡歴史文化発信・体感事業によって、子どもたちが歴史文化をより深く体感しながら学習ができるようになりました。

課 題 九州歴史資料館では、新たな入館者の開拓につながる取組が必要です。

- 九州歴史資料館では、多彩なイベントや展示の実施により、入館者は増加傾向にあるものの、目標値を下回っている現状があります。館周辺の開発も進んでおり、近隣住民を含む新たな入館者の開拓につながる取組や学校教育との一層の連携が必要です。
- 旧福岡県公会堂貴賓館については、文化財の保護を図りながら、引き続きその価値や魅力を発信していく必要があります。
- 福岡国際交流史発信事業については、福岡県の歴史についていまだ知られていないことが多くあることから、今後も継続的に文化財の魅力を発信していく必要があります。
- 福岡歴史文化発信・体感事業については、文化財の確実な継承のため、より多くの県民に文化財への興味関心を抱いていただく必要があります。

対 応 九州歴史資料館においては、市町村や学校、民間企業等と連携した展示やイベントを実施します。

- 九州歴史資料館においては、入館者の拡充を図るため、県内市町村、国立博物館や他県施設と連携した展示や講演会等の開催、学校や民間企業等と連携したイベントを行うとともに、あらゆる来館者に配慮した展示を行います。
- 旧福岡県公会堂貴賓館については、指定管理者と連携協力しながら、貴賓館の魅力を生かした事業を実施するとともに、ホームページや各種媒体を活用した積極的な情報発信を行います。
- 令和2年度の特別史跡大宰府跡・水城跡の史跡指定100周年に合わせ、記念式典や映像資料の作成等を行います。
- 古代体験の充実、文化財調査記録のデジタル化、移転開館10周年を記念した福岡県にゆかりのある文化財の里帰り展を行います。

注釈

注1) 九歴ボランティア：九州歴史資料館では、土曜、日曜、祝日に、歴史体験イベントや館内案内に必要な知識・技能を身に付けたボランティアによる研修講座や体験イベント、バックヤード解説を行っている。令和2年3月現在、34人が登録されている。

VI 県民のスポーツ活動を盛んにする

1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化

(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進<施策27>

体育スポーツ健康課

令和元年度 施策の基本的なねらい

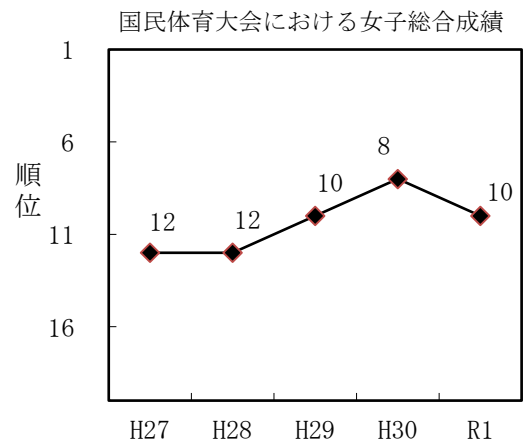
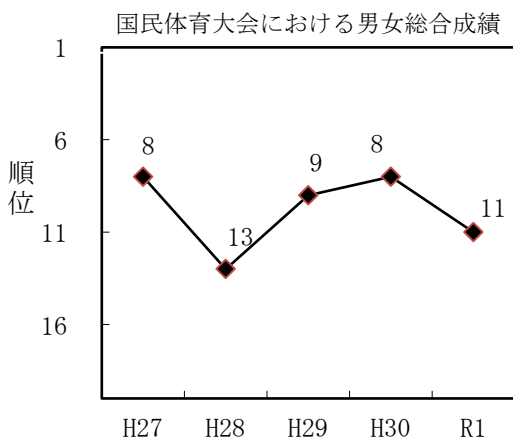
- ◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るため、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進などに取り組みます。
- ◇ ジュニアや女性アスリートの育成を図るとともに、県立体育・スポーツ施設の整備に取り組みます。

令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
競技スポーツ振興事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選手強化指導者研修会 93人 ○ 選手強化研修会（選手対象） 56人 ○ 競技力強化事業 41団体
県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ トップアスリート育成強化拠点整備事業（4施設） ○ スポーツに関する情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふくおかスポネット」^{注1)}による情報提供 アクセス 385,088件 ・ 「福岡スポーツウェブ (fs-web)」^{注2)}による情報提供 23回
ふくおかアスリート育成強化システムの構築<重点事業18>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成システム整備事業（26団体が実施） ○ 指導者選手海外派遣事業（2団体が実施） ○ 中央研修指導者派遣事業（2団体が実施） ○ 競技用具整備事業（1団体が実施） ○ トップアスリート育成強化事業 67人 ○ 9競技10種目の強化活動に必要な拠点づくり整備 ○ 女性アスリートの県外遠征・主要大会への参加事業の実施 17回 ○ 女性コーチの研修会「女性コーチサミット」の開催 1回

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	11位 (R1年度)	8位 (毎年度)	○
女性アスリートの育成	国民体育大会における女子総合成績順位	10位 (R1年度)	8位 (毎年度)	○



成 果 国民体育大会の個人種目において過去5年で最多の入賞者（84名）を輩出しました。

- ・ 各競技団体の強化策を再点検し、競技団体において計画的な当年度強化事業を実施したことで、多くの競技団体で入賞者を輩出しました。
- ・ 女性アスリート育成強化システムの確立を目指し、強化拠点の整備や県外遠征・主要大会の参加、女性コーチサミットによる指導者の資質向上を図ったことで、国民体育大会女子種目において、個人種目で4名、団体種目で2団体が優勝しました。

課 題 国民体育大会出場権獲得数が減少しています。

- ① 国民体育大会男女総合成績に大きく影響する本大会出場権獲得数が減少しています。
- ② 本大会出場権を獲得できなかった競技団体に対して、九州ブロック大会に向けての当年度強化活動を支援していく必要があります。
- ③ 女性アスリート育成強化事業は、強化拠点整備やアスリートの育成については一定の成果を見せていますが、指導者の資質向上などさらに取組を充実していく必要があります。

対 応 国民体育大会常時8位以内入賞を目指して強化事業を充実させます。

- ① 九州ブロック大会に向けて、競技団体とさらに連携を深め、県内高校生にトップレベルの競技を体験させるための海外遠征費等の助成や競技力の高いふるさと選手の積極的な活用により、競技力の向上を図ります。
- ② 各競技団体における当年度の国民体育大会への強化活動（遠征・合宿等）を重点的に支援します。
- ③ 女性アスリートの練習環境の充実を図るために、関係機関や団体等の協力を得ながら、強化拠点の整備や県外遠征等の支援、女性指導者養成のための研修会等を引き続き実施します。

注釈

注1) ふくおかスポネット：平成12年6月に県立スポーツ科学情報センターにおいて開設したホームページ。子どもの体力向上に係る動画や個人体力診断システムをはじめ、スポーツ指導者及びスポーツ団体の活動等の情報を発信している。

注2) 福岡スポーツウェブ（fs-web）：県内外のスポーツや、子どもの体力向上等、体育・スポーツに関する最新情報を、市町村教育委員会、学校、部活動の指導者及び各競技団体等に発信するメール配信システム。

Ⅶ 人権が尊重される心豊かな社会をつくる

1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進 << 施策 2 8 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

人権・同和教育課

令和元年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度・実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 個別的な人権課題について、法律や「福岡県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等を踏まえた教育・啓発の推進とともに、性的少数者等に対する適切な理解促進と必要な支援の充実を図ります。
- ◇ 人権教育に係る指導力向上等のため、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図るとともに、効果のある取組についての実践的研究を進めます。
- ◇ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

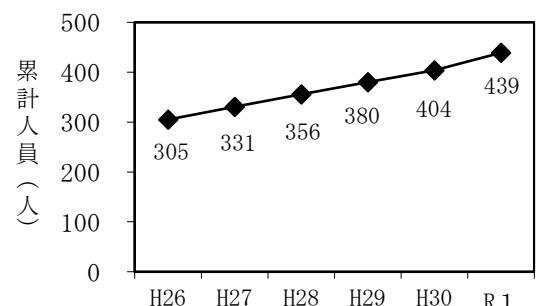
令和元年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業の実施 <重点事業19>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究委員会 1回 ○ 調査研究小委員会 1回 ○ 58市町村教育委員会を訪問しての聴取による実態調査
人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究校を6校指定 ○ 推進連絡会 2回 ○ 推進協議会（各指定校3回計18回）授業交流会（各指定校1回計6回） ○ 各指定校で、CRT学力検査及び生活アンケートの実施
人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育実践交流会（福岡県人権教育研修会） 研修会実施回数 3回 研修会参加人数 延べ2,312人 ○ 人権教育指導者養成連続講座 開催講座数 年間7回 受講者数 計35人 (小学校21人、中学校8人、県立学校5人、特別支援学校1人)
人権教育コーディネーター ^{注1} 養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連続講座として年間5回 受講者14人
男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校において、「男女共同参画教育指導の手引」（改訂版）を活用し、豊かな心、性差の正しい認識、実践的な態度などの資質・能力を育てる教育活動を実施 ○ 家庭科や特別活動における男女相互協力の必要性の理解促進
男女共同参画についての教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任校（園）長、新任教頭を対象に男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的指導力を高める研修を実施 ○ 管理職をはじめ教職員を対象にした各種研修会において「男女共同参画教育」に関する内容を実施

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	
現状値	目標値	達成状況
439人 (R1年度)	424人 (R1年度)	◎

人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数



成 果

各市町村教育委員会に聞き取り調査を行い、各市町村や各学校の個別の人権課題に関する学習内容や実施状況を把握することができました。

- ・ 政令市を除く 58 市町村教育委員会への聞き取り調査を行い、各市町村教育委員会等における人権教育に関する具体的な施策の実施状況、市町村立学校における個別の人権課題に関する学習内容や指導方法等についての実態把握ができました。
- ・ 研究指定校授業交流会を開催し、各指定校による公開授業を通じて、児童生徒の学力を向上させるための授業づくりや日常の取組について交流し、各指定校の取組を見直すことができました。また、研究指定校事業連絡協議会を開催し、各指定校における研究の成果と課題を交流するとともに、大学の研究協力者による講義を通じて、人権教育を基盤にした「効果のある学校」について理解を深めることができました。
- ・ 福岡県人権教育研修会において、教職員を対象とした研修会では、県内全ての公立学校（政令市を除く。）から参加がありました。市町村の人権教育担当者等を対象とした研修会では、各市町村（政令市を含む。）の社会教育における人権教育担当者等 126 人、学校関係者 160 人の参加がありました。
- ・ 各種研修会において、教職員がキャリアステージに応じて身に付けるべき「資質・能力」を明確にし、人権教育パンフレット（目標・法律・条例編）を活用し、個別の人権課題に関する法律や条例について周知するなど研修の充実を図りました。
- ・ 人権教育指導者養成連続講座では、令和元年度に小・中・県立学校 35 名の教員が受講を修了し、累計 439 人に達する等、目標を上回っています。講座修了者は、自校のみならず、異校種間や地域における人権教育研修の企画・運営、研修講師として携わっています。
- ・ 人権教育コーディネーター養成講座では、講座修了者が市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の担当者や研修講師等を務めたりするなど活躍しています。
- ・ 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女が互いに尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識を向上させることができました。

課 題

若年層教職員の人権意識や知識、指導力等の向上を図る必要があります。

- ① 市町村教育委員会等への聞き取り調査の結果から、若年層教職員の人権教育に関する指導力等の不足や学校間で指導内容や方法等に差が見られ、すべての学校で人権教育が推進されるよう支援を行う必要があります。
- ② 人権教育をめぐる動向は日々変化しており、常に国や県、市町村の地域の現状や大幅な世代交代等の教職員の実態を踏まえた研修を実施する必要があります。
- ③ 各市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の中心となるコーディネーターや研修講師等の育成、特に経験の浅い担当者の育成を継続的に行う必要があります。
- ④ 県立高等学校においては、男女の別なく生徒が自らのキャリアを考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校教育全体を通じて取り組む必要があります。

対 応

人権教育に係る指導力等達成目標に則り、教職経験年数や職務に応じ、指導内容を明確にした研修を実施します。

- ① 若年層教職員が、個別の人権課題に関する学習指導等に活用できるよう、個別の人権課題に関する学習のカリキュラムや指導展開例の作成を行います。
- ② 人権教育に係る指導力等達成目標を踏まえ、若年層教職員に対し、人権教育の指導力等の課題に応じた研修を実施するなど、教職経験年数や職務に応じ、指導内容を明確にした研修を実施します。また、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に関する高校生用学習資料の活用が促進されるよう、具体的な実践報告など活用方法等の研修を行います。
- ③ 人権教育コーディネーター養成講座では、本講座の意義・目的やこれまでの成果について周知し、市町村からの受講推薦を促しつつ、市町村や地域の実態や課題を踏まえ、その課題解決に向けて特に経験の浅い参加者の育成を促すため、講座内容を充実・改善します。
- ④ 県立高等学校においては、生徒が男女相互協力の意識を持ち、自らのキャリアを考え進路を主体的に選択できるよう、特別活動及びインターンシップ等の体験的な活動を通じて男女共同参画教育の充実を図ります。

注釈

注1) 人権教育コーディネーター：地域社会に密着し、人権教育に関する専門的知識を持ち、体験的参加型学習等の多様な手法を取り入れた研修の企画・運営ができる市町村の指導者のこと。

指標の達成状況一覧

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの平均値	小 国語 103.4 算数 100.0 中 国語 98.6 数学 99.0 (R1年度)	小 国語 100以上 算数 100以上 中 国語 98.9以上 数学 98.6以上 (R3年度)	○
課題の解決に向けた取組	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 75.7% (全国77.7%) 中 73.7% (全国74.8%) (R1年度)	全国平均以上 (R3年度)	○
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小35.2% (全国34.0%) 中34.7% (全国30.0%) (R1年度)	全国平均以下 (R3年度)	○
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小36.3% (全国37.3%) 中33.5% (全国33.9%) (R1年度)	全国平均以上 (R3年度)	○
子どもの体力向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小男子54.41点 (53.61点) 小女子55.96点 (55.59点) 中男子43.20点 (41.69点) 中女子50.52点 (50.22点) (R1年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)	◎
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	50.20% (R1年度)	50.0% (R1年度)	◎
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	47.5% (R1年度)	50.0% (毎年度)	△
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	93.3% (全国平均95.3%) (R1年度)	全国平均以上 (R3年度)	○
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	360人 (R1年度)	360人 (R1年度)	◎
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	83.2% (R1年度)	85% (毎年度)	○
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校区数	377校区 /721校区 (R1年度)	361校区 /721校区 (R4年度)	◎
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小7.3人 (全国7.0人) 中41.0人 (全国38.1人) 高20.8人 (全国18.1人) (H30年度)	全国平均以下 (毎年度)	△
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小32.5% (全国26.7%) 中33.1% (全国26.4%) 高59.4% (全国38.0%) (H30年度)	小・中学校 全国平均以上 (毎年度) 高等学校 50% (毎年度)	◎ ◎

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小87.5% (全国84.7%) 中87.1% (全国82.8%) 高72.8% (全国84.8%) (H30年度)	全国平均以上 (毎年度)	△
家庭・地域と連携した規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小43.6% 中9.8% (R1年度)	小40.0% 中10.0% (R2年度)	○
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	73.8% (R1年度)	80% (R3年度)	○
学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合	小61.7% (全国64.6%) 中36.7% (全国38.2%) (R1年度)	全国平均以上 (R3年度)	○
家庭の教育力の向上	「“新”家庭教育宣言」を実施した小・中学校の割合	99.8% (R1年度)	100% (毎年度)	○
	「家庭教育支援チーム」を活用して学習会等を実施した市町村の割合	100% (R1年度)	100% (R1年度)	◎
県立学校におけるICT環境の整備	普通教室におけるICT環境整備率	無線LAN 38.3% (R1年度)	100% (R3年度)	○
		大型提示装置 38.6% (R1年度)	100% (R4年度)	○
交通安全教育の推進	交通安全教室（高等学校は二輪車安全教室を含む。）を実施している学校の割合	小 学 校 100% 中 学 校 100% 高 等 学 校 100% (R1年度)	小 学 校 100% 中 学 校 100% 高 等 学 校 100% (毎年度)	◎
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 学 校 100% 中 学 校 100% 高 等 学 校 100% (R1年度)	小 学 校 100% 中 学 校 100% 高 等 学 校 100% (毎年度)	◎
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカー配置中学校区数の割合	98.5% (R1年度)	100% (R2年度)	○
教職員の超過勤務の縮減	県立学校における教職員の超過勤務時間数縮減の割合（H30年度基準）	H30→R1 (1月～3月の平均値) 20.1%減 (H30:35.3h→R1:28.2h)	20% (R2年度)	○
科学技術系人材の育成	高校生科学技術コンテストの受験者数	769人 (R1年度)	1,200人 (毎年度)	△
	科学の甲子園ジュニア（中学生対象）の参加チーム数	181チーム (R1年度)	150チーム (毎年度)	◎
農業人材の育成	農業関係学科からの就職者のうち農業関連分野への就職率（県立高等学校）	32.5% (R1年度)	47.0% (R1年度)	△
	農業関係学科からの上級学校進学者のうち農業関係学科への進学率（県立高等学校）	31.3% (R1年度)	27.0% (R1年度)	◎
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 99.1% ② 97.9% (R1年度)	① 100% ② 100% (R3年度)	○
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	96.5% (R1年度)	100% (R3年度)	○
就職意欲の向上	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	43.6% (R1年度)	50% (R3年度)	△

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
高校生の海外留学の啓発	留学説明会の参加者数	191人 (R1年度)	200人 (R3年度)	○
生徒の英語力	CEFR A1レベル相当以上（英検3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	46.9% (R1年度)	50% (R3年度)	○
	CEFR A2レベル相当以上（英検準2級程度以上）の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	48.5% (R1年度)	50% (R3年度)	○
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	477,650件 (R1年度)	300,000件 (毎年度)	◎
県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用者数（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）	181,019人 (R1年度)	223,000人 (毎年度)	△
県立図書館の利用	県立図書館の図書貸出冊数	394,087冊 (R1年度)	460,000冊 (毎年度)	△
	県立図書館の図書貸出利用者数	149,589人 (R1年度)	171,000人 (毎年度)	△
青少年科学館の利用	青少年科学館の入館者数	310,842人 (R1年度)	318,700人 (毎年度)	△
県立美術館の利用	県立美術館の入館者数	179,387人 (R1年度)	160,000人 (毎年度)	◎
文化部活動の推進	芸術・文化系の部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	23.7% (R1年度)	23% (毎年度)	◎
九州歴史資料館の利用	九州歴史資料館の入館者数	31,500人 (R1年度)	35,000人 (R3年度)	○
旧福岡県公会堂貴賓館の利用	旧福岡県公会堂貴賓館の入館者数	20,525人 (R1年度)	23,000人 (毎年度)	△
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	11位 (R1年度)	8位 (毎年度)	○
女性アスリートの育成	国民体育大会における女子総合成績順位	10位 (R1年度)	8位 (毎年度)	○
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	439人 (R1年度)	424人 (R1年度)	◎

<達成状況集計>

◎	計	15
○		22
△		11
▲		0
※ 点検・評価における達成状況		48

学識経験者意見

○学識経験者意見 1

九州大学大学院教授 元兼正浩

I 点検・評価の実施方法等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（略称：地教行法）の平成19年改正により教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとなった（現行26条1項）。県民の代表である県議会に対して、教育委員会がみずからの活動の点検・評価を行い報告することは効果的な教育行政の推進に資するものであり、また県民への説明責任を果たしていく趣旨からも重要である。点検・評価の客観性を担保するためにこうして専門の異なる3名の学識経験者の意見を添える実施方法は、その制度趣旨（同条2項）にかなっているものと評価できる。

II 点検・評価書の形式等について

今回の点検・評価結果は、令和元年度の教育施策である7つの柱、13の項目、28の施策に沿って、それぞれ2ページから7ページまでの分量でコンパクトにまとめられている。その根拠となるデータも整理されている。エビデンスにもとづく記述であるため、県民にとっては再検証できる余地も残されており、客観性は十分に担保されている。

III 個別の点検・評価について

1 「教育委員会の活動状況について」

地教行法第4条5項で、地方公共団体の長は委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされる。ジェンダーバランスにも配慮された委員構成になっている。年間23回の教育委員会会議は県レベルでは全国平均の開催回数であるが、別に委員協議会（勉強会）の場を設けていることは注目される。レイマンコントロールの趣旨を生かすためにはこうした活動がその源泉となるからである。

なお、令和元年度は学校訪問回数が12回、学校以外における各種行事への出席が6回となっている。教育委員が教育最前線に出向く機会をできるだけ増やし、教育長－教育委員会事務局（プロフェッショナル）とは異なる視角、立ち位置で教育現場を見取り、教育委員会会議をリードしていただきたいと願う。形骸化や形式化が指摘されてきた合議制教育委員

会は自身の活性化に向けた不断の努力が不可欠である。

2 「教育施策の推進状況について」

(1) ≪施策1≫ 確かな学力向上のための取組の推進

この施策を推進するにあたって、学力とは何かについてのコンセンサスが教育関係者のみならず県議会、知事部局、県民にどこまで共有できているかが重要である。狭義の「学力」、例えば、全国学力・学習状況調査の標準化得点に固執してしまうと、その結果に一喜一憂し、中長期的な展望をもった施策が打てなかったり、対応が場当たりの的になったりもする。

新学習指導要領で示されたように、<知識・技能>や<思考力・判断力・表現力>等が「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」に結びつくかという<学びに向かう力・人間性等>までの繋がりで捉えた場合、狭義の学力観からの脱却が重要となってくる。その意味で全国学力・学習状況の結果は一進一退であるが、それよりも「自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合」は確実に増えているし、家庭での学習時間も漸進的に増えていることは評価できる。ここで、「地域学校協働活動」事業を推進するという施策があるが、今後この事業を「確かな学力向上」により強く結びつけていくには、上述した学力観の見直しとの兼ね合いを整理することが必要であろう。

(2) 体力の向上

≪施策2≫ 体力向上のための取組の推進

「学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合」が例年47%前後で停滞していたのに対し、今回50.2%と少し向上している。運動やスポーツを実施していない無関心層の子どもをターゲットに意識改革を図る取組が、児童生徒の運動習慣の定着に奏功しており、興味深い。

≪施策3≫ 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

本施策の指標が「運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合」として目標値50.0%に届かない現状値47.5%をもって達成状況を△【取組の強化が必要】としているが、この指標や評価にどれほどの意味があるのだろうか。運動部に50%の県立高校生が加入したとき、果たしてスポーツ活動を豊かにする体制づくりが整ったといえるのだろうか。

≪施策4≫ 健康教育の充実

健康教育の施策が、「性と心の健康」、「望ましい食習慣」の2点に絞られてしまっており、身体の健康や公衆衛生の視点が欠落していることが、Covid-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大の恐怖を経験した私たちには違和感をもって不足として感じざるをえない。また児童の朝食摂食率だけでなく、食事内容で「望ましい食習慣」に結びついていることも示し

ていただければありがたい。

(3) 豊かな心の醸成として、《施策5》道徳心を養う心の教育の充実《施策6》実体験を重視した教育の推進《施策7》いじめや不登校等への対応《施策8》少年の非行防止と健全育成《施策9》幼児教育の充実《施策10》読書活動の充実の6施策が挙げられている。

この6施策の下で様々な取組・事業は行われているが、いずれもその結果として「心」がどれほど豊かに醸成されているのかという実態に迫る記述はない。もとより心を評価すること自体に無理があるにせよ、指標の多くは子どもに関するものではなく、施策自体の実施状況の数字で達成状況の評価を行っており、^{かつかさそうよう}隔靴搔痒の感は否めない。指標の改善を求めたい。

(4) 学校、家庭、地域の連携・協働

《施策11》学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備と《施策12》家庭教育支援の充実を「学校、家庭、地域の連携・協働」のための施策としているが、前者は学校側の不足した資源（特にマンパワー）を家庭や地域が下支えする図式で、後者は家庭を啓発啓蒙するような図式に見えてしまう。地域（まちづくり）のための学校といった視点もここでは脆弱である。三者のベクトルを双方向に促していく学校運営協議会の設置率について、今後も向上させていく必要がある。

(5) 教育環境づくり

教育環境づくりという項目で、《施策13》多様な教育ニーズへの対応、《施策14》ICTを活用した教育活動の推進、《施策15》児童生徒の安全確保、《施策16》学校施設の整備・充実、《施策17》教育機会の確保、《施策18》教員の指導力・学校の組織力の向上、以上の6施策が挙げられている。内容的には幅広いが、いずれも条件整備事務として重要であり、かつ多くの予算を必要とする施策である。いずれも事業評価としては概ね目標値に達しているが、そこで歩みを止めてはいけない施策である。教育環境の充実は学びの質を左右する。今回のCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止のための休校措置により、各自治体の教育環境の整備の差が子どもたちの学びに大きな影響を与えている。厳しい財政状況の中で「費用対効果」が求められるのは致し方ないが、まずは費用を投資しないと劣悪な教育環境の改善は見込めない。現場のガンバリズムで凌いでいる状況にあり、6施策については達成できているとして安心するのではなく、知事部局や県議会、県民の理解と支援を切にお願いしたい。

(6) II 「社会にはばたく力」及び「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

II 「社会にはばたく力」を育成するとして《施策19》個性や能力を伸ばす教育の充実、《施策20》特別支援教育の推進、《施策21》キャリア教育・職業教育の推進の3施策、

Ⅲ「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成するとして《施策22》国際的視野を持つ人材の育成を挙げている。これらは未来志向の施策である。これらの施策が福岡県総合計画（「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して）における教育分野を福岡県教育振興基本計画として位置づけ、さらに福岡県教育大綱（ふくおか未来人財育成ビジョン）や福岡県学校教育振興プランを反映しながら策定された経緯を物語っている。そして成果と課題は妥当である。

（7）生涯学習社会をつくる、県民の文化活動、スポーツ活動を盛んにする、人権が尊重される心豊かな社会をつくる

最後に、《施策23》から《施策28》はひろく社会教育、生涯学習にかかわる施策である。もとより教育委員会は「学校教育委員会」ではなく、その職務権限は地教行法第21条に19項目（十三 スポーツに関すること 十四 文化財の保護に関すること…）列挙されている。そしてこれらはまさに学びを中核に据えた「まちづくり」であり、「県民幸福度日本一」をめざす福岡県にとって重要な施策である。この点検及び評価を拝見するかぎり、福岡県教育委員会は令和元年度も着実にその責務を果たしていることがうかがえる。

以上

○学識経験者意見 2

福岡教育大学教育学部教授 石丸哲史

I 点検・評価の実施方法等について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条にもとづき、県教育委員会は積極的に点検・評価に取り組んでこられた。今回の点検・評価も具体的かつ客観的な手法および内容となっており、県民への説明責任を果たしているだけでなく、教育行政に対する県民の関心を高めるとともに、効果的な教育行政の推進にも貢献している。

今回の点検・評価は第13回目となるが、ここに至るまでにはたゆまぬ改善努力があり、この完成型に近い体裁や形態はその結果といえる。とりわけ、「教育委員会の活動状況に関する評価」及び「教育施策の推進状況に関する評価」の2項目から成り立っていることは、行政委員会としての教育委員会の活動を詳らかにし、その意義を明確にする上でも重要な項目立てであると考えられる。

II 点検・評価書の形式等について

最上位計画である「福岡県総合計画」が平成29年度より新たに始まり、これに対応した「教育振興基本計画」のもとで策定されたこのたびの「令和元年度福岡県教育施策実施計画」は、5年間計画年度のちょうど中間地点に位置し、令和3年度のゴールに向けた折り返し地点ともいえる。この節目ある年度の点検・評価にふさわしく、主な取組・事業等については、文章表現により具体性が、数値による達成度評価によって客観性が担保されている。

すなわち、現状を把握する上で多面的・多角的な検討がなされ、成果は明確なエビデンスを伴い、課題は現状を確実に捉えたものであり、対応には現実的かつ具体的なもので首肯できる内容となっている。また、表現については難解な部分に注釈を施すなど県民への説明責任を意識した記述となっている。

欲をいえば、成果、課題、対応にある見出しが、各項目の内容を総括できるものではないので、各項目のそれぞれの文章について強調すべきところに下線を施すなどすれば、あまねく県民が概観できる、よりわかりやすい表記となるであろう。

また、点検・評価の実施方法が確立し県民に分かりやすい構成になったとしても、この方法に従った点検・評価の記述内容や表現においてマンネリ化が進行すると、効果的な教育行政の推進に役立っているとはいえない。したがって、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう記述内容や表現については常に注意を払

うべきある。

Ⅲ 個別の点検・評価結果について

1 「教育委員会の活動状況について」

レイマンコントロールのもと、保護者やさまざまな分野でご活躍の方々が教育委員であることは、県民の信頼につながっており、県民の意向を反映した教育行政の展開が期待できる。実際に、委員会会議及び委員協議会の頻繁な開催や現場への積極的な訪問実績からは、県民の期待に応えるべく教育委員が日々努力しておられることがうかがえる。定例会および臨時会の傍聴者数が 23 人という事実は、県民の教育行政への関心の高まりとともに、広報広聴に尽力した成果といえるので、さらなる情報発信に努めていく必要がある。

2 「教育施策の進捗状況について」

(1) 施策 1 確かな学力向上のための取組の推進

全国学力・学習状況調査の結果に対しては、平成 19 年度以降その推移に着目しながら入念なる分析、検証が行われてきた。各教科 A B 区分がなくなったので前年度との単純比較はできないが、グラフからは長期にわたる変動が看取できる。全国平均との乖離に注視するだけでなく、上昇傾向にある事実は歓迎しその成功要因を追求することによって、全国平均を下回る教科への対処も見出せるのではないかと思う。「学校・教員支援」「教育委員会支援」にかかる学力向上事業の積み重ねにより、検証改善の取組の実効性が高まってきていることから、今後とも着実に進めていく必要がある。

(2) 施策 2 体力向上のための取組の推進

平成 29 年度以降は、小中学校男女すべてにわたって体力合計平均値が全国平均を上回っている成果が記載されているが、県民の関心は前年度に比べて低下している事実にも及ぶと思う。全国平均も同様に下回っているとはいえ、今後このような傾向が継続するならば、この事実を等閑視せず評価方法の再考や原因究明も必要とされる。

(3) 施策 5 道徳性を養う心の教育の充実

道徳が特別の教科として位置づけられたこともあり、道徳教育の推進が望まれているなか、早期よりこの取組に着手し、道徳教育地域指導者を平成 26 年度より着実に育成してきた。その結果、指導者による指導助言等の回数の増加率が前年度からの指導者数の増加率よりも高くなっており、積極的に活用されていることがわかる。自校内のみの活用にとどまっているという課題も明らかになっていることから、今後より一層の活用が求められる。

(4) 施策 6 実体験を重視した教育の推進

通学合宿推進事業については、長期間にわたり継続的に取組を深め、実施校区数を増やしていくなど着実に実績を積んできたところであるが、取り巻く社会的環境等の変化によってその意義を再確認する必要もある。当該事業によって育まれていく力とその効果を明確にしていくという課題が明らかとなっており、今後、改善が求められている。

(5) 施策 1 1 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

施策 1 の検証においても、学校、家庭、地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図る必要性が明らかになっている。地域学校協働活動事業の実施市町村は平成 29 年度以降着実に増えているが、全市町村実施に向け、例えば、数値目標を設定するなど取組を深めていく必要がある。また、社会に開かれた教育課程の実現をめざす上では学校と地域の連携・協働がかかせないことから、コミュニティ・スクール導入促進事業と一体的に推進していくことも重要であり、これらの仕組みに「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた手法は、家庭や地域の参画意識が向上し実効性の高いものとなる。家庭教育支援を担う地域人材の育成と活動効果の普及に向けて今後ともこれを着実に進めていく必要がある。

(6) 施策 1 4 ICTを活用した教育活動の推進

当該施策に関しては、県立学校を中心とした事業推進の成果があげられており、教員の指導力向上が課題としてあげられている。各市町村ではGIGAスクール構想^{注1)}実現に向けた体制整備が急がれているだけに、この課題解決に向けた取組の深化が必要といえる。

(7) 施策 2 2 国際的視野を持つ人材の育成

グローバル人材育成にあたっては、非言語も含むコミュニケーション能力が必須であることは言を俟たないが、イマージョン教育へ傾注することは大きな意義がある。生徒の4つの技能を総合的に育成する上では教員の指導力向上という課題であるとしているので、今後、研修等充実させながら改善していく必要がある。

IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について

以上、教育委員会の活動状況と一部の施策の推進状況について管見を申し述べた。28 の施策には施策の基本的なねらいが記されているが、「教育の基本目標」や「学校教育の目標」に掲げる理念、総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成するために、学校教育、社会教育、文化、スポーツ及び人権教育などの分野において、28 の具体的な施策を掲げたとされている。

すなわち、28 の施策には理念や目標が背景にあり、これらが基底にあって各施策が展開

されているということである。したがって、成果、課題、対応については、個別に具体的かつ詳細に記載することは当然のことであるが、同時にこれらが理念や目標に適っているのか省みる必要がある。また、検証をふまえて次年度へ向けてこの理念や目標に適った施策の在り方を検討する必要もある。

ビジョンやコンセプトとの事業の整合性を考える際には、理念や目標から各施策を俯瞰する上からの姿勢と、成果、課題、対応から理念や目標を仰望する下からの姿勢も必要であると考え。冒頭でも述べたように、令和元年度は折り返し地点ともいえるだけに、本点検・評価がこのことを目指す年一度の好機ととらえていただきたい。

以上

注1) GIGA スクール構想：子供たち一人一人に個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、ICT や先端技術を効果的に活用し、児童生徒1人1台端末の実現と連動したハード・ソフト・人材一体となった施策パッケージに基づく国の構想。

GIGA=Global and Innovation Gateway for All

○学識経験者意見 3

九州女子大学人間科学部教授 大島まな

I 点検・評価の実施方法等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づいて実施されたこの度の点検・評価は、議会に提出し、県民に公表されるものである。今年度の点検・評価においては、これまでの継続的な点検・評価の中で課題を明らかにし、施策の必要性を確認して実効性、公平性といった観点からより客観的な評価が行われており、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすものとなっている。

また、「教育委員会の活動状況」と「教育施策の推進状況」に分け、施策については主な取組・事業等の推進状況の点検・評価を行うことによって施策全体の評価を示している。県民が理解しやすい構成、内容になっており、教育行政に対する県民の理解を深め、関心を高めることに資すると考えられる。

II 点検・評価書の形式等について

「教育施策の推進状況」については、問題意識を施策の基本的なねらいとして示し、そのねらいを達成するための主な取組・事業、具体的な指標、成果、課題、今後の対応がまとめられており、全体像が明確である。「何をやったか」で満足するのではなく、「その結果何がどうなったのか」という成果を中心に示していることは評価できる。その成果は、統計や指標の達成状況で示す客観的評価とともに内容面の質的評価を文章で補う形で示されており、多面的に全体を把握する助けとなっている。また、残された課題、新たに見えてきた課題を提示し、その課題にいかに対応していくかが具体的に示されていて分かりやすい。

しかしながら、指標については、時を経て状況が変化していることもあるので、指標そのものの妥当性あるいは目標値について場合によっては見直しを検討することも必要である。

III 個別の点検・評価結果について

1 教育委員会の活動状況について

教育委員は多様な属性の委員で構成され、広く県民の意見を反映する体制になっている。

教育委員会の開催回数は、臨時会や委員協議会等の実施を含めると年間総計 40 回近くに及んでいる。委員の努力には敬意を表したい。また、移動教育委員会の実施、各種行事への出席、視察、意見交換等の実績から、教育現場の実情を把握した上で議論を進める姿勢がう

かがわれる。

懸案事項や重要案件が多いだろうことは議決の状況から察することができる。点検・評価の中で着実に成果をあげている取組も確認されているので、今後も情報を発信しつつ、県民の視点に立った議論の機会として十分な時間を確保し、委員会を効果的に運営されることを期待する。

2 教育施策の推進状況について

(1) 施策1・2 確かな学力・体力向上のための取組の推進

学力については、全国学力・学習状況調査の小学校の標準化得点は、国語・算数とも上昇し、平成19年度の調査開始以来の最高値を示し、中学校の標準化得点は全国を下回ったものの、国語・算数の平均では4年連続で改善傾向が見られ、取組の成果が着実に表れていることは評価される。

体力についても、小学校男子の県平均値は5年連続、中学校男子は4年連続、小・中学校女子は3年連続で全国平均値を上回っており、子どもの運動習慣が定着していることも数値に表れていて、取組の効果が示されている。

注目されるのは、平成27年頃から、学力と体力の数字がともに向上していることである。学校現場を中心とした関係者の努力を評価したい。できれば、学力と体力向上の相関関係についても検証されることが望まれる。また、「教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合」も同じ右肩あがりのグラフとなっており、成果に指摘されているように、「短い期間で検証改善サイクルを回すことが児童生徒の学力向上につながること等の実践研究の成果」を明らかにできたことは高く評価される。

他方、小学校で培った学力を中学校で十分に伸ばせていないこと、家庭学習の習慣が定着していない（中には、家庭での学習が困難な）児童生徒が減少はしているものの3割以上いることから、学校での取組に加えて、保護者の啓発、小・中を通じた放課後・土曜の学習支援、そのための地域学校協働活動等地域全体で支える取組を推進することが期待される。

(2) 施策6 実体験を重視した教育の推進

通学合宿を実施している小学校区数は累計で目標値に達し、参加した子どもたちの基本的な生活習慣づくり、規範意識や協調性の向上につながる等の成果が確認されている。関係者の努力を高く評価したい。この通学合宿をはじめとする体験活動は、経験値としてはその教育効果が認められているが、さらにプログラム内容と方法の効果を明らかにし、検証結果を広く共有することが望まれる。また、実施のための仕組みや支援体制についても複数のモデルを提示するなど、学校と地域との連携で取組が積極的に推進される条件整備を進めることが必要である。

(3) 施策 10 読書活動の充実

子どもの読書活動の推進については、市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されており、読書習慣の定着に一定の成果がみられるものの、一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合が、小・中学生ともに全国平均を上回っている状況である。司書教諭の配置等人的措置とともに、各校における司書教諭の役割を検証するなど、学校図書館が有効に機能する体制づくりを進める必要がある。そのためには、一部の教員だけではなく、教員組織全体が、学校図書館を学習センター、情報センターとして活用する意識を持つための研修、学校図書館の資料、設備の一層の充実を図ることが求められる。

(4) 施策 11 学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

地教行法の改正により、すべての学校に学校運営協議会を設置することが努力義務となっている。福岡県においても、市町村に対してコミュニティ・スクールの導入・実践を促す取組が進められている。留意したいのは、学校運営協議会をつくることが目的ではなく、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働活動によって、子どもたちの成長発達のよりよい支援体制がつくられると同時に地域の活性化にも資するという趣旨を、学校と地域の関係者が共有することである。学校にとっては「社会に開かれた教育課程」の実施においても、地域との連携は欠かせないものである。「CS ディレクター」を配置するだけでなく、その機能が十分果たされる環境整備、支援体制づくりが必要である。

(5) 施策 12 家庭教育支援の充実

県内ほとんどの公立小・中学校で「“新” 家庭教育宣言」が実施され、家庭教育支援チームを全市町村に派遣する等、学校・家庭・地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでいることは評価できる。

他方、児童虐待等の現状から、家庭教育が困難な家庭、PTA 活動に参加しない(できない)保護者が一定数存在する状況である。関係教育部門では、福祉部局との連携をさらに進め、学校だけでは限界がある児童生徒のきめ細かいサポート体制を強化することが求められる。また、施策 11 と関連する部分ではあるが、家庭学習が難しい児童生徒には地域人材を活用して学習支援する等、家庭教育を補完する地域の支援体制づくりを一層推進する必要がある。

(6) 施策 23 社会教育活動の推進

県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実のために、さまざまな取組が実施されている。特に、ふくおか社会教育応援隊の派遣、ふくおか社会教育ネットワークへのアクセス件数が伸びていること、中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会においては、県行政と実行委員会が連携、NPO やボラ

ンティア、企業等、地域で活動する団体等の広域ネットワークが形成され、地域課題に対応する学習が行われていることは、高く評価される。

今後、さらに市町村や学校のニーズを把握しつつ、現代的課題に対処する学習機会の創出とそのための研修が推進されること、情報の収集と提供環境のより一層の整備を期待する。

(7) 施策 24 社会教育施設の充実

社会教育施設は、体験学習の場、ネットワーク形成の場であり、県民の学習拠点として重要である。県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善やプログラム開発に取り組み、研修を実施する等、その努力は評価される。多様化する社会のニーズに対応し、より多くの県民の利用を促すことができるよう、一層の工夫と努力を期待したい。自然の家や図書館等は、学校との連携をさらに推進されたい。

施設の利用者数は減少傾向が続いている。人口減少・少子社会においては、利用者の数だけでなく、満足度等の質的評価を指標として考えることも検討してよいのではないか。

IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について（自由記述）

柱と施策ごとに取組を点検・評価する方法は妥当であるが、縦割りでそれぞれを評価するため、複数の事業に関わるテーマを横につないで全体を把握することが難しいといううらみがある。たとえば、地域学校協働活動のような学校と地域との連携活動や「鍛ほめ福岡メソッド」の取組は、学力・体力の向上、不登校等への対応、家庭教育支援、キャリア教育等、さまざまな施策に関わって成果が示されるものである。必要に応じて、横の関わりをつないでその取組の全体像が見えるような表現と点検・評価の視点を加えることができないか検討することによって、よりよい施策の実施と成果の検証を目指していただきたい。

以上

資料等

関係法令

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正)

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正)

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条 ※現第26条（平成27年4月1日改正））

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

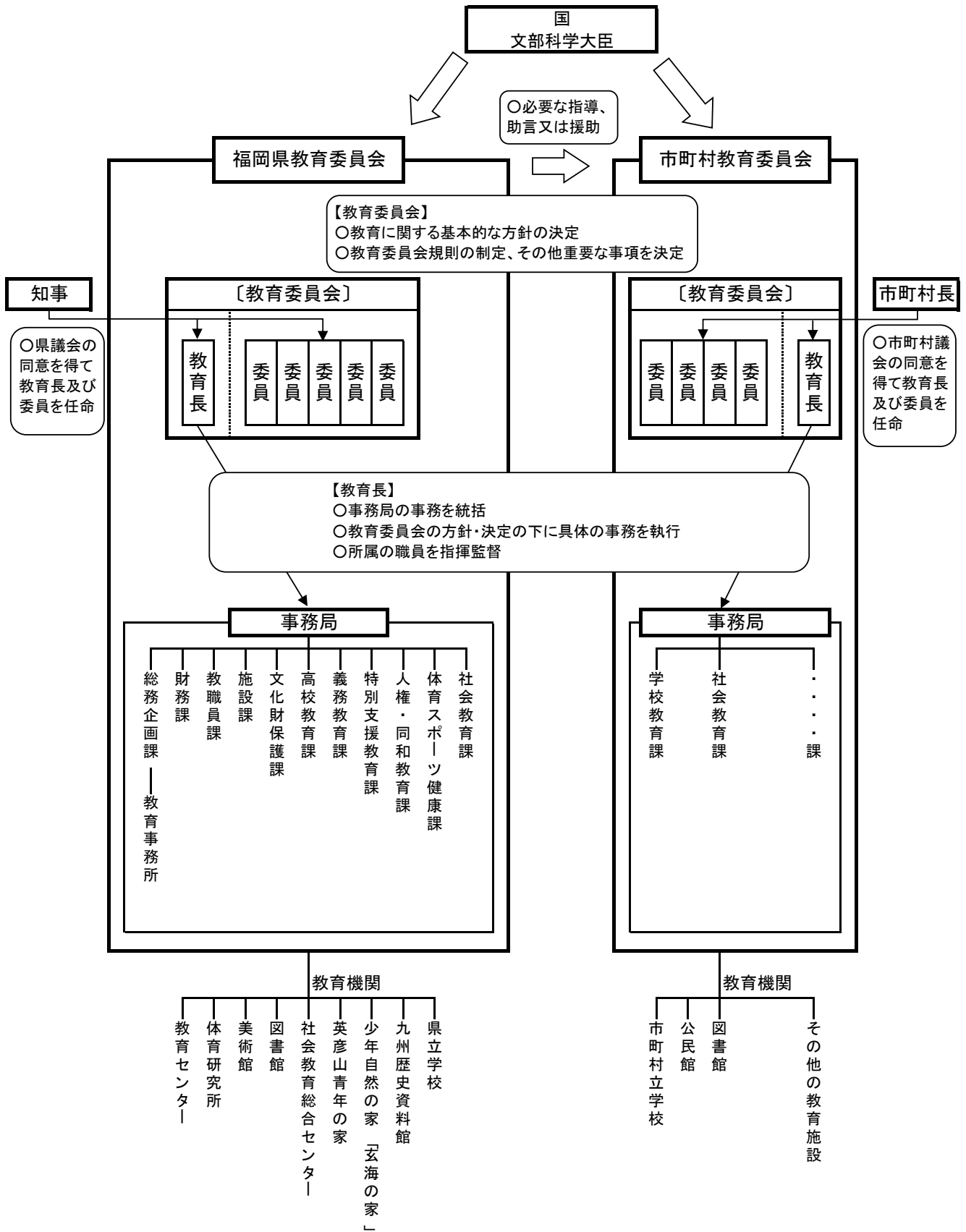
(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

現在の福岡県教育行政の仕組み



福岡県内学校数等一覽

令和元年5月1日現在

学校種	設置者	学校数		学級数	児童・生徒数	教員数 (本務者)	職員数		
		本校	分校						
幼稚園	計	429	1	2,729	59,352	4,976	807		
	国	1		3	57	6			
	公	32		121	2,273	208	18		
	私	396	1	2,605	57,022	4,762	789		
小学校	計	733	5	11,518	282,011	17,521	2,672		
	国	3		43	1,280	62	9		
	公	721	5	11,386	278,299	17,286	2,620		
	私	9		89	2,432	173	43		
中学校	計	365	3	4,719	134,958	9,765	1,252		
	国	3		30	1,083	55			
	公	小計	335	3	4,461	126,705	9,244	1,140	
		県	4		30	1,190	58	4	
		市町村組合	331	3	4,431	125,515	9,186	1,136	
	私	27		228	7,170	466	112		
義務教育学校	市	2		21	213	49	9		
高等学校	全日制	計	160		1,892	124,270	8,204	1,814	
		公	小計	101		1,892	71,964	5,085	1,199
			県	92		1,721	65,327	4,561	1,113
			市町村組合	9		171	6,637	524	86
			私	59			52,306	3,119	615
	定時制	計	20	2	171	3,051	337	56	
		県	20		160	2,966	312	53	
		市町		2	11	85	25	3	
	通信制	計	5			3,465	70	18	
		県	1			1,395	28	4	
		私	4			2,070	42	14	
	専攻科	計	12			889			
		県	2			69			
		私	10			820			
中等教育学校	計	2		24	651	69	17		
	県	1		18	572	50	11		
	私	1		6	79	19	6		
特別支援学校	計	38		1,505	6,189	3,340	537		
	県	20		716	2,979	1,636	351		
	市	18		789	3,210	1,704	186		

福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2120212
登録年度 2	登録番号 0003



^{きた}
"鍛えて、ほめて、伸ばす! 子どもの可能性"

^{きた}
～「鍛ほめ福岡メソッド」展開中～

問い合わせ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課

電話 092-643-3882（教育政策推進室）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>